ちば

建設業許可の手引

（令和７年４月版）

チーバくん

千葉県　県土整備部　建設・不動産業課

（注）今後国からの通知により内容等変更の可能性があります。申請時にはホームページを確認してください。

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

千葉県知事が、建設業法第 3 条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書（同法第６条に基づく許可申請書の添付書類及び第 11 条（第 17 条で準用するものを含む。）に基づく届出書を含む。以下「許可申請書等」をいう。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

１．許可申請の審査事務（千葉県知事、国土交通大臣及び他都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合を含みます。）
２．建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
３．許可申請書類の閲覧
４．国、地方公共団体及び建設業法施行令第 27 条の 2 に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供（公共工事発注支援データベース システムにより提供するものを含みます。）
５．他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
６．その他提供することについて特別の理由のあるとき

【建設業許可申請等の相談について】

この手引に記載されていない事項などについて、行政書士の方などが、直接職員に相談をする場合は、建設・不動産業課建設業班又は各土木事務所（連絡先は本手引の最終ページ参照）にご連絡ください。ただし、**相談は事前審査ではありませんので、相談を受けた後の申請であっても、審査の結果、補正指示、拒否処分、取り下げ等となる場合があります。**

○ 申請書類に虚偽や不正があった場合は、法律により罰せられます。
○ 行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、「官公署へ提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成」を業とすることができません。

この手引は、紙媒体による申請（以下、「紙申請」という）と電子申請に共通する事項及び紙申請のみに該当する事項について記載しています。したがって、電子申請を行う場合は、本手引に加えて別途「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）操作マニュアル」（国土交通省ホームページ掲載）をご覧ください。

目次

1　建設業の許可について
（１）建設業の許可 1
（２）建設業の種類（業種） 1
（３）特定建設業の許可と一般建設業の許可 2
（４）知事許可と国土交通大臣許可 2

2　許可の基準（許可を受けるための要件）
（１）建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること 3
（２）営業所技術者等を営業所ごとに置いていること 4
（３）請負契約に関して誠実性を有していること 4
（４）請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有すること 5
（５）欠格要件等に該当しないこと 5
（６）許可要件詳細一覧表 6

3　許可申請の手続き
（１）紙申請の場合の申請書の提出先及び提出部数 9
（２）許可の申請区分 9
（３）許可申請手数料 10
（４）申請上の留意点 11
（５）許可通知書の送付 11
（６）標準処理期間 11
（７）許可の有効期間―法第３条― 11
（８）紙申請の場合の添付書類及びとじ方 12

4　建設業許可申請書類・確認資料一覧表
（１）建設業許可申請書類（閲覧に供するもの） 13
（２）建設業許可申請書類（閲覧に供さないもの） 14
（３）確認資料 15

5　様式記載例（紙申請の場合）
（１）建設業許可申請書（様式第一号） 18
（２）建設業許可申請書　別紙一 19
（３）建設業許可申請書　別紙二（１） 19
（４）建設業許可申請書　別紙二（２） 20
（５）営業所技術者等一覧表　別紙四 20
(6-1) 工事経歴書（様式第二号） 21
(6-2) 工事経歴書（様式第二号）※経営事項審査を受審する場合 23
（７）直前３年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号） 25
（８）使用人数（様式第四号） 26
（９）誓約書（様式第六号） 26
(10) 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第七号） 27
(11) 常勤役員等略歴書（様式第七号別紙）（様式第七号の二　別紙一） 28
(12) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二) … 29
(13) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第七号　別紙二) 31
(14) 健康保険等の加入状況（様式第七号の三） 32
(15) 営業所技術者等証明書（新規・更新）（様式第八号） 34
(16) 実務経験証明書（様式第九号） 35
(17) 指導監督的実務経験証明書（様式第十号） 36
(18) 建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号） 37
(19) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号) 38
(20) 建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号） .. 39
(21) 株主（出資者）調書（様式第十四号） 39
(22) 財務諸表（様式第十五号～十九号） 40

(23) 営業の沿革（様式第二十号） 41
(24) 所属建設業団体（様式第二十号の二） 41
(25) 主要取引金融機関名（様式第二十号の三） 43
(26) 定　款 43
(27) 登記事項証明書 43
(28) 身分証明書 43
(29-1) 成年後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書 44
(29-2) 医師の診断書 44
(30) 納税証明書 47

6　確認資料
（１）常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経営経験の確認資料 . 48
（２）常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料 52
（３）健康保険等の加入状況の確認資料 53
（４）営業所技術者等としての資格を有することを証明する資料 56
（５）実務経験証明書の確認資料 60
（６）指導監督的実務経験証明書の確認資料 60
（７）営業所技術者等の常勤性の確認資料 60
（８）建設業法施行令第３条に規定する使用人の確認資料 60
（９）財産的基礎要件の確認資料 61
(10) 事業主（支配人を含む）・役員等の確認資料 61
(11-1) 営業所の実態の確認資料 62
(11-2) 営業所の所有状況の確認資料 62

7　許可取得後の届出事項等
（１）事業年度終了届　(決算終了届) 64
（２）変更届等 66
（３）廃業届 73
（４）建設業許可証明書 75
（５）建設業許可業者として守るべき主な事項 76
（６）建設業法に違反すると 83

8　付表
（１）建設工事の区分に関する資料 84
（２）類似した建設工事の区分の考え方 87
（３）建設業許可に関するよくある質問と回答 94
ア．建設業許可に関する一般的事項 95
イ．建設工事区分に関する事項 97
ウ．許可申請の手続きに関する事項 99
エ．身分証明書・登記されていないことの証明書、登記事項証明書(商業登記簿)等に関する事項 100
オ．常勤役員等(経営業務の管理責任者等)及び営業所技術者等に関する事項 101
カ．健康保険等の加入状況に関する事項 107
キ．その他 112

（４）建設業の有資格コード一覧表 115
（５）指定学科一覧表 121
（６）市町村コード表 122
（７）勘定科目の分類 123
（８）廃業届を提出する際の本人確認について 130
（９）各種問い合わせ先 131

令和７年４月版　主な改正点

〇建設業法の改正（令和 6 年 12 月 13 日、令和 7 年 2 月 1 日施行）に伴う改正
・営業所に配置される技術者の呼称について、「専任技術者」から「営業所技術者」及び「特定営業所技術者」（以下、「営業所技術者等」という）へ変更した。
・特定建設業の許可が必要な工事の請負金額について改正した。（P2）
・主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例について、要件を改正した。（P82）
・営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との兼任が認められる場合について、要件を改正した。(P82)
〇その他の改正
・常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性（営業所技術者等の常勤性）を確認する資料について修正した。(P52)
・「建設業許可に関するよくある質問と回答」について一部を修正した。(P94～P114)
・「建設業の有資格コード一覧表」を差替えた。(P115～120)

押印について

許可申請等にあたり作成する書類（始末書、申立書、非常勤証明書等を含む）については、電子申請及び紙申請のいずれにおいても原則不要です。

但し、確認資料等として提出する書類のうち、当事者間で取り交わすべき書類については押印が必要です。
（例）請負契約書、賃貸借契約書、出向協定書　等
（※その他要件の確認にあたり疑義が生じた場合は、押印を求める場合があります。）

また、実務経験証明書については、押印をすることで営業所技術者等の在籍確認資料の提出を省略することができます（電子申請の場合は押印のある実務経験証明書（様式第九号）を確認資料として添付してください）。
（※実務経験期間中の常勤性に疑義が生じた場合は証明者の押印があっても提出を求めます。）
加えて、廃業届については、押印をすることで本人確認資料の添付又は提示が不要となります。

お知らせ

標準処理期間４５日の経過を待たず、許可通知日に関する問い合わせをいただきますが、土木事務所での受付ないし補正資料提出から４５日経過していない場合はお答えできませんので御了承ください。
また、代理人におかれましては、許可申請者に必ず確認を行ったうえで、お問い合わせください。

1　建設業の許可について

（１）建設業の許可

建設業を営もうとする者は、表１に掲げる「軽微な建設工事」のみを請け負う場合を除き、建設業の許可を受けなければなりません。（建設業とは、元請・下請を問わず、また、法人・個人を問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。）

なお、表１に掲げる「軽微な建設工事」の請負代金の額とは、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の合計額をいい、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えた額をいいます。

表１　軽微な建設工事（＝許可を受けなくとも請け負うことができます。）

土木一式工事等 （建築一式工事以外）	１件の請負代金が 500 万円未満の工事（税込み）
建築一式工事※	次の①か②のいずれかに該当する工事 ①１件の請負代金が 1,500 万円未満の工事（税込み） ②延べ面積 150 ㎡未満の木造住宅工事

※「建築一式工事」とは．．．．．．

総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事。住宅の新築工事が代表例であり、通常、元請として請け負った工事のみ該当します。（詳しくはＰ84,97～を参照）

（２）建設業の種類（業種）

建設業の許可は、表２に掲げる 29 の業種に分かれており、業種ごとに許可を受けることが必要です。（土木工事業、建築工事業の許可を持っていても、各専門工事の許可を持っていない場合は、消費税込 500 万円以上の専門工事を単独で請負うことはできません。）

表２　建設業の種類（業種）

土木工事業	建築工事業	大工工事業	左官工事業
とび・土工工事業	石工事業	屋根工事業	電気工事業
管工事業	ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業	ガラス工事業
塗装工事業	防水工事業	内装仕上工事業	機械器具設置工事業
熱絶縁工事業	電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業	清掃施設工事業
解体工事業	※解体工事業は、平成２８年６月１日より追加		

※建設業・建設工事の種類の詳細については、Ｐ84～、P97～を参照

（３）特定建設業の許可と一般建設業の許可

①特定建設業の許可

発注者から直接請け負った１件の建設工事につき、下請代金の合計額が 5,000 万円（税込）以上（建築一式工事は 8,000 万円（税込）以上）となる下請契約を締結して施工する場合は、特定建設業の許可が必要です。

なお、元請負人が 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上の工事を下請施工させようとする時の 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）には、元請負人が提供する資材の価格は含みません。

②一般建設業の許可

特定建設業の許可を要しない工事のみを施工する場合は、一般建設業の許可が必要です。

（４）知事許可と国土交通大臣許可

①知事許可

一つの都道府県内のみに「営業所」※を置いて営業を行う場合は、知事許可が必要です。

②国土交通大臣許可

二つ以上の都道府県内に「営業所」を置いて営業を行う場合は、国土交通大臣許可が必要です。

※「営業所」の所在地にご注意ください！

建設業許可の申請には、建設業の本店として、実態的な業務を行っている事実上の事務所の所在地を記入してください（必ずしも登記上の本店とは一致しません）。

（参考）　建設業法でいう「営業所」とは、本店若しくは支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所（請負契約の見積もり、入札、請負契約等の実態的な業務を行っている事務所）をいいます。

したがって、建設業に無関係な支店、単なる登記上の本店、事務連絡所、工事事務所、作業所などは営業所と認められません。

また、これらの事務所には、常勤役員等（経営業務の管理責任者等）又は令第３条の使用人が常勤し、一般建設業許可においては営業所技術者が、特定建設業許可においては特定営業所技術者が常勤している必要があります。

２　許可の基準（許可を受けるための要件）

（注：以下は概要です。詳細は必ず P6～8 の「許可要件詳細一覧表」及びこの手引の該当箇所を確認してください。）

許可を受けるためには、下記の要件を満たしていることが必要です。

（１）　「建設業に係わる経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること」
（２）　「営業所技術者等」（営業所技術者及び特定営業所技術者をいう、以下同じ）を営業所ごとに置いていること
（３）　請負契約に関して誠実性を有していること
（４）　請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有すること
（５）　欠格要件等に該当しないこと

（１）建設業に係わる経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること

①　「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）」又は「常勤役員等＋補佐人」がいること

ア　「常勤役員等、補佐人」とは

常勤役員等とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤のもの、個人である場合には本人又はその支配人をいい、補佐人とは、常勤役員等を直接に補佐する者をいいます。

主たる営業所には常勤役員等（補佐人がいる場合、該当の補佐人）を置かなければなりません。

常勤役員等となれる者は、営業取引上対外的に責任を有する地位において、経営業務について総合的に管理した経験（経管としての経験）を一定期間以上有する者で、補佐人となれる者は、補佐人になろうとする建設業を営む者における「財務管理」「労務管理」「業務運営」の業務経験を一定期間以上有する者です。（P6 参照）

営業取引上対外的に責任を有する地位とは、法人の役員、委員会設置会社の執行役、個人事業主、あるいは令３条の使用人等を指します。

イ　「常勤役員等（補佐人含む）」に関するその他の留意点

(ｱ)　他社の代表取締役、清算人等は、常勤性の観点から「常勤役員等」にはなれません（ただし、「他社」において複数の代表取締役が存在し、申請会社での常勤性に問題が無い場合を除く）。詳しくはP106 の Q40 を参照してください。

(ｲ)　「常勤役員等」は建設業の他社の技術者にはなれません。また、管理建築士、宅地建物取引免許における常勤の取引士等、他の法令により常勤を要する者と兼ねることはできません（建設業において常勤を要する営業所が他の法令により常勤を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において常勤を要する者を除く。ただし、他の法令に関することは管轄の行政庁等に御確認ください）。

(ｳ)　国会議員及び地方公共団体の議員は常勤性の観点から「常勤役員等」になれません。

(ｴ)　執行役員は「法人の役員」にはあたらないものの、「常勤役員等に準ずる地位」ではあり得ます。詳しくはP49 を参照してください。

②　健康保険、厚生年金、雇用保険に適切に加入していること

（２）営業所技術者等を営業所ごとに置いていること

許可を得ようとする建設業（業種）について、営業所技術者等を営業所ごとに置かなければなりません。

① 「営業所技術者等」とは

その営業所に常勤して、もっぱら請負契約の適切な締結やその履行の確保のための業務に従事することを要する者で、下記の営業所技術者等としての資格を有することを証明した者をいいます。（詳しくは、P56 を参照）

ア　一般建設業の許可を受ける場合（営業所技術者）

次のいずれかに該当することを証明する。

・学歴＋実務経験を有する者（法第七条第二号イ該当）
・実務経験を有する者（法第七条第二号ロ該当）
・資格を有する者（法第七条第二号ハ該当）

イ　特定建設業の許可を受ける場合（特定営業所技術者）

次のいずれかに該当すること。

・資格を有する者（法第十五条第二号イ該当）
・指導監督的実務経験を有する者（法第十五条第二号ロ該当）
・国土交通大臣の認定を受けた者（法第十五条第二号ハ該当）

② 営業所技術者等に関するその他の留意点

ア　他社の代表取締役、清算人等は、常勤性の観点から営業所技術者等にはなれません（「他社」において複数の代表取締役が存在し、申請会社での常勤性に問題が無い場合を除く）。詳しくはP106 のQ40 を参照してください。

イ　営業所技術者等は建設業の他社の技術者にはなれません。また、管理建築士、宅地建物取引業免許における専任の取引士等、他の法令により常勤を要する者と兼ねることはできません（建設業において常勤を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。ただし、他の法令に関することは管轄の行政庁等に御確認ください）。

ウ　国会議員又は地方公共団体の議員は常勤性の観点から営業所技術者等にはなれません。

エ　住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者は常勤性の観点から営業所技術者等にはなれません。

オ　「常勤役員等(経管等)」と営業所技術者等は、同一営業所内では、両者を１人で兼ねることができます。

カ　複数の業種の営業所技術者等の要件を満たしている者は、同一営業所の複数の業種の営業所技術者等を兼ねることができます。

（３）請負契約に関して誠実性を有していること

次に掲げる許可申請者等が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがないことが必要です。

法人の場合…その法人、役員等、支店又は営業所の代表者

個人の場合…その者又は支配人

（４）請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有すること

倒産することが明らかでなく、かつ、許可申請の際に次に掲げる要件を満たしている必要があります。

① 一般建設業の場合

次のア～ウのいずれかに該当すること。

ア 直前の決算（新規設立の企業にあっては、創業時における財務諸表）において自己資本（貸借対照表の「純資産合計の額」）が 500 万円以上であること。

イ 500 万円以上の資金調達能力のあること（P61 参照）。

ウ 直前 5 年間許可を受けて継続して営業した実績のあること（更新申請や許可を受けて5 年以上経過した後の業種追加申請の場合に該当します）。

② 特定建設業の場合

次のア～エのすべてを満たすこと

ア 欠損の額（貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額）が資本金の 20%を超えないこと。

イ 流動比率（流動資産／流動負債×100）が 75%以上であること。

ウ 資本金が 2,000 万円以上であること。

エ 自己資本の額（貸借対照表の純資産合計の額）が 4,000 万円以上であること。

（５）欠格要件等に該当しないこと

欠格要件等に該当する場合には、許可を受けられません。(P8 を参照)

※「役員等の一覧表」（様式第一号別紙一）に記載すべき「役員等」について

① 「役員等」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずるもの又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者のことをいいます（法第５条第３項）。

「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者」である可能性がある者の例として、「総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主」及び「出資の総額の 100分の 5 以上に相当する出資をしている者」（個人である者に限る）があげられますが、これら以外であっても法人に対して実質的に支配力を有している者は含まれます。

② 「役員等」に関するその他の留意点

・法人の役員、令３条使用人

・・・役員等の一覧表、令３条使用人一覧表に記載が必要であり、成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書、身分証明書、及び住民票の提出が必要です。

・株主、出資者、相談役、顧問（法人の役員、令３条使用人を兼ねる者を除く）

・・・役員等の一覧表に記載が必要ですが、登記されていないことの証明書、身分証明書、住民票の提出は不要です。

（６）許可要件詳細一覧表

<table>
<tr><th colspan="2">一般建設業の許可
―法第７条各号―</th><th>特定建設業の許可
―法第 15 条各号―</th></tr>
<tr><td>１建設業に係わる経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること</td><td colspan="2">

１「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）」又は「常勤役員等＋補佐人」がいること

イ　<u>常勤役員等（※１）</u>のうち１人が次のいずれかに該当する者であること
（１）建設業に関し５年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
（２）建設業に関し５年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）
（３）建設業に関し６年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

ロ　<u>常勤役員等（※１）</u>のうち１人が次の（１）（２）のいずれかに該当する者であることに加えて、
（１）建設業に関し、２年以上役員等としての経験を有し、かつ、５年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（下記①～③の業務を担当する者に限る。）
（２）５年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し２年以上役員等としての経験を有する者（５年の役員等経験の内、建設業に関し２年以上の役員等経験）

次の①～③に該当する者を、当該常勤役員等を直接に補佐する者（補佐人）としてそれぞれ置くこと。
①財務管理の業務経験を５年以上有する者
②労務管理の業務経験を５年以上有する者
③業務運営の業務経験を５年以上有する者
※２当該補佐人の経験は、補佐人になろうとする建設業を営む者の経験に限る。
※３①～③は同一人物でも可。

※１常勤役員等とは、法人では　合同会社の業務執行社員、合資会社若しくは合名会社の無限責任社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事、これらに準ずる者等をいう。
また、個人では本人又は支配人のことをいう。
注）「役員」には、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

２　健康保険、厚生年金、雇用保険に適切に加入していること

</td></tr>
<tr><td colspan="3">営業所ごとに次のいずれかに該当する者（営業所技術者等）を置くこと</td></tr>
<tr><td>２
営業所技術者等</td><td>

イ　学校教育法（P.57 の<参考>参照）による高校の所定学科（旧実業高校を含む）を卒業後 5 年以上、大学の所定学科（高等専門学校・旧専門学校を含む）を卒業後 3 年以上、専門学校の所定学科卒業後 5 年以上(専門士若しくは高度専門士を称する者の場合は 3 年以上）の許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する実務経験を有する者等
（P121 の「指定学科一覧表」参照）
ロ　10 年以上、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する実務経験を有する者（学歴・資格を問わない）
ハ　イ、ロと同等以上の知識・技術・技能を有すると認められた者
①P115～117 の資格区分に該当する者
②その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者

</td><td>

イ　許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が定めた試験に合格した者又は建設業の種類に応じて国土交通大臣が定めた免許を受けた者
(P118～120 の資格区分に該当する者)
ロ　法第７条第２号イ・ロ・ハに該当（左欄参照）し、かつ、元請として 4,500 万円以上の工事（昭和 59 年 10 月 1 日前にあっては、1,500 万円以上、平成 6 年 12 月 28 日前にあっては、3,000 万円以上）について 2 年以上指導監督的な実務経験を有する者
ハ　国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者（大臣認定者）

＊指定建設業（P57 参照）については上記のイ又はハに該当する者に限る

</td></tr>
<tr><th colspan="2">一般建設業の許可
―法第７条各号―</th><th>特定建設業の許可
―法第 15 条各号―</th></tr>
</table>

<table>
<tr><td>3
誠
実
性</td><td colspan="2">法人である場合においては、当該法人又はその役員等若しくは政令で定める使用人　（支店長・営業所長）、個人である場合においてはその者又は支配人が、請負契約に関し、「不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者」でないこと。
その例として、上記の者が建築士法・宅地建物取引業法等で「不正」又は「不誠実な行為」を行ったことにより免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から5年を経過しない者である場合は、許可を受けることはできません。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4

財
産
的
基
礎
等</td><td colspan="2">請負契約を履行するに　足る財産的基礎等のあること</td></tr>
<tr><td>下記の①、②、③のいずれかを満たすこと

①申請日の直前の決算において自己資本*[1]が500万円以上であること
②500万円以上の資金調達能力のあること（P61参照）
③許可申請直前の過去5年間、都道府県知事又は国土交通大臣の建設業許可を受けて継続して営業した実績のあること</td><td>申請日の直前の決算において下記の①～③、申請日時点で④の要件すべてを満たすこと

①欠損の額*[2]が資本金の20%を超えないこと
②流動比率が75%以上であること
$$流動比率＝\frac{流動資産}{流動負債}\times100$$
③自己資本が4,000万円以上あること
④資本金が2,000万円以上であること</td></tr>
<tr><td colspan="2">※1　自己資本とは
法人にあっては貸借対照表の「純資産合計」の額をいう。個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。
※2　欠損の額とは
法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいう。個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。</td></tr>
</table>

5 欠格要件等	— 法 第 8 条 — 下記のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。また許可取得後も、いずれかに該当すると取消事由となります。 1　許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている 2　法人にあっては、その法人・法人の役員等（P5 参照）・令第 3 条に規定する使用人、個人にあっては、その本人・支配人・令第 3 条に規定する使用人、法人の役員または個人が営業に関し成年と同一の行為能力を有しない未成年である場合その法定代理人が次のいずれかに該当している ①破産者で復権を得ない者 ②心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの（＝精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者） ③不正の手段により許可を受けたこと等により、その許可を取り消され、その取り消しの日から 5 年を経過しない者　また、許可を取り消されるのを避けるため廃業の届出をした者で、届出の日から 5 年を経過しない者 ④建設業法の規定により営業の停止や禁止を命ぜられ、その期間が経過しない者 ⑤禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ⑥次の法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ア　建設業法 イ　建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法の規定で政令で定めるもの ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 エ　刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律 ⑦暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 ⑧暴力団員等がその事業活動を支配している者

３　許可申請の手続き

（１）紙申請の場合の申請書の提出先及び提出部数

① 千葉県知事許可
- 書類の提出先　申請者の主たる営業所の所在地を管轄する各土木事務所（出張所）
  ※手引の裏表紙「土木事務所（出張所）一覧表」参照
- 申請書の部数　正本１部、正本の写し（副本）１部、正本の写し（申請者控え）１部、計３部（綴じ方は、P12 参照）

② 国土交通大臣許可
- 問合せ先　国土交通省関東地方整備局　建政部　建設産業第一課　建設業係
  048－601-3151　内線 6145、6146、6156

※許可申請書類の様式ダウンロードについては P16 を参照

（２）許可の申請区分

申　請　区　分		説　　　　明
1	新　　　規	・現在有効な許可をどこの許可行政庁からも受けていない場合
2	許可換え新規	・他の都道府県知事許可から千葉県知事許可へ ・千葉県知事許可から国土交通大臣許可へ ・国土交通大臣許可から千葉県知事許可へ
3	般・特新規	・一般建設業**のみ**を受けている者が特定建設業を申請する場合 ・特定建設業**のみ**を受けている者が一般建設業を申請する場合
4	業種追加	・一般建設業を受けている者が他の一般建設業を申請する場合 ・特定建設業を受けている者が他の特定建設業を申請する場合
5	更　　　新	・許可を受けている建設業を引き続き行う場合
6　～　9		上記 3～5 の組み合わせによる場合

注）特定建設業の許可を受けている者が、特定営業所技術者になれる者がいなくなったことにより同じ業種について「特→般」にするときは、特定建設業について廃業届を提出し、新たに一般建設業の許可を取得する必要があります。

（参考）組織変更等の場合の申請区分

変更届出書により処理できる場合
ア　特例有限会社⇒株式会社に組織変更した場合
イ　持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）⇔株式会社に組織変更した場合
ウ　持分会社の種類を変更した場合（例：合名会社⇒合資会社）
エ　事業協同組合・企業組合・協業組合⇒株式会社に組織変更した場合

（３）許可申請手数料

許可の申請をしようとするときは、次により許可申請手数料又は登録免許税を納めなければなりません。

① 知事許可

手数料を証紙で納入する場合は、千葉県が発行する収入証紙を申請書の所定欄に貼付してください。なお、収入証紙はP131の千葉県収入証紙売さばき機関で購入できます。

②大臣許可

紙申請の場合は次のとおり登録免許税又は手数料を納入してください。

・新規（許可換え新規、般・特新規含む）の場合

登録免許税を主たる営業所の所在地を所管する地方整備局等の所在地を管轄する税務署に直接納入するか、日本銀行、国税の収納を行う日本銀行歳入代理店又は郵便局を通して直轄する税務署あてに納入し、その領収書を申請書の所定欄に貼付してください。（関東地方整備局は浦和税務署が納入先となります。）

・更新、業種追加の場合

手数料を収入印紙で納入し、申請書の所定欄に貼付してください。

※電子申請における納入方法については、別途「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）操作マニュアル」を参照してください。

許 可 申 請 手 数 料 等 一 覧

申請区分	大臣許可				知事許可	
	一般又は特定の一方のみを申請する場合		一般と特定の両方を申請する場合		一般又は特定の一方のみを申請する場合	一般と特定の両方を申請する場合
	免許税	収入印紙	免許税	収入印紙	収入証紙	
1新規	15万円	―	30万円	―	9万円	18万円
2許可換え新規	15万円	―	30万円	―	9万円	18万円
3般・特新規	15万円	―	―	―	9万円	―
4業種追加	―	5万円	―	10万円	5万円	10万円
5更新	―	5万円	―	10万円	5万円	10万円
6般・特新規＋業種追加	―	―	15万円	5万円	―	14万円
7般・特新規＋更新	―	―	15万円	5万円	―	14万円
8業種追加＋更新	―	10万円	―	※15万円又は20万円	10万円	※15万円又は20万円
9般・特新規＋業種追加＋更新	―	―	15万円	10万円	―	19万円

例）一般又は特定の一方のみを業種追加し一般と特定の両方を更新する場合　15万円

一般と特定の両方について業種追加し一般と特定の両方を更新する場合　20万円

注）許可申請手数料は、許可申請の審査事務に要するものであり、許可を得られなかった場合や許可申請を取り下げた場合であっても**還付されません。**

（４）申請上の留意点

P3～5の「許可の基準」、P6～8の「許可要件詳細一覧表」及びP17の「提出書類作成上の注意」該当部分を参照の上、申請してください。

なお、常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、営業所技術者等は、既に許可を受けている他の業者で、これらの者として申請・届出されていないことを確認の上、申請してください。

特に、直近で他の業者を退職等した者については、削除の届出等が提出されているか、当該業者に、必ず確認してください。

代理人による申請の場合であっても、県から申請者（法人、個人事業主）に直接問い合わせすることがあります（営業所への連絡ができない場合は許可できません）。

新規以外の申請にあたり、提出の必要な変更届(事業年度終了を含む)が未提出の場合は、申請と併せて提出が必要です。

（５）許可通知書の送付

紙申請の場合は、原則として申請者本人に特定記録郵便にて郵送します。但し、申請代理人宛ての郵送を希望する場合は、委任状に「許可通知書の受領に関する一切の件」等と明記したうえで、送付先の誤りを防止するため、申請代理人の所在地（郵便番号を含む）を明記した別紙等を添付してください。なお、申請代理人が送付用封筒に送付先を自ら記入する場合は、別紙等を添付する必要はありません。

また、電子申請の場合は、紙申請と同様の紙媒体による交付又は電子データによる交付のいずれかを申請者に選択していただきます。

なお、窓口での交付は行いませんのでご注意ください。

（６）標準処理期間

千葉県知事許可の場合は、特に補正の必要がない限り、**申請書を提出してから45日**です。

上記の期間は、申請の処理に要する**期間の目安**であり、その期間の経過をもって直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法第３条第５項にいう「不作為の違法」に当たるものではありません。補正等があれば、この処理期間も必要となるため、余裕を持って申請してください。

（７）許可の有効期間　　　―法第３条―

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の対応する日の前日までです。当該期間の末日が日曜日等の休日であっても、その日で満了することになります。

なお、引き続き建設業を営もうとする場合には、5年間の有効期間が満了する日の90日前から**30日前まで**に、許可更新の申請を行ってください。やむを得ない事情等により、有効期間が満了する30日前を遅れた申請については、理由を付記した始末書（任意様式）を、千葉県知事宛に申請者が作成し、正本・副本・控えのそれぞれに添付したうえで提出してください。手続きをしない場合は、許可の効力を失います。

※更新手続きと同時に業種追加等の申請を行う場合、知事許可は有効期限の60日前までに、手続を行ってください（この場合に、始期の制限はありません）。

（参考）許可の有効期間の調整（一本化）

許可を受けたあと、さらに他の建設業について許可の申請（業種追加、般・特新規）をした場合、現在保有している許可に加え、新たに許可年月日が異なる許可を受けることになります。許可年月日が異なる複数の許可を保有していると、許可の有効期間に応じて更新手続きを行う必要があります。
そこで、まだ有効期間が残っている建設業の許可を、他の建設業の許可と許可年月日をあわせて更新することで、１件の許可とすることが可能となっています。
この手続きを「許可の有効期間の調整（一本化）」といいます。
※申請区分１～４及び６では一本化はできません。
※申請区分５で許可年月日を複数保有している場合は、一本化するかどうか選択が可能です。
※申請区分７～９では必ず一本化されます。
※一本化は保有する全ての許可業種が対象です。一本化する業種を選ぶことはできません。

（８）紙申請の場合の添付書類及びとじ方

申請書は「建設業許可申請書類・確認資料一覧表」（P13～15）の順にＡ４に統一して、ホチキスでとじるか左側に２穴開け、とじひもでとじます。
とじる順番は、P13～15 の「建設業許可申請書類・確認資料一覧表」のとおりにしてください。
また、確認資料はＡ４に統一し（原本が A4 より小さい資料は縮小しないこと）、申請書とは別とじにしてください。
さらに、千葉県知事許可を申請する場合は、入力項目のある様式（※）も提出してください。
なお、郵送により提出する場合は、適正な金額の切手を貼付した返信用封筒（又はレターパック）を同封してください。

《千葉県知事許可》

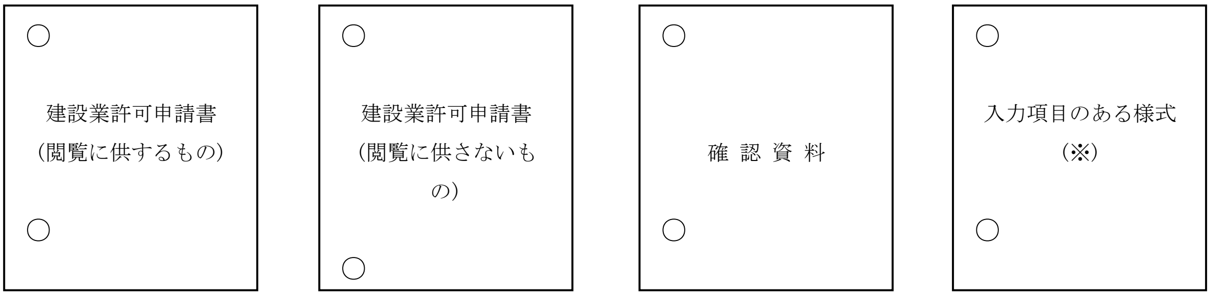

建設業許可申請書（閲覧に供するもの）	建設業許可申請書（閲覧に供さないもの）	確認資料	入力項目のある様式（※）
正本　１通	正本　１通	正本　１通	※　１通
副本　１通	副本　１通	副本　１通	
控え　１通	控え　１通	控え　１通	

上記が遵守されていない場合は、標準処理期間４５日以内の許可ができません。その他補正事項がある場合も同様です。

４　建設業許可申請書類・確認資料一覧表

【申請区分】１．新　　　規　２．許可換え新規　３．般・特新規　４．業種追加　５．更　　新
６．般・特新規＋業種追加　７．般・特新規＋更新　８．業種追加＋更新　９．般・特新規＋業種追加＋更新

（１）建設業許可申請書類（閲覧に供するもの）

No.	申請書及び添付書類	申請区分				摘　　要	説明ページ
		１・２	３・４・６	５	７・８・９		
1	建設業許可申請書(様式第一号)	○	○	○	○		18
2	申請書別紙一(役員等の一覧表)	(法)	(法)	(法)	(法)	支配人登記があっても個人事業主は不要	19
3	申請書別紙二(1)(営業所一覧表)新規等	○	○		○		19
	申請書別紙二(2)(営業所一覧表)更新			○	○		20
4	申請書別紙三	○	○	○	○	申請手数料を証紙で納入する場合に提出 手数料分の証紙を様式中央に縦一列に貼付	
5	申請書別紙四（営業所技術者等一覧表）	○	○	○	○		20
6	工事経歴書(様式第二号)	○	○		○	実績なしでも作成	21
7	直前３年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)	○	○		○	実績なしでも作成	25
8	使用人数(様式第四号)	○	○		○		26
9	誓約書(様式第六号)	○	○	○	○		26
10	健康保険等の加入状況（様式第七号の三）	○	○	○	○		32
11	建設業法施行令第三条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)	△	△	△	△	No.3 の「従たる営業所」欄に記載した場合に提出	37
12	定款	(法)	□	□	□		43
13	貸借対照表(様式第十五号)	(法)				新規設立で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表を提出	40
14	損益計算書(様式第十六号)	(法)					40
15	株主資本等変動計算書(様式第十七号)	(法)					40
16	注記表(様式第十七号の二)	(法)					40
17	附属明細表(様式第十七号の三)	(法)				資本金１億円を超える株式会社又は直前の貸借対照表の負債の部に計上した金額が200億円以上の株式会社の場合に提出	40
18	貸借対照表(様式第十八号)	(個)				新規設立で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表を提出	40
19	損益計算書(様式第十九号)	(個)					40
20	営業の沿革(様式第二十号)	○		○	○		41
21	所属建設業者団体(様式第二十号の二)	○		□	□	申請区分１・２は該当なしの場合も作成	41
22	主要取引金融機関名(様式第二十号の三)	○		□	□	申請区分１・２は該当なしの場合も作成	43

○：必要書類　　(法)：法人申請の場合に提出　　(個)：個人申請の場合に提出
△：該当する場合に提出(摘要欄参照)　　□：変更がある場合に提出

（２）建設業許可申請書類（閲覧に供さないもの）

No.	申請書及び添付書類	申請区分 1・2	申請区分 3・4・6	申請区分 5	申請区分 7・8・9	摘　　要	説明ページ
1-1	①常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(様式第七号)						27
	②常勤役員等の略歴書 (様式第七号別紙)						28
1-2	①常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第七号の二第一～四面)	○	○	○	○	①の2～4面は、同一の者が複数兼ねることができるが、その場合であっても、それぞれの業務経験ごとで作成すること ②については、①の 1 面に記載の者を、③については、①の 2～4 面に記載の者をそれぞれ作成すること	29
	②常勤役員等の略歴書 (様式第七号の二別紙一)						28
	③常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第七号の二別紙二)						31
2	営業所技術者等証明書(様式第八号)	○	○		○	申請業種に係る営業所技術者等についてのみ提出	34
3	営業所技術者等としての資格を有することを証明する資料	○	○		○	卒業証明書、資格証明書等(写)、監理技術者資格者証(写)、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書のうち該当する書類	56
4	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)	○	○	○	○	役員等の一覧表に記載した役員等又は個人事業主について提出（経管は除く。）	38
5	建設業法施行令第三条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第十三号)	△	△	△	△	建設業法施行令第三条に規定する使用人の一覧表に記載した者について提出	39
6	身分証明書(本籍地の市町村で発行)	○	○	○	○	「役員等の一覧表に記載した者（役員・令３条使用人でない者で、議決権の 100 分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者を除く）及び建設業法施行令第三条に規定する使用人又は個人事業主（個人事業主が登記した支配人を含む）」（以下、「役員等の一覧表に記載した者等」）について提出(申請前３月以内に発行のもの)	43
7-1	成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書(法務局、地方法務局の本局の戸籍課で発行)					NO.6 摘要記載の「役員等の一覧表に記載した者等」のうち、医師の診断書により、建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる者を除き提出(申請前3月以内に発行のもの)	44
7-2	医師の診断書	○	○	○	○	契約締結及びその履行にあたり必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができる旨の記載したもので、その根拠が記載されたもの NO.6 摘要記載の「役員等の一覧表に記載した者等」のうち、成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書により、成年被後見人又は被保佐人に該当しないことが認められる者を除き提出(申請前３月以内に発行のもの)	44
8	株主(出資者)調書(様式第十四号)	(法)		□	□	申請区分１・２は該当なしの場合も作成	39
9	登記事項証明書(商業登記簿)	(法)	(法)	(法)	(法)	申請日前３か月以内に発行されたもの ※個人で支配人登記している場合も必要	43
10	納税証明書	○				申請日前３か月以内に発行された県税事務所等が発行する、法人事業税又は個人事業税の「納付すべき額及び納付済額を証する書面」	47

1-1 又は 1-2 どちらか一方を提出する

7-1 又は 7-2 どちらか一方を提出する

（３）確認資料

No.	申請書及び添付書類	申請区分 1・2	 3・4・6	 5	 7・8・9	摘　　要	説明のページ
1	事業主・役員等の確認資料	○	○	○	○	申請日前３か月以内に発行された住民票	61
2	営業所の実態の確認資料	○	△		△	営業所の写真	62
3	営業所の所有状況の確認資料	△	△		△	主たる営業所及び従たる営業所の所在地が登記上の本支店所在地（個人事業主は住民票の住所）と異なる場合に提出	62
4	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料	○	○	○	○	申請日前 3 か月以内に発行された住民票及び社会保険に係る書類等	52
5	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の業務経験の確認資料	○	△		△	新規・許可換え新規申請の場合は必須。その他の許可申請では、既に確認を受けた期間を超えて経験を確認する必要がある場合に提出	48
6	営業所技術者等の常勤性の確認資料	○	○	○	○	申請日前 3 か月以内に発行された住民票及び社会保険に係る書類等（申請に関わらない営業所技術者等も必要）	60
7	実務経験証明書の確認資料	△	△		△	実務経験証明書を使用する場合に提出	60
8	指導監督的実務経験証明書の確認資料	△	△		△	指導監督的実務経験証明書を使用する場合に提出	60
9	建設業法施行令第三条に規定する使用人の確認資料	△	△	△	△	建設業法施行令第三条に規定する使用人がいる場合に提出	60
10	財産的基礎要件の確認資料	△	△			一般建設業許可申請で自己資本が 500 万円未満の場合に提出 残高証明書又は融資証明書の場合、証明基準日が申請日前１月以内のもの	61
11	健康保険等の加入状況の確認資料	○	○	○	○		53

※委任された行政書士は、委任状を確認資料の最後に添付。

（４）入力項目のある様式（紙申請の場合に提出・上記で作成したものをコピーしてください）

No.	申請書及び添付書類	申請区分 1・2	 3・4・6	 5	 7・8・9	摘　　要	説明のページ
1	申請書（様式第一号）	○	○	○	○		18
2-1	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書　（様式第七号）	○					27
2-2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）						29
3	営業所技術者等証明書（様式第八号）	○	○		○		34
4	健康保険等の加入状況（様式第七号の三）	○					32

どちらか一方を提出する（2-1、2-2）

※（１）、（２）、（３）及び（４）はそれぞれ別とじにしてください。

（注）申請書類の記載内容を確認するため、上記以外にも確認資料の提出を求める場合があります。
○：必要書類　　(法)：法人申請の場合に提出　　(個)：個人申請の場合に提出
△：該当する場合に提出（摘要欄参照）　　□：変更がある場合に提出

※紙申請の場合の申請書類の様式について

様式は、下記の千葉県ホームページから入手してください。

（ホームページから様式を取得することが困難な方は、各土木事務所に相談してください。）

〇各ページへの行き方

千葉県庁ホームページのホーム→環境・まちづくり→まちづくり

→建築・建設・不動産事業者の方へ→建設関係→建設業許可について

・申請書類の様式をダウンロードしたい場合

→建設業許可に係る様式について

http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/tetsuzuki/kyoka-youshiki/index2.html

５　様式記載例（紙申請の場合）　※様式番号順

P18　（１）建設業許可申請書　**（様式第一号）**

P19　（２）建設業許可申請書　**別紙一**

（３）建設業許可申請書　**別紙二（１）**

P20　（４）建設業許可申請書　**別紙二（２）**

（５）建設業許可申請書　**別紙四（営業所技術者等一覧表）**

P21　（６－１）工事経歴書　**（様式第二号）**

P23　（６－２）工事経歴書　**（様式第二号）※経審を受審する場合**

P25　（７）直前３年の各事業年度における工事施工金額　**（様式第三号）**

P26　（８）使用人数　**（様式第四号）**

（９）誓約書　**（様式第六号）**

P27　（１０）常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書　**（様式第七号）**

P28　（１１）常勤役員等略歴書　**（様式第七号別紙）　（様式第七号の二別紙一）**

P29　（１２）常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書　**（様式第七号の二）**

P31　（１３）常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書　**（様式第七号別紙二）**

P32　（１４）健康保険等の加入状況　**（様式第七号の三）**

P34　（１５）営業所技術者等証明書（新規・変更）**（様式第八号）**

P35　（１６）実務経験証明書　**（様式第九号）**

P36　（１７）指導監督的実務経験証明書　**（様式第十号）**

P37　（１８）建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表　**（様式第十一号）**

P38　（１９）許可申請者の住所、生年月日等に関する調書　**（様式第十二号）**

P39　（２０）建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書　**（様式第十三号）**

（２１）株主（出資者）調書　**（様式第十四号）**

P40　（２２）財務諸表　**（様式第十五号～第十九号）**

P41　（２３）営業の沿革　**（様式第二十号）**

（２４）所属建設業団体　**（様式第二十号の二）**

P43　（２５）主要取引金融機関名　**（様式第二十号の三）**

（２６）定款

（２７）登記事項証明書

（２８）身分証明書

P44　（２９－１）成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書

（２９－２）医師の診断書

P47　（３０）納税証明書

※提出書類作成上の注意

紙申請の場合の申請書類作成にあたっては、**必ず**千葉県庁ホームページからダウンロードした**最新の様式を用い、**以下の点に注意すること。

・提出書類には、鉛筆・消せるペン等の使用はできません。
・提出書類は、全てＡ４サイズで統一してください（Ａ４未満の大きさの確認資料について、その写しを添付する場合は、縮小しないでください）
・提出書類は、両面印刷で作成しないでください。
・訂正がある場合は、二重線で補正してください。（修正ペン、砂消し等の使用は禁止です）

〇委任された行政書士は、委任状を添付してください（紙申請の場合は、正本・副本・控えのそれぞれに添付してください）。

〇各様式への押印は原則不要です。例外的に押印が必要な場合については、Ｐ１の前ページ「押印について」をご覧ください。

〇日付の記載項目がある様式については、全て日付を記載してください。
⇒原則、提出書類については申請日前３月以内に発行、作成又は証明されたもの等とします。（例外として、申請書、残高証明書等が該当します。）

〇営業所の登記上の所在地（個人事業主では住民票）と事実上の所在地が異なる場合は、全ての様式で**事実上の所在地を記載してください。**

〇住所の表記については丁目、番地等をハイフンで省略することができます。
ただし、様式第一号　建設業許可申請書の項番１１、カラムに記載する場合はハイフンで記入してください。

〇商号について、申請書に記載する字体は登記事項証明書と同じものとしてください。

〇提出する住民票は、マイナンバーの表記のないものとしてください。

〇確認資料について、写しを提出できる場合は鮮明なものに限ります。原本を改変したものは認められません。また、原本の提示を求めることがあります。

〇**手引きに記載の確認資料は原則であり、申請された事実を認定するため、記載のない資料の追加提出を求める場合があります。**
→**上記が遵守されていない場合は、原則として補正が必要となります。**

（１）建設業許可申請書（様式第一号）

様式第一号（第二条関係）

（用紙Ａ４）

00001

建　設　業　許　可　申　請　書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和　〇〇　年　〇〇　月　〇〇　日

> 該当しない宛先を取消線で消す

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
千葉県　知事　殿

申請者　千葉県千葉市中央区市場町１－１
なのはな建設株式会社　代表取締役　千葉一郎

> 事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入

代理人

> 枠内は記入しない

行政庁側記入欄

項番	項目	記入内容
01	許可番号	大臣／知事コード、国土交通大臣／知事　許可（般／特－　）第　号　許可年月日　令和　年　月　日
	申請の区分	…追加　7.般・特新規＋更新　…新　8.業種追加＋更新　…＋業種追加　9.般・特新規＋業種追加＋更新
	許可の有効期間の調整	（1．する　2．しない）
04	許可を受けようとする建設業	1（土）、1、1 （1．一般　2．特定）
05	申請時において既に許可を受けている建設業	（記入なし）
06	商号又は名称のフリガナ	ナノハナケンセツ
07	商号又は名称	なのはな建設（株）
08	代表者又は個人の氏名のフリガナ	チバ　イチロウ
09	代表者又は個人の氏名	千葉　一郎　　支配人の氏名
10	主たる営業所の所在地市区町村コード	12101　都道府県名　千葉県　市区町村名　千葉市中央区
11	主たる営業所の所在地	市場町１－１
12	郵便番号	260－0856　電話番号　043－223－310…
	ファックス番号	０４３－２２５－４０１２
13	法人又は個人の別	1（1．法人　2．個人）　資本金額又は出資総額　5,000（千円）　法人番号　1234567890987
14	兼業の有無	1（1．有　2．無）　建設業以外に行っている営業の種類　建設資材の販売
15	許可換えの区分	（1．大臣許可→…　…知事許可→他の知事許可）
16	旧許可番号	大臣／知事コード、国土交通大臣／知事　許可（般／特－　）第　号　旧許可年月日　令和　年　月　日

> 更新時に複数の許可日をまとめる場合は「1」
> それ以外の場合は「2」

> 「項番 04」新たに許可を取得しようとする業種のみ記入
> ⇒新規・更新申請：対象業種を記入
> ⇒業種追加・般特新規申請：追加業種のみ記入
>
> 「項番 05」既に許可を受けている業種のみ記入
> ⇒新規申請は記入不要

> 該当する業種について
> 一般の場合は「1」
> 特定の場合は「2」

> 項番 06～09、11 は濁点、半濁点も含めて１カラムに記入

> 個人事業主で支配人登記している場合にのみ記入

> 姓と名の間は一カラム空ける

> 市町村コード表 P122 参照

> 市区町村に続くところから記入
> 丁目、番地などはハイフンで記入

> 登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入すること。
>
> ビル名、部屋番号等がある場合は記載する

> 13 桁の法人番号を記入（個人事業主は不要）

> 兼業があれば「1」を記入し、その業務内容について記入

> 許可換え新規時のみ記入

> 複数の許可を受けている場合は、最も古い許可の年月日を記入

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者及び同法第15条第２号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先

> 補正がある場合等の連絡先として使用するため、許可申請書類の記載内容に係る質問等に応答できる者について必ず記載する

所属等　総務部　　氏名　千葉　四郎　　電話番号　０４３－２２３－３１０８

ファックス番号　０４３－２２５－４０１２

（２）建設業許可申請書　別紙一　　　（個人事業主の場合は不要）

※記載すべき者についてはP5を参照してください。

別紙一　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

役　員　等　の　一　覧　表

令和　○○年　　○月　　○日

> フリガナを必ず記載

役員等の氏名及び役名等			
フリ 氏	ガナ 名	役　名　等	常勤・非常勤の別
チバ 千葉	イチロウ 一郎	代表取締役	常勤
チバ 千葉	ハナコ 花子	取締役	常勤
フナバシ 船橋	シンジロウ 伸二郎	相談役	
タテヤマ 館山	タロウ 太朗	顧問	
カトリ 香取	マサノブ 正信	株主等	

> 株主と出資者を除く役員等については、「常勤・非常勤の別」を記入する。

…株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限…
…て記載すること。
…の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

> 取締役等と、株主等が同一人物の場合は、取締役等として記入。
>
> 例：代表取締役が株主も兼ねている場合は「代表取締役」としてのみ記入する。

> 株式会社・有限会社・・・・取締役
> 合資会社・合名会社・合同会社
> ・・・・・・業務を執行する社員
> 組合・・・・・・・・・・・・・理事
> ｝全員を記入する。
> その他の者についてはP5参照。

（３）建設業許可申請書　別紙二（１）

別紙二（１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄
区　分
許　可　番　号　　　号　令和　年　月　日（許可年月日）

> 名称は申請者が決める（本店、本社　等）
> また、他に営業所名を記載する書類と統一すること
> ・「使用人数」様式第四号
> ・「健康保険等の加入状況」様式第七号の三
> ・「営業所技術者等証明書」様式第八号

（主たる営業所）

主たる営業所の名称　フリガナ　ホンテン
本店

営業しようとする建設業　8 3
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
1 　 　 　 1
変更前
（１．一般　２．特定）

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　8 4　フリガナ　タテヤマエイギョウショ
館 山 営 業 所

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　1 2 2 0 5　都道府県名　千葉県　市区町村名　館山市

従たる営業所の所在地　8 6　北 条 4 0 2 — 1

郵便番号　8 7　2 9 4 − 0 0 4 5　　電話番号　0 4 7 0 — 2 2 — 4 3 4 1

営業しようとする建設業　8 8
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
1
変更前
（１．一般　２．特定）

> 許可を受けようとする建設業のうち、当該事業所において営業しようとする建設業についてコードを記入する。

> 「従たる営業所」は、許可を受ける建設業について営業する主たる営業所以外の営業所を指す。
> 従たる営業所がない場合は主たる営業所欄のみ記入。

> 新規申請の場合は変更前の欄への記入不要。
> 業種追加、一般・特定新規等の申請、営業所の業種追加・業種廃止等の変更届の場合は変更前の欄も記入する。

（４）建設業許可申請書　別紙二（２）

更新の場合のみ添付

別紙二（２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

営　業　所　一　覧　表　（　更　新　）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる営業所	本店	千葉市中央区市場町１－１ （〒260-0855　TEL:043-223-3108）		土、と
従たる営業所	館山営業所	館山市北条４０２－１ （〒290-0045　TEL:0470-22-4341）		土

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入

（５）建設業許可申請書　別紙四（営業所技術者等一覧表）

別紙四

全ての申請で使用

営業所技術者等一覧表

令和　〇〇　年　〇〇　月　〇〇　日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名（フリガナ）	建設工事の種類	有資格区分
本店	上総（カズサ）　大地（ダイチ）	土－７、と－７ 管－７	１３、２９
館山営業所	安（ヤス）　房雄（フサオ）	土－７、と－７	１４

コード表に従い該当コードを記入。
（P115～120 参照）

（６－１）工事経歴書（様式第二号）　　※経営事項審査を受審しない場合

※経営事項審査を受審する事業者（予定を含む）はP23～24を参照して作成してください。

以下に従い作成し、表中の１３行全てを満たすように記入すること。
（未成工事を含め工事実績が１３件以上ある場合は、すべての行の記入が必須）
（新規設立法人の場合でも添付する。※「決算期未到来と記載」）

① 工事完成基準の場合は、主な完成工事を請負代金の大きい順に記載すること

（工期順、元請、下請順とはしないこと）

② 工事進行基準の場合は、請負代金の大きい順に完成工事を１０件記載し、続けて未成工事を２件記載することを原則とするが、実績に合わせ完成工事あるいは未成工事の記載する件数を増減させることで１３行全てに記載すること

③ 完成工事、未成工事合わせて１３件未満の実績の場合は、実績の全てを記載し、「以下余白」と記載すること

許可を受けようとする業種ごとに作成すること（業種追加申請時は、申請業種のみ作成すること）
ただし、工事の種類は請負工事ごとに判断し、１件の請負契約を分割して複数の建設工事の経歴としないこと

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）　　（用紙Ａ４）

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　**管**　工事　（税込・税抜）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	…市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者	監理技術者	請負代金の額	（・鋼橋上部）		完成又は完成予定年月
㈱さくらビル管理	元請		浜松町ビル空調設備工事	東京都港区	田中　太郎		レ	千円	千円	令和２年８月	令和３年１月
			千葉マンション給排水設備工事	千葉				千円	千円	令和２年５月	令和２年７月
			千葉タワー改修工事（給排水工事）	千葉				8,250 千円	千円	令和２年２月	令和２年３月
松田建設㈱	元請		木更津市公民館衛生設備工事					千円	千円	令和２年５月	令和２年６月
H（個人）	元請		H宅別棟冷暖房…事					千円	千円	令和２年９月	令和２年９月
I（個人）	元請		I事務所冷暖房機設置工事	銚子市	山田　次郎	レ		2,000 千円	千円	令和２年１月	令和２年３月
市川興産㈱	下請		船橋市民会館給…					2,500（1,500）千円	千円	令和２年４月	令和２年４月
田中工務店	下請		T邸給排水設備…					1,400 千円	千円	令和２年７月	令和２年６月
山本不動産㈱	元請		市原ビル衛生設備工事	市原市	佐藤　一郎	レ		1,000 千円	千円	令和２年３月	令和２年４月
山本不動産㈱	元請		市川ビル衛生設備工事	市川市	山田　次郎	レ		800 千円	千円	令和２年７月	令和２年８月
（未成工事）								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
太田建設㈱	下請		K邸空調機器設置工事	千葉市緑区	田中　太郎	レ		4,500（1,500）			３月
太田建設㈱	下請		O邸空調機器設置工事	柏市	佐藤　一郎	レ		2,500（1,000）			３月

				うち　元請工事	
小　計	12件	94,900千円	千円	89,500千円	千円
合　計	60件	130,120千円	千円	99,920千円	千円

監理技術者補佐の氏名も記載

各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にレ点を記載
（新規許可の場合は記載不要）

該当するものに〇を付す

共同企業体(JV)として行った工事には「JV」と記載

工事名のみでは工事内容が判別しにくい場合は（　）書きで簡潔に工事内容を記載すること

「注文者」及び「工事名」により個人の氏名が特定されないよう留意し、頭文字のアルファベットで記載すること

工事進行基準決算の場合、当該事業年度中の完成工事高を（　）書きで記載する

小計・合計のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記載

ページごとの完成工事の件数及び完成工事高の合計を記載

当該業種に係る全ての完成工事の件数及び完成工事高の合計を記載

記載要領

1　この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。

2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

3　この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

（1）経営規模等評価の申請を行う者の場合

（省略）

（2）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

4　下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

5　「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。

6　「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。

7　「ＪＶの別」の欄は、共同企業体（ＪＶ）として行つた工事について「ＪＶ」と記載すること。

8　「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第 26 条第１項又は第２項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。

9　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該工事契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

10　「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	ＰＣ
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

11　「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び 10 により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

12　「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び 10 により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

経営事項審査を受審する事業者は次ページを参照して作成してください。

問合わせ先：契約・審査班　０４３－２２３－３１１３、３１１６）

（６－２）工事経歴書（様式第二号）　　　※経営事項審査を受審する場合

（詳細は千葉県ホームページ上で公開されている「経審説明書」を御覧ください。）

①　元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の７割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記載

②　①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の約７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載。

注１：税抜 500 万円（建築は税抜 1,500 万円）未満の工事については 10 件まで記載
注２：請負代金の額の合計額の 1,000 億円超部分は記載不要

③　②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

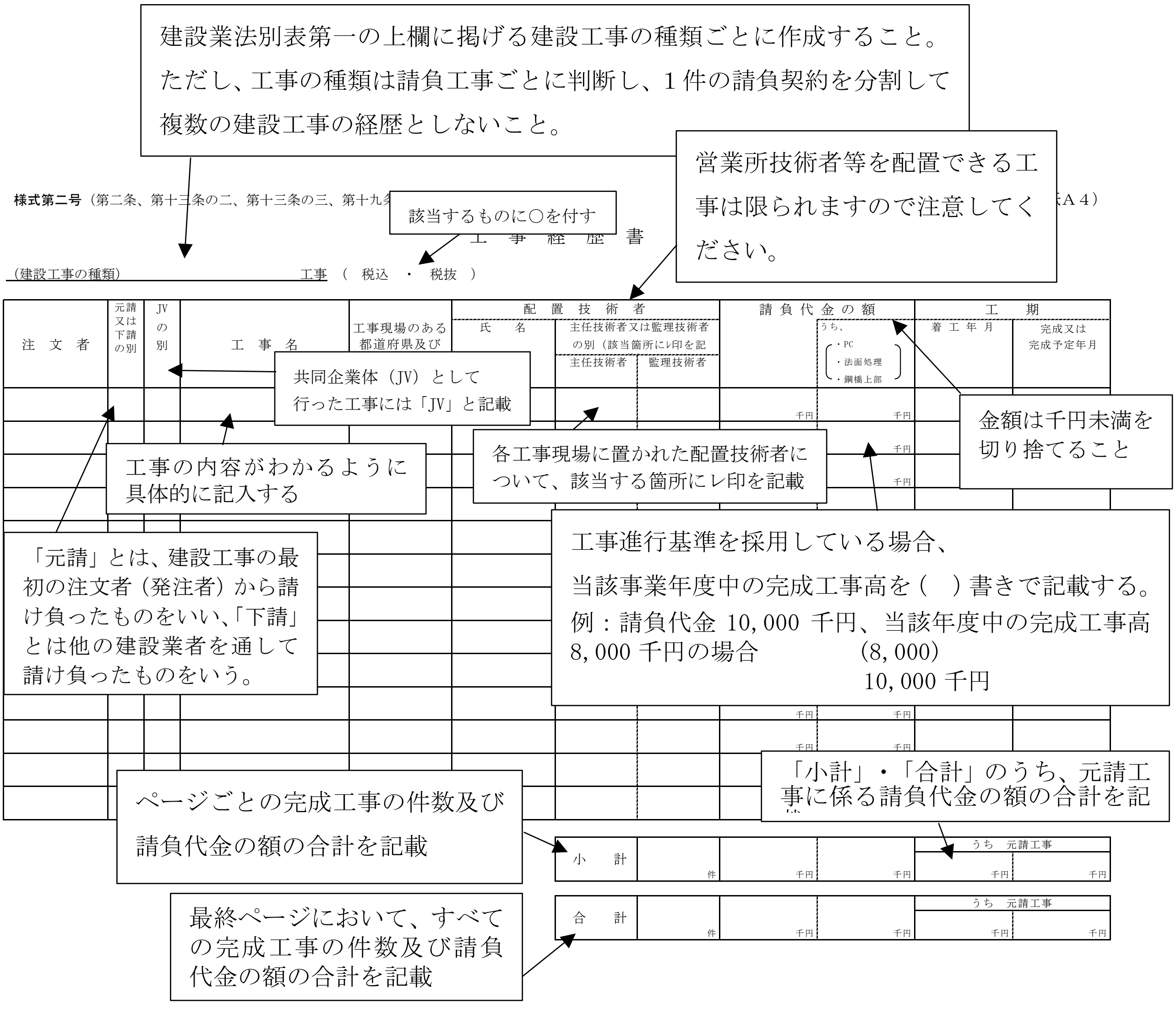

※（千葉県知事許可業者の方のみ）「配置技術者氏名」の欄に記載のある者で「技術職員名簿（20005帳票）」に配置技術者になり得る資格の記載のない者については、経営規模等評価の郵送審査の際に、資格を証する書類及び常勤性を確認できる書類（給与の源泉徴収簿等）の提示が必要です。ただし、退職等により基準日時点で在籍していない者を除きます。

記載要領

1　この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
3　この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

（１）経営規模等評価の申請を行う者の場合

①　元請工事（発注者から直接請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10 件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が 1,000 億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

②　それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10 件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が 1,000 億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

③　さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

（２）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

（省略）

4　下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
5　「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
6　「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
7　「ＪＶの別」の欄は、共同企業体（ＪＶ）として行つた工事について「ＪＶ」と記載すること。
8　「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第 26 条第１項又は第２項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
9　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
10　「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）　欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	ＰＣ
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

11　「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び 10 により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
12　「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び 10 により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

（７）直前３年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）

（新規設立法人の場合でも添付する。※「決算期未到来と記載」）

・様式第１号の工事業種の順番で記載する
・業種追加申請等の場合は、追加した業種も加えて記載する
・１枚につき４業種まで記載し、５業種目以降は２枚目を作成する

該当するものに○を付す

２枚以上（５業種以上）となる場合は最後のページにのみ記載

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木工事	とび土工工事	工事	工事		
第２０期 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	元請	公共	200,401	0			0	200,401
		民間	0	1,054			[illegible]	[illegible]
	下請		[illegible]	[illegible]				[illegible]
	計		[illegible]	[illegible]				[illegible]
第２１期 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	元請	公共	[illegible]	[illegible]			0	235,285
		民間	[illegible]	[illegible]			0	1,420
	下請		0	50,215			9,510	59,725
	計		235,285	51,635			9,510	296,430
第２２期 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	元請	公共	250,832	0			0	250,832
		民間	50,629	2,102			0	52,731
	下請		0	55,712			13,720	69,432
	計		301,461	57,814			13,720	372,995
第　　期 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　　期 令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

消費税については工事経歴書、財務諸表と同じ取り扱いとすること

直前３年の事業年度分について、工事経歴書を作成した業種ごとに記入。

工事経歴書の作成の無い業種はその他へ纏めて記入

対応する業種の工事経歴書の合計金額と一致

財務諸表の完成工事高と一致

新規設立法人で、決算期未到来の場合であっても事業年度を記入すること

記載要領

1　この表には、申請又は届出をする日の直前３年の各事業年度に完成した建設工事の請[illegible]

2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

3　「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分し[illegible]の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。

4　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
　ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。

資本金の額５億円以上、又は負債の合計額が200億円以上の株式会社のことをいう

5　「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。

建設業法施行規則

6　「許可に係る建設工事の施工金額[illegible]種類が５業種以上にわたるため、用紙が２枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工[illegible]、最終ページにのみ記載すること。

7　当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「０」と記載すること。

（８）使用人数（様式第四号）　　※様式下段の記載要領も御覧ください。

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙Ａ４）

令和　○　年　○　月　○　日

使用人とは雇用期間を特に限定することなく雇用された者とし、法人においては代表権を有する役員も含む

営業所の名称	建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第２号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人	事務関係使用人	合　計
本店	**１０人**	**５人**	**３人**	**１８人**
銚子営業所	**５人**	**３人**	**１人**	**９人**
合　計	**15人**	**8人**	**4人**	**27人**

建設業許可について、許可に関わる営業所技術者等の要件を満たす者の数を記入

法人で兼業がある場合は、建設業以外に従事する人数を除く

（９）誓約書（様式第六号）

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙Ａ４）

誓　　約　　書

{申請者／~~譲受人~~／~~合併存続法人~~／~~分割承継法人~~}、{申請者／~~譲受人~~／~~合併存続法人~~／~~分割承継法人~~}の役員等及び建設業法施行令第３条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第８条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

不要の項目を取消線で消す

本文を加筆・修正しないこと

令和○○年　○○月　○○日

申請者　**千葉県千葉市中央区市場町１番１号**
~~譲受人~~　**なのはな建設株式会社**
~~合併存続法人~~　**代表取締役　千葉　一郎**
~~分割承継法人~~

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
千葉県　知事　　殿

（１０）常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）

建設業法第７条第１号イ（１）～（３）に該当（常勤役員等を一人で経管とする場合）

※経営業務の管理責任者等に係る要件についてはP6参照

※証明者ごとに作成してください。

確認資料P48参照

様式第七号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 2

常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

（1）　下記の者は、建設業に関し、次のとおり第７条第１号イ ⑴ ~~⑵~~ ~~⑶~~ に掲げ…

経験年数は実際の経験年数ではなく、確認資料で証明できる年数と一致させること

役職名等	**代表取締役**
経験年数	**平成８年　５月から　平成２１年　８月まで　満　１３年　３月**
証明者と被証明者との関係	**役員**
備考	**千葉県知事許可（特－02）第123456号** **許可年月日　令和2年4月1日** **電話番号　043－223－3110**

P6参照

被証明者の在職した法人の代表者又は個人の事業主を記載する。

証明者が申請者以外の建設業許可業者である場合は、許可番号・電話番号等記入する

代表者の証明が得られない場合は、その理由（やむを得ない事由に限る）を必ず記載する

令和　○○年　○○月　○○日

千葉県千葉市緑区○○町２－５－１０
株式会社　県土整備建設
証明者 **代表取締役　鈴木　栄一**

（2）　下記の者は、許可申請者 の常勤の役員 / ~~本人~~ / ~~の支配人~~ で第７条第１号イ ⑴ ~~⑵~~ ~~⑶~~ に該当する者であることに相違ありません。

- 申請者が法人の場合
- 申請者が個人の場合
- 申請者が個人で支配人を置いている場合

令和　○○年　○○月　○○日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
千葉県 知事　殿

申請者 ~~届出者~~
千葉県千葉市中央区市場町１－１
なのはな建設株式会社
代表取締役　千葉　一郎

項番

申請又は届出の区分　1 7　**1**　（1．新規　2．変更　3．常勤役員等の更新等）

1:新規申請時
2:変更届提出時
3:更新・業種追加・般特新規申請時

変更の年月日　令和　年　月

更新申請等・変更届提出の場合は記入

千葉県知事コード:12

許可番号　1 8　**1 2**　大臣/知事 コード　国土交通大臣/知事 許可（般/特－　）第　　号　許可年月日　令和　年　月　日

記

姓のフリガナ最初の二文字を記入

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ　1 9　**チ バ**

姓と名の間は１カラム空ける

氏名　2 0　**千 葉 　 一 郎**

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

生年月日　**S 2 5**年**0 8**月**1 8**日

住所　**千葉県市川市○○2丁目20番2号**

経管本人の現住所を記入する

右詰めで記入
余白がある場合は
0を記入する

◎【変更前】

経管の変更届提出の場合に記入

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　2 1

生年月日　　年　月　日

備考
常勤役員等…

注：法人の解散等により代表者から証明を得られない場合や、個人事業主の死亡等により本人から証明を得られない場合には、P102 Q26を参照

（１１）常勤役員等略歴書（様式第七号別紙）（様式第七号の二別紙一）

様式第七号について記載した者⇒様式第七号別紙を作成する。

様式第七号の二第一面に記載した者⇒様式第七号の二別紙一を作成する。

別紙　　　　（用紙Ａ４）

常勤役員等の略歴書

現住所	千葉県市川市○○2丁目20番2号			
氏名	千葉　一郎	生年月日	昭和25年8月18日生	
職名	代表取締役			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自 S51年 4月 1日 至 H4年 3月 31日	千葉工事（株）入社、昭和61年より工事部長		
	自 H4年 4月 1日 至 H12年 6月 31日	なのはな建設（株）取締役就任		
	自 H12年 7月 1日 至 年 月 日	なのはな建設（株）代表取締役就任　　現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
賞罰	年月日	賞罰の内容		
		なし		

学校卒業後、現在に至るまでの職歴を記入する。

注）申請時に他社の取締役等兼ねている場合は、建設業に関係がなくても記載してください。また、国会議員及び地方公共団体の議員である場合に関しても記載してください。なお、議員は常勤性の観点から、経営業務の管理責任者、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等及び建設業法施行令第３条の使用人にはなれません。

建設業の行政処分及び行政罰のほか、その他の賞罰についても記載する。
該当がなければ「なし」と記入する。
※記載すべき「罰」について記載がない場合は、虚偽申告として取り扱い、監督処分の対象となりますので十分に注意すること。

上記のとおり相違ありません。

令和　○○年　○○月　○○日　　　　氏名　千葉　一郎

法人の代表者であっても、代表者としてではなく、個人として作成する。

記載要領

※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

（１２）常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）

建設業法第７条第１号ロ（１）～（２）に該当（常勤役員等を一人+補佐人を加えて経管とする場合）

※経営業務の管理責任者等に係る要件については P6 参照

※証明者ごとに作成してください。

確認資料 P51 参照

様式第七号の二（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 2

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

（第一面）

（1）　下記の者は、次のとおり第７条第１号ロ{(1) ~~(2)~~} に掲げる経験を有することを証明します。

経験年数は実際の経験年数ではなく、確認資料で証明できる年数と一致させること

役 職 名 等　　**取締役**

経 験 年 数　　**平成２６年　４ 月から　令和２ 年　４月まで　満　５ 年　１ 月**

証明者と被証明者との関係　　**役員**

備　　考

P6 参照

被証明者の在職した法人の代表者又は個人の事業主を記載する。

証明者が申請者以外の建設業許可業者である場合は、許可番号・電話番号等記入する

代表者の証明が得られない場合は、その理由（やむを得ない事由に限る）を必ず記載する

令和　○○年　○○月　○○日

千葉県千葉市中央区市場町１－１
なのはな建設株式会社
証明者 **代表取締役　千葉　一郎**

（2）　下記の者は、許可申請者{の常勤の役員 ~~本　　人~~ ~~の 支 配 人~~} で第７条第１号ロ{(1) ~~(2)~~} に該当する者であることに相違ありません。

・申請者が法人の場合
・申請者が個人の場合
・申請者が個人で支配人を置いている場合

令和　○○年　○○月　○○日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
千葉県　知事　　殿

千葉県千葉市中央区市場町１－１
申請者 **なのはな建設株式会社**
届出者 **代表取締役　千葉　一郎**

項番

申請又は届出の区分　［ ］ 1 7 **1** （1．新規　　2．変更　　3．常勤役員等の更新等）

1:新規申請時
2:変更届提出時
3:更新･業種追加･般特新規申請時

変更の年月日　令和　　年　　月　　日

更新申請等・変更届提出の場合は記入

千葉県知事コード:12

許可番号　［ ］ 1 8 **1 2**　大臣／知事 コード　国土交通大臣／知事 許可（般／特－□□）第□□□□□□号　許可年月日　令和□□年□□月□□日

姓のフリガナ最初の二文字を記入

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

姓と名の間は１カラム空ける

氏名のフリガナ　［ ］ 1 9 **タ テ**

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏　　名　［ ］ 2 0 **館 山** □ **太 郎**　　生 年 月 日 **H 0 3** 年 **0 6** 月 **2 0** 日

住　　所　**千葉県船橋市○町１－５－３**

常勤役員等の現住所を記入する

右詰めで記入
余白がある場合は
0 を記入する

◎【変　　更　　前】

常勤役員等の変更届提出の場合に記入

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏　　名　［ ］ 2 1 □□□□□□□□□□　　生 年 月 日 □□□年□□月□□日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

（１２）常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）

第二面　財務管理の業務経験を有する者

確認資料 P51 参照

（用紙Ａ４）

（第二面）

（３）　下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

経験年数は実際の経験年数ではなく、確認資料で証明できる年数と一致させること

令和　〇〇年　〇〇月　〇〇日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
千葉県　知事　殿

申請者 ~~届出者~~
千葉県千葉市中央区市場町１－１
なのはな建設株式会社
代表取締役　千葉　一郎

役職名等	**常務**
経験年数	**平成２６年　４月から　令和２年　４月まで　満　５年　１月**
証明者と被証明者との関係	**社員**
備考	

申請又は届出の区分　[ ] 2 2 **1**　（1．新規　2．変更　3．常勤役員等を直接に補佐する者の更新等）

1:新規申請時
2:変更届提出時
3:更新･業種追加･般特新規申請時

変更の年月日　令和　年　月

更新申請等・変更届提出の場合は記入

許可番号　[ ] 2 3 **1 2**（大臣／知事コード）　国土交通大臣／知事　許可（般／特－□□）第□□□□□□号　許可年月日　令和□□年□□月□□日

記

姓のフリガナ最初の二文字を記入

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ　[ ] 2 4 **タ ナ**

姓と名の間は１カラム空ける

氏名　[ ] 2 5 **田 中 □ 三 郎**

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕
生年月日　**S 5 0** 年 **0 2** 月 **2 8** 日

住所　**千葉県柏市〇〇１０２－３－１**

補佐人の現住所を記入する

右詰めで記入
余白がある場合は
0 を記入する

◎【変　更　前】

補佐人の変更届提出の場合に記入

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　[ ] 2 6 □□□□□□□□□□　生年月日　□□□年□□月□□日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

第三面　労務管理の経験を有する補佐人

（用紙Ａ４）

（第三面）

下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

第四面　業務管理の経験を有する補佐人

財務管理、労務管理、業務運営の経験を有する補佐人が同一人物の場合でも、第二面～四面それぞれ作成が必要

（第四面）

下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

（１３）常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第七号別紙二）

様式第七号の二　第二面～第四面に記載した者について作成すること。

別紙二　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現　住　所	千葉県柏市○○102－3－1		
氏　名	田中　三郎	生　年　月　日	昭和50年2月28日
職　名	常務		

	期　間	従事した職務内容
職	自　H16年　4月　1日 至　H22年　3月　31日	なのはな建設株式会社に入社。建設業に従事
	自　H22年　4月　1日 至　年　月　日	なのはな建設株式会社 常務に就任　建設業の業務運営に携わる　現在に至る
	至　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日	
	至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
歴	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

Ｐ２８（１１）常勤役員等略歴書（様式第七号別紙）（様式第七号の二別紙一）と記載方法は同様

	年　月　日	賞罰の内容
賞		なし
罰		

上記のとおり相違ありません。

令和　○○年　○○月　○○日　　　　　　　　氏　名　田中　三郎

記載要領

※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

（１４）健康保険等の加入状況（様式第七号の三）

確認資料 P53 参照

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況

（1）　健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
（2）　下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

加入状況に変更があった場合は（2）に、それ以外の場合は（1）に〇を付す

令和　〇〇年　〇〇月　〇〇日

~~北海道開発局長~~
千葉県　知事　殿

千葉県千葉市中央区市場町１－１
申請者 **なのはな建設株式会社**
~~届出者~~ **代表取締役　千葉　一郎**

許可番号　国土交通大臣／知事　許可（般／特－　　）第　　　号　　許可年月日　令和　　年　　月　　日

千葉県知事許可業者の場合は千葉県知事許可番号を記入

営業所一覧表に記載した順に記入

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	**20** 人 (**2** 人)	**1**	**1**	**1**	健康保険	〇〇〇　〇〇〇
					厚生年金保険	〇〇〇　〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
銚子支店	**10** 人 (**0** 人)				健康保険	**本店一括**
					厚生年金保険	**本店一括**
					雇用保険	**本店一括**
合計	人					

加入は「1」適用除外は「2」本店一括適用の承認に係る営業所は「3」を記入

法人にあってはその役員も含め全ての従業員数、
個人にあってはその事業主も含め全ての従業員数を記入する。
上記人数の内役員又は個人事業主（同居親族である従業員及び短時間労働者※を含む）の人数を（　）内に記入
※短時間労働者については手引 P107 Q&A45 を参照
※従業員数の記載方法について手引 P111 Q&A52 を参照

事業所整理番号及び事業所番号等を記入
※一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載
※健康保険組合に加入している場合は、「健康保険」の欄には「〇〇健康保険組合」等、組合名を記入してください

記載方法等について詳しくは、Ｐ107 のＱ＆Ａ44～を参照

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

参考資料3　国土交通省　全国社会保険労務士会連合会

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。

注意点

【従事する作業の内容】
ガイドラインで定める現場入場制限は建設工事を対象としています。
ただし、他業種についても同様に社会保険への加入は法令上の義務です。

【労働者か使用者か】
「労働者」であるか「使用者」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。

【働き方】
働き方によって加入すべき保険の種類が変わってきます。
一人親方の場合は、実態としても「請負」であるか注意してください。

【事業所の形態】
「法人」であるか「個人」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。
また、「個人」の場合は従業員数によっても変わってきます。

【労働者の年齢】
厚生年金は原則70歳未満が被保険者となります。
70歳以上は適用除外です。
健康保険は75歳以上で後期高齢者医療（適用除外）となります。

国民年金は原則60歳未満が被保険者となります。

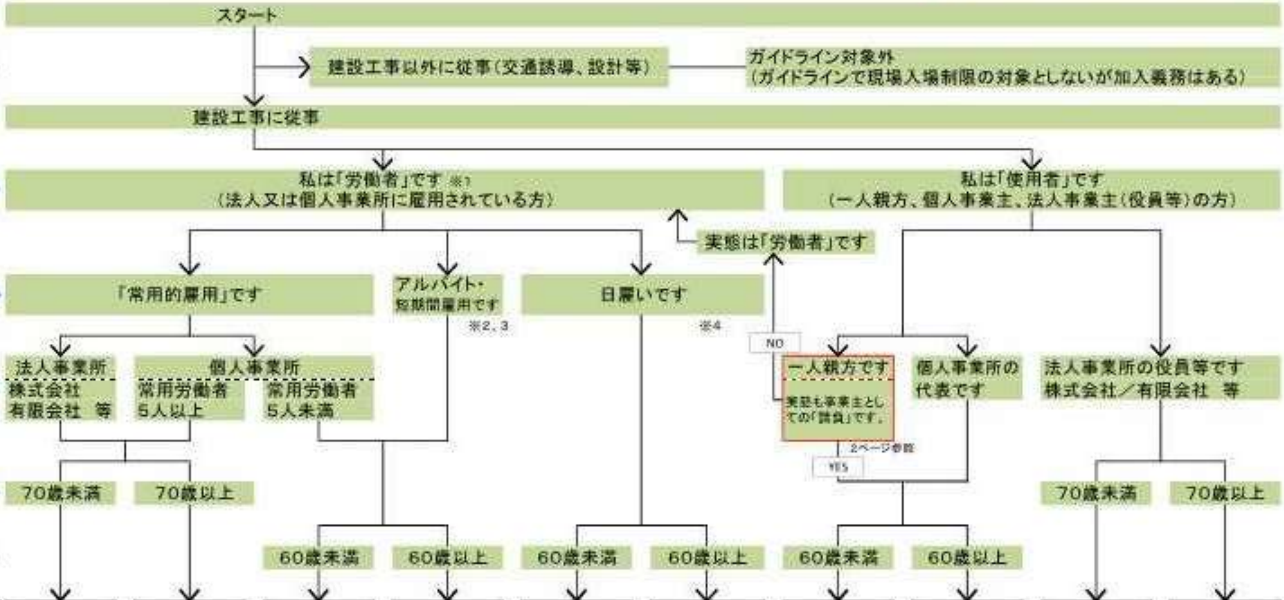

保険の種類		加入によるメリット	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
労働保険	雇用保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。	雇用保険		（雇用保険）※5		日雇雇用保険		適用除外			
社会保険	医療保険（健康保険）	業務外での病気やケガにより仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給与が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。	協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合（建設国保等）※6		国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等）		国民健康保険 又は 日雇特例被保険者		国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等）		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合（建設国保等）※6	
	年金保険	老後に給付金を受け取ることができる老齢年金のほか、もしもの時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給要件が手厚くなっている。	厚生年金	適用除外	国民年金	適用除外	国民年金	適用除外	国民年金	適用除外	厚生年金	適用除外

右表はガイドラインにおける「適切な保険」の範囲です。
「●」がついている保険について、作業員が適切な保険に加入しているかチェックしてください。
適切に加入していない場合　元請：下請に対して加入指導
下請：自社の労働者を加入させる

区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
雇用保険	●	●	●	●	–	–	–	–	–	–
医療保険	●	●	–	–	–	–	–	–	●	●
年金保険	●	–	–	–	–	–	–	–	●	–

（参考）	労災保険	業務上や通勤途中のケガや病気に対して給付される。	元請が一括して加入（現場労災）	特別加入

※1 事業主と同居する家族従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は加入できず、労災保険は特別加入となります。
※2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽや厚生年金への加入が必要です。
※3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者です。
※4 日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働単価を受け取る者です。
※5 1週間の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。
※6 法人や常時5人以上使用する個人事業所であっても、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険として扱われます。

＊ガイドライン…「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

事業主に従業員を加入させる義務があるもの　個人で加入するもの

（１５）営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第八号）

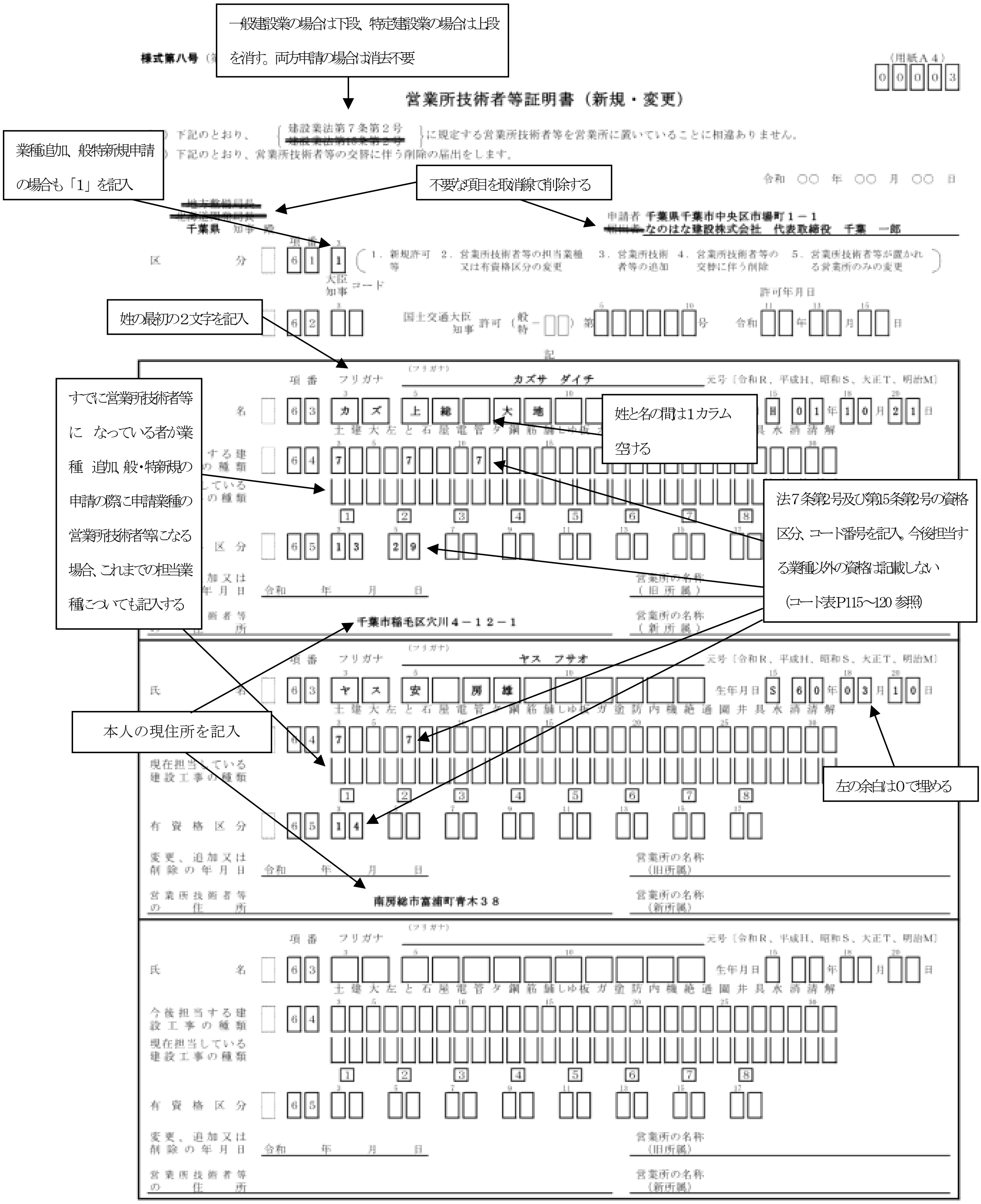

一般建設業の場合は下段、特定建設業の場合は上段を消す。両方申請の場合は消去不要

業種追加、般特新規申請の場合も「1」を記入

不要な項目を取消線で削除する

姓の最初の2文字を記入

すでに営業所技術者等になっている者が業種追加、般・特新規の申請の際に申請業種の営業所技術者等になる場合、これまでの担当業種についても記入する

姓と名の間は1カラム空ける

法7条第2号及び第15条第2号の資格区分、コード番号を記入。今後担当する業種以外の資格は記載しない（コード表P115～120 参照）

本人の現住所を記入

左の余白は0で埋める

様式第八号

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 3

営業所技術者等証明書（新規・変更）

下記のとおり、{ 建設業法第７条第２号 / ~~建設業法第15条第２号~~ }に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。

下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和　○○　年　○○　月　○○　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
千葉県　知事　殿

申請者　千葉県千葉市中央区市場町１－１
~~届出者~~　なのはな建設株式会社　代表取締役　千葉　一郎

区分　項番 6 1　1 （1．新規許可等　2．営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更　3．営業所技術者等の追加　4．営業所技術者等の交替に伴う削除　5．営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更）

大臣 知事 コード　6 2　国土交通大臣 知事 許可（般 特－　）第　　号　許可年月日 令和　年　月　日

記

項番　フリガナ　カズサ　ダイチ　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　6 3　カ ズ 上 総 _ 大 地　生年月日 H 0 1 年 1 0 月 2 1 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類　6 4　7 _ _ _ 7 _ _ _ 7

現在担当している建設工事の種類

有資格区分　6 5　1 3　2 9

変更、追加又は削除の年月日　令和　年　月　日　営業所の名称（旧所属）

営業所技術者等の住所　千葉市稲毛区穴川４－１２－１　営業所の名称（新所属）

項番　フリガナ　ヤス　フサオ　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　6 3　ヤ ス 安 _ 房 雄　生年月日 S 6 0 年 0 3 月 1 0 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類　6 4　7 _ _ _ 7

現在担当している建設工事の種類

有資格区分　6 5　1 4

変更、追加又は削除の年月日　令和　年　月　日　営業所の名称（旧所属）

営業所技術者等の住所　南房総市富浦町青木３８　営業所の名称（新所属）

項番　フリガナ　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　6 3　生年月日　年　月　日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類　6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分　6 5

変更、追加又は削除の年月日　令和　年　月　日　営業所の名称（旧所属）

営業所技術者等の住所　営業所の名称（新所属）

（１６）実務経験証明書（様式第九号）

この様式は、実務経験を要する営業所技術者等の場合に必要です。

（法第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号の該当者　P6 参照）

様式第九号（第三条関係）

実　務　経　験　証　明　書

下記の者は、　管　工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和　○年　○月　○日

千葉県知事許可(般-21)第987654
許可年月日　H. 21. 6. 12
許可業種　土・建・ほ・管
電話番号　043-223-3110

千葉市中央区市場町１－１
なのはな建設株式会社
証　明　者　代表取締役　千葉　一郎

被証明者との関係　社　員

記

技術者の氏名	松戸　太郎	生年月日	昭和３６年○月○日	使用された期間	平成　3 年 4 月
使用者の商号又は名称	なのはな建設株式会社				平成 22 年 3 月
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事主任	千葉市○○邸　新築ガス配管工事　他			平成 11 年 1 月から 11 年 12 月まで	
〃				平成１２年　１月から１２年１２月まで	
〃				平成１３年　１月から	
〃	千葉市○○マンション新築衛生設備工事　他			平成１４年　１月から	
〃	千葉市○○マンション冷暖房設備工事　他			平成１５年　１月から１５年１２月まで	
〃	千葉市○○マンション空気調和設備工事　他			平成１６年　１月から１６年１２月まで	
〃	千葉市○○邸　風呂場改修工事　他			平成１７年　１月から１７年１２月まで	
〃	船橋市○○邸　風呂場改修工事　他			平成１８年　１月から１８年１２月まで	
工事課長	千葉市○○邸　改築給排水工事　他			ら１９年１２月まで	
〃	市原市○○邸　改築給排水工事　他			ら２０年１２月まで	
〃	市原市○○邸　新築ガス配管工事　他			ら２１年１２月まで	
	千葉市○○邸　風呂場改修工事　他			平成２２年　１月から２２年　３月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月	
				年　月から　年　月	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合　計　満 11 年 3	

記載要領
1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１　いて、証明者別に作成すること。
2　「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
3　「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

証明者は被証明者の使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする

申請者以外の証明者が申請業種の許可業者である場合は許可番号、電話番号等を記載する

証明者の立場から　見た被証明者との関係を記入する
（例）役員、社員、従業員

技術的経験の証明をするため、「取締役」等ではなく、工事での役割（工事役職）を記入する

証明する期間ではなく、雇用された期間を記載する点に注意。

「他」と記載する。
件数は不要

使用者（代表者）の証明が得られない場合は、その理由（やむをえない事由に限る）を必ず記載する。

工事現場の市町村名まで記入する。
工事名だけでは業種の特定できない場合は（ ）書きで詳細を記載する。
個人名はイニシャル等でなく具体的に記載する。

証明しようとする実務経験年数の合計を　記入する。

注：①工事１件ごとに記入するのが原則だが、知事許可の場合で通年にわたって建設工事が続く場合には、その年の代表的工事の件名を記入し、その他の工事は「他」として１年分を１行にまとめることができる。
②実務経験の内容は業種が分かるように具体的に記入し、工事名を確認資料と対応させること。

注：法人の解散等により代表者から証明を得られない場合や、個人事業主の死亡等により本人から証明を得られない場合には、P 104 Q35 を参照のこと

実務経験証明書の確認資料 P 60 参照

（１７）指導監督的実務経験証明書（様式第十号）

この様式は、特定建設業（指定建設業は除く）における特定営業所技術者で実務経験又は２級の国家資格等(P118～120 の有資格コード表参照)の場合に必要です。（法第 15 条第 2 号ロ該当者　P6 参照）

様式第十号（第十三条関係）

（用紙Ａ４）

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、 **機械器具設置工事** に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和　○ 年 ○ 月 ○ 日

証明者は被証明者の使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする

千葉市中央区市場町１－１
なのはな建設株式会社
証　明　者 代表取締役　千葉　一郎

被証明者との関係　社　員

証明者の立場から見た被証明者との関係を記入する。
<例>
役員、社員、従業員

元請として直接請け負った契約の相手方の名称を記入する

記

技術者の氏名	船橋　次郎	生年月日	昭和３９年○月○日	使用された期間　平成１５年　８月から 平成２１年　８月まで
使用者の商号又は名称	なのはな建設（株）			
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数
㈱＊＊＊鉄工所	52,000千円	機械係長	ＢＯＸライン改造及び設置工事	平成15年10月から16年4月まで
＊＊リース㈱	60,000千円	〃	天井クレーン等設置工事	平成16年8月から17年3月まで
＊＊鉄工㈱	48,900千円	〃	溶接コンベアライン設置工事	平成18年9月から18年12月まで
㈱＊＊＊リース	70,000千円	〃	自動溶接装置設置工事	平成20年1月から20年11月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計　満　2年　5月

証明する期間ではなく、雇用された期間を記載する点に注意。

1件の請負金額が4500万円(H6.12.28前は3000万円、さらに S59.10.1前は1500万円)以上の元請工事をすべて記入（消費税含む）

完成した工事のみで、経験の内容が明らかになるように請負契約書により具体的な名称を記入

工事施工期間は重複しないこと。

上記に記載した工事期間の合計を記入し2年以上になること

使用者（代表者）の証明が得られない場合は、その理由（やむをえない事由に限る）を必ず記載する。

指導監督的実務経験とは

建設工事の設計又は施工の全般について、工事の技術面を総合的に指導監督した実務経験をいいます。

※対象となるのは以下の要件をすべて満たした工事で、指導監督的実務経験期間は工期で算定します。

① 元請であること。

② 請負代金額が 4500 万円（平成 6 年 12 月 28 日前は 3000 万円、昭和 59 年 10 月 1 日前は 1500 万円）以上の工事であること。

指導監督的実務経験証明書の確認資料Ｐ60 参照

（１８）建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）

この表は支配人及び P19～20 の「建設業許可申請書　別紙二」に記載した「従たる営業所」の代表者を記入します。

様式第十一号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

建　設　業　法　施　行　令　第　３　条　に　規　定　す　る　使　用　人　の　一　覧　表

令和　　年　　月　　日

営業所の名称	職　　名	氏名（フリガナ）
葛南支店	支店長	フナバシ　ジロウ 船橋　次郎

＜営業所の名称・職名の例＞
〇〇支店　　〇〇支店長

建設業法施行令第３条に規定する使用人とは

建設業法施行令第３条に規定する使用人とは、支配人及び支店又は P19～20 の「建設業許可申請書　別紙二」に記載した「従たる営業所」の代表者（建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して一定の権限を有する者）をいいます。

建設業法施行令第３条に規定する使用人の確認資料Ｐ60 参照

（１９）許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）

個人申請の場合は事業主及び支配人、法人申請の場合は「様式第一号別紙一（役員等の一覧表）」に記載した役員等全員について提出します。（経営業務の管理責任者等である者を除く）

> 申請時における役名等を記入する。
> 〈例〉取締役、事業主、株主等

（用紙Ａ４）

許可申請者（法人の役員等／~~本人~~／~~法定代理人~~／~~法定代理人の役員等~~）の住所、生年月日等に関する調書

住所	千葉市中央区市場町１番１号		
氏名	千葉　花子	生年月日	昭和３０年　４月　２０日生
役名等	取締役		

賞罰	年月日	賞罰の内容
		なし

> 建設業の行政処分及び行政罰のほか、その他の賞罰についても記載する。<u>該当がなければ「なし」と記入する。</u>
> <u>※記載すべき「罰」について記載がない場合は、虚偽申請として取り扱い、監督処分の対象となりますので十分に注意すること。</u>

上記のとおり相違ありません。

令和　○　年　○　月　○　日　　　　氏　名　千葉　花子

> 株主等については、日付の記載も要しない

記載要領

1 「（法人の役員等／本人／法定代理人／法定代理人の役員等）」については、不要のものを消すこと。

2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

6 様式第７号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

> 許可申請者が「建設業法施行令第３条に規定する使用人」を兼ねている方が、建設業法施行令第３条の使用人に関する事項をこの様式に記載した場合は、様式十三号「建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」の添付を省略することができます。

（２０）建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）

P37 の「建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）」に記載した者全員について提出します。ただし、役員等を兼ねている者については、P38 の「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）」に、建設業法施行令第３条に規定する使用人に関する内容も記入してあれば、本様式は省略できます。

P38 様式第十二号の記入例を参照のこと

建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住所	船橋市浜町２－５－１		
氏名	船橋　次郎	生年月日	昭和３０年　4月　２０日生
営業所名	葛南支店		
職名	支店長		

賞罰	年月日	賞罰の内容
		なし

建設業の行政処分及び行政罰のほか、その他の賞罰についても記載する。該当がなければ「なし」と記入する。
※記載すべき「罰」について記載がない場合は、虚偽申請として取り扱い、監督処分の対象となりますので十分に注意すること。

令和　○○年　○月　○日　　　氏名　船橋　次郎

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

（２１）株主（出資者）調書（様式第十四号）

許可申請者が法人である場合に提出します。

様式第十四号（第四条関係）

（用紙Ａ４）

株　主（出　資　者）調　書

株主（出資者）名	住所	所有株数又は出資の価額
株式会社チーバちゃん	松戸市竹ヶ花２４	４００株
千葉　一郎	千葉市中央区市場町１－１	２００株
千葉　花子	千葉市中央区市場町１－１	１００株
船橋　次郎	船橋市浜町2－5－1	１００株

株主又は出資者が法人である場合にはその商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入する

株数を記載するときは「○○株」とし、出資の価額を記載するときは「○○円」とその単位を記入する

記載要領
この　5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する　と。

（２２）財務諸表（様式第十五号～第十九号）

［法人申請］

勘定科目参考資料Ｐ123 参照

様式第十五号　　　貸借対照表
様式第十六号　　　損益計算書、完成工事原価報告書
様式第十七号　　　株主資本等変動計算書
様式第十七号の二　注記表
様式第十七号の三　附属明細表

［個人申請］

様式第十八号　　　貸借対照表
様式第十九号　　　損益計算書

※貸借対照表及び損益計算書について

・「消費税抜」、「消費税込」を明記すること。
・株主総会、税務署に提出した決算報告書では不可。P123～の勘定科目の説明を参照し建設業法で定める様式を県ホームページからダウンロードして作成すること。
・新規設立・開業し、最初の決算期が未到来の場合で、一般建設業許可を申請する場合は、下記作成例を参考に、開始貸借対照表を提出すること（開始貸借対照表を提出する場合は、様式１５号～１９号は提出不要）。
・新規設立・開業し、最初の決算期が未到来の場合で、特定建設業許可を申請する場合は、設立時の財務諸表を作成し、提出すること。
・個人事業主で最初の決算期が未到来の場合は、残高証明書を添付すること。
・新規申請時において、前事業年度の決算から４月を経過していない場合は、前々事業年度の財務諸表を提出しても差し支えないものとする。ただし、その場合は、許可取得後に前事業年度の事業年度終了届を提出すること（P64 参照）。

※様式第十七号の三（附属明細表）について

・資本金1億円を超える株式会社又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額が200億円以上である株式会社の場合のみ提出を要する。（特例有限会社は提出不要）
・有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しをもって附属明細表の提出に換えることができる。（平成 20 年 4 月 1 日以降の申請等から適用）

設立時点で作成する

開始貸借対照表の作成例

開　始　貸　借　対　照　表

なのはな建設株式会社

令和○年○月○日現在

資　産　の　部		純　資　産　の　部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
〔流　動　資　産〕 預　金　現　金	5,000,000 円	〔株主資本〕 資　本　金	5,000,000 円
合　　計	5,000,000 円	合　　計	5,000,000 円

財産的要件の確認資料Ｐ61 参照

（２３）営業の沿革（様式第二十号）

創業からの商号、名称の変更、住所移転等、建設業の許可の状況、賞罰（行政処分を含む）について記載します。

様式第二十号（第四条関係）　　　　（用紙Ａ４）

営　業　の　沿　革

創業以後の沿革	昭和６１年　１月　４日	創　業
	平成元年　３月　３１日	資本金の増資（資本金５００万円）
	平成８年　５月　１０日	株式会社なのはな建設に商号変更
	平成１１年　１２月　１８日	現在地に本社移転
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
建設業の登録及び許可の状況	平成３年　９月　１４日	千葉県知事許可（般－３）第○○○○○号　新規取得
	平成４年　５月　１５日	管工事業　電気工事業　業種追加
	平成５年　１２月　１日	千葉県知事許可（般－３）第○○○○○号　失効
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
賞罰	年　月　日	該当なし
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

記載要領

１　「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。

２　「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。

３　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

（２４）所属建設業者団体（様式第二十号の二）

様式第二十号の二（第四条関係）　　　　（用紙Ａ４）

所　属　建　設　業　者　団　体

団　体　の　名　称	所　属　年　月　日
一般社団法人　千葉県建設業協会 未加入の場合は「なし」と記入	平成元年４月１日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第 27 条の 37 に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

建設業者団体一覧表

令和７年３月現在

団　体　名　称	所　在　地	電　話
一般社団法人 千　葉　県　建　設　業　協　会	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-1(建設業センター５Ｆ)	043-246-7624
一般社団法人 千　葉　県　電　業　協　会	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-1(千葉県建設業センター3Ｆ)	043-246-7381
一般社団法人 千葉県空調衛生工事業協会	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-1(建設業センター４Ｆ)	043-246-7395
一般社団法人 千　葉　県　塗　装　工　業　会	〒260-0013 千葉市中央区中央４－１０－８コーケンボイス５０２号室	043-301-3449
一般社団法人 千　葉　県　造　園　緑　化　協　会	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-1(千葉県建設業センター３０４)	043-246-3040
一般社団法人 千　葉　県　道　路　舗　装　協　会	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-1(千葉県建設業センター内)	043-246-7388
一般社団法人 千　葉　県　鳶　工　業　会	〒270-1416 白井市神々廻 876	047-404-8906
一般社団法人 千葉県建設コンサルタント業協会	〒260-0021 千葉市中央区新宿２－３－６エステート秀２Ｆ	043-246-8875
一般社団法人 千　葉　県　地　質　調　査　業　協　会	〒260-0843 千葉市中央区末広 5-8-6	0120-131-912
一般社団法人 千葉県上下水道インフラ整備協会	〒260-0024 千葉市中央区中央港 2-5-14	043-247-8523

＜参考＞「建設業者団体」

「建設業者団体」とは、建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発展を図ることを目的とする社団又は財団で、建設業法第２７条の３７の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た団体をいいます。

これらの団体が行う事業活動の例としては、（１）建設業者の社会的信用の向上、契約関係の改善等により経済的地位の向上を図ること、（２）建設工事の適正な施工の確保を図ること、（３）建設工事の施工技術の向上と価格の安定を図ること、（４）建設工事の需要者に対し、適当な建設業者の紹介又はあっせんその他の利便の供与を行うこと、（５）技術開発、技術者・技能者の養成、機械化の推進等建設業者の経営の合理化に貢献すること、（６）建設業者間の公正な競争秩序を維持すること、等があげられます。

千葉県における建設業者団体は、上記記載の「建設業者団体一覧表」１０団体となります。

なお、建設業者団体への加入・相談については、各団体にお問い合わせください。

※　注意事項

所属建設業者団体（様式第二十号の二）へ記載する団体は、上記の建設業法第２７条の３７に規定する建設業者団体に限られ、それ以外の団体に所属している場合は記載する必要はありません。

（２５）主要取引金融機関名（様式第二十号の三）

様式第二十号の三（第四条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

主　要　取　引　金　融　機　関　名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	建設銀行千葉支店		**ゆうちょ銀行千葉支店**

支店名まで記入する

記載要領

1　「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。

2　各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。

（例　○○銀行○○支店）

その他提出書類について

（２６）定款

会社保有の現行定款と同一内容のものを添付してください。

原始定款を使用している場合は、変更の変遷が分かる株主総会の議事録の写しも併せて添付してください。

（２７）登記事項証明書

法人では、登記事項証明書（商業登記簿謄本）を添付します。個人営業で登記上の支配人がいる場合には、その証明書（謄本）を添付します。

なお、証明書（謄本）は、申請日より３月以内に発行されたもので、履歴事項全部証明書を提出してください。

また、インターネット「登記情報提供サービス」の登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されておらず、登記事項証明書とは異なるため不可とします。

（２８）身分証明書

「禁治産宣告・準禁治産宣告」「後見の登記」「破産者で復権を得ない」のいずれにも該当しないことの証明書です。

証明書の交付は被証明者の本籍地の市町村で行っています。

※取得手続きにかかる注意

・株主・出資者、顧問、相談役（役員、令３条使用人を兼ねる者を除く）は提出不要です。

・外国籍の者については、提出不要です。

（２９－１）　成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書

建設業許可に関する欠格要件である「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの（＝精神の機能障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）」に該当しない旨の判断に要する書類で、「成年被後見人及び被保佐人」に該当しない旨の証明書です。

証明書の交付は全国の法務局・地方法務局(本局のみ。支局・出張所では取り扱っていません。)で行っています。**交付申請手続きの詳細については千葉地方法務局戸籍課などに確認してください。**

また，郵送による同証明書の発行業務は「東京法務局民事行政部後見登録課」のみでの取扱いとなっていますので，ご注意ください。

【千葉地方法務局戸籍課】
千葉市中央区中央港１－１１－３
ＴＥＬ：043-302-1316

【東京法務局民事行政部後見登録課】
東京都千代田区九段南１－１－１５
ＴＥＬ：03-5213-1360

※取得手続きにかかる注意
・記載した氏名、生年月日、現住所、本籍は誤りのないよう全て正しく記載してください。
・株主、出資者、顧問、相談役（役員、令３条使用人を兼ねる者を除く）は提出不要です。
・下記（２９－２）により、欠格要件に該当しない旨を確認できる者は提出不要です。

（２９－２）医師の診断書

建設業許可に関する欠格要件である「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの（＝建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）」に該当しない旨の判断に必要とする書類で、「契約の締結及び履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨及びその根拠」の記載が必要です。

P45-46 の作成例を参考に、根拠として、下記の点を記載すること。

Ａ　医師的診断
・診断名
・所見（現病歴、現在病、重症度、現在の精神状態と関連する既住症、合併症など）
・各検査結果（長谷川式認知症スケール、ＭＭＳＥ、脳の萎縮または損傷の有無、知能検査など）
・短期間内に回復する可能性

Ｂ　判断の能力についての意見
・見当識の障害の有無
・他人との意思疎通の障害の有無
・理解力・判断力の障害の有無

Ｃ　参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況）

※注意点
・株主、出資者、顧問、相談役（役員、令３条使用人を兼ねる者を除く）は提出不要です。
・**（２８）及び（２９－１）により、「成年被後見人及び被補佐人に該当しない旨」を確認できる者は提出不要です。**

【 診 断 書 作 成 例 】

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　男 ・ 女

年　　　　月　　　　日生

（　　　　　歳）

住所

上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると判断する。

診断にあたっての根拠

所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症、合併症など）

１．各種検査

長谷川式認知症スケール（□　　　点（　　　年　　　月　　　日実施）　□　実施不可）

ＭＭＳＥ　　　　　　　（□　　　点（　　　年　　　月　　　日実施）　□　実施不可）

脳の萎縮または損傷の有無

□　あり　⇒（□　部分的にみられる　□　全体的にみられる　□　著しい　□　未実施）

□　なし

知能検査

その他

２．短期間内に回復する可能性

□　回復する可能性は高い　　□　回復する可能性は低い　　□　分からない

（特記事項）

３．判断能力について

（１）見当識の障害の有無

□　あり　⇒（□　まれに障害がみられる　　□障害がみられるときが多い

□　障害が高度）

□　なし

（２）他人との意思疎通の障害の有無

□　あり　⇒（□　意思疎通ができないときもある　□　意思疎通できないときが多い
□　意思疎通ができない）

□　なし

（３）理解力・判断力の障害の有無

□　あり　⇒（□　問題はあるが程度は軽い　□　問題があり程度は重い
□　問題が顕著）

□　なし

（４）記憶力の障害の有無

□　あり　⇒（□　問題はあるが程度は軽い　□　問題があり程度は重い
□　問題が顕著）

□　なし

（５）その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載）

参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等）

年　　月　　日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（２８）納税証明書

許可区分	発行するところ	法　　人	個　　人
知　　事	県税事務所 （支所）	法人事業税 （新規設立等で最初の決算期が未到来の場合等は「法人の設立等報告書」の写し）	個人事業税 （新規設立等で最初の決算期が未到来の場合等は「個人事業の開始等の報告書」の写し）

※千葉県知事許可の申請に当たっての注意事項

・千葉県の各県税事務所が発行した納税証明書に限る。他県の納税証明書は不可。

・千葉県知事許可の申請にあたっては、事業税の納付すべき額及び納付済額が記入された**千葉県県税条例施行規則第 40 号様式（その 1）に限る。**第 40 号様式（その 2）は不可。

・**申請又は届出日前 3 月以内に発行された**ものを添付すること。

・令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の法人の事業所得について、法人事業税の一部を分離して特別法人事業税が創設されました。これに伴い上記の事業年度に関する県税施行規則第 40 号様式（その 1）に係る納税証明書については、法人事業税単独ではなく、法人事業税及び特別法人事業税を合算したものについて証明することとなりましたのでご注意ください。

・県税事務所の窓口で納税証明書を請求する際には、運転免許証やパスポート等の本人確認書類の原本の提示が必要です。従業員や代理人が請求する場合は、社員証等や委任状と従業員や代理人の本人確認書類の原本の提示が必要です。詳しくは、下記の県ホームページをご覧ください。

ＵＲＬ：　http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/syoumei.html

～納税証明書の提出ができない場合～

新規設立や休眠明け等の場合は、県税事務所に提出した法人の設立等報告書等（個人事業主の場合は個人の事業の開始等の報告書等）を添付してください。（受付印のあるもの）

事業年度終了届の提出等、過去４年以上前の納税証明書の取得ができなかった場合は、始末書を添付してください。

なお、支払いの猶予を受けている場合については、その旨が記載された通知書等を添付してください。

６　確認資料

申請書類のほか、申請にあたって許可要件（資格要件・常勤性・経験年数等）を満たしているかを確認するため、別途資料の提出が必要となります。

次の（1）～（１２）の確認資料で許可要件を満たしているかの確認が不十分な場合には、必要に応じて別途手引きに記載のない確認資料を要する場合があります。

Ｐ48　（１）法人の常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経営経験の確認資料

Ｐ52　（２）法人の常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料

Ｐ53　（３）健康保険等の加入状況の確認資料

Ｐ56　（４）営業所技術者等としての資格を有することを証明する資料

Ｐ60　（５）実務経験証明書の確認資料

（６）指導監督的実務経験の確認資料

（７）営業所技術者等の常勤性の確認資料

（８）建設業法施行令第３条に規定する使用人の確認資料

Ｐ61　（９）財産的基礎要件の確認資料

（１０）事業主（支配人含む）・役員等の確認資料

Ｐ62　（１１－１）営業所の実態の確認資料

（１１－２）営業所の所有状況の確認資料

（1）常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経営経験の確認資料

①建設業法第７条第１号イ（１）該当

以下の場合に、表中のいずれかにより経営経験の確認資料を提出してください。

・許可（新規、許可換え新規）の申請を行うとき

・許可申請(般・特新規、業種追加)で、すでに確認を受けた期間以外について証明する必要がある場合

・常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の交代の届出をするとき

法人の常勤役員等の経験（a・bの両方を提出）	a　登記事項証明書(証明しようとする期間について、役員であったことが確認できるもの。)
	b　証明しようとする期間に建設業を営んでいたことが確認できるものとして、 以下の①～③のいずれか （但し、①・②の注文書、又は請書、見積書、請求書等は工事内容がわかるものに限る） ①相手方の代表者（又は契約締結権限者）の印がある契約書又は注文書を１年につき１件 **※社判は不可。**契約締結権限者の印については、代表者印を除き、権限を確認できる資料が別途必要 ②相手方の代表者（又は契約締結権限者）の印がない契約書、注文書又は請書、見積書、請求書を１年につき１件 ＋　その工事代金の入金が確認できるもの（預金通帳の写し等。他の工事との一括入金の場合は、当該他の工事の契約書等も併せて添付→P103　Q30 参照） ③建設業の許可を有していた期間（建設業を営んでいたことが確認できる期間に限る）は、当該期間すべてに係る許可通知書の写し ※証明期間の途中に許可の更新がある場合は、更新前後２枚の許可通知書が必要 ※現在許可が有効でない場合、最後に提出した事業年度終了届（受付印のあるもの）の写しが必要（P27 の記載例を参考に、備考欄に許可番号等の内容を付記すること。） （注）１年を通じて実績があること（必要に応じて実績が確認できること）が前提です。 （注）工事に必要な届出・資格を欠くなど適法でない工事は、経験として認められません。
個人事業主の経験（a・bの両方を提出）	a　証明しようとする期間に係る以下の①、②のいずれか ①所得税の確定申告書の表紙 ②市町村発行の所得証明書 （注）個人事業主の経営経験として認定するにあたり、「給与（給与収入）」欄に金額の記載がないことを前提としています。 （注）紛失や発行期間の経過等で上記①、②の書類を提出できない場合は、b の書類について、1 年につき 2 件ずつ、相手方の異なるものを提出してください。 （注）個人事業主に次ぐ地位（事業専従者）にあって、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者の配置、契約締結等の経営業務に従事した経験を「経営業務の補佐経験」として認定できる場合があります。詳しくは P50 をご覧ください。
	b　法人の役員としての経営経験の確認資料b と同じ
令３条使用人の経験	証明しようとする期間に係る建設業許可申請書又は変更届出書(土木事務所の受付印があるもので、就任日、退任日の確認ができるもの。)

※登記事項証明、市町村発行の所得証明書を除き、いずれも写しで可。

※許可要件を確認するため、これらの他、さらに資料の提出を求める場合があります。

②建設業法第７条第１号イ（２）該当

※土木事務所への申請又は届出の前に、あらかじめ建設・不動産業課に相談し、認定の可否について確認を受けることを推奨します。

執行役員等としての経営経験を確認する資料

（１）執行役員等としての経験とは

「役員に次ぐ職制上の地位にあり、取締役会設置会社において取締役会の決議により特定の事業部門に関して、業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験」をいいます。

（２）認定のために必要な書類

認定を受けるには、下記の①から④の書類の全てが必要です。

①組織図その他これに準ずる書類で、「執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあること」が確認できるもの

②業務分掌規程その他これに準ずる書類で、「業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であること」が確認できるもの

③定款、執行役員規定、執行役員分掌規定、取締役会規則、取締役就業規定、取締役会議事録その他これに準ずる書類で、「取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任された者であること」かつ、「取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに具体的な業務執行に専念する者であること」が確認できるもの

④取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類で、「執行役員等として経営管理経験の期間」が確認できるもの

※経験を証明する法人が、当該建設業を営んでいたことを確認するため、P48 の法人の役員経験の確認資料 b①又は②いずれかが併せて必要となる場合があります。

※その他、大規模な法人等で、役員に次ぐ職制上の地位にあって経営業務を補佐した経験で認定を希望する場合は、建設・不動産業課に問い合わせてください。

③建設業法第７条第１号イ（３）該当

※土木事務所への申請又は届出の前に、あらかじめ建設・不動産業課に相談し、認定の可否について確認を受けることを推奨します（但し、事業専従者であった者が個人事業主の経営業務を補佐した経験を申請する場合を除きます）。

経営業務を補佐した経験

（１）経営業務を補佐した経験とは

「経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験」をいいます。

（２）認定のために必要な書類

認定を受けるには、下記の①から③の書類の全てが必要です。

① 組織図その他これに準ずる書類で、「被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当すること」が確認できる資料

② 業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類で、「被認定者における経験が補佐経験に該当すること」が確認できる資料

③ 人事発令書その他これらに準ずる書類で、「補佐経験の期間」が確認できる資料

個人事業主の経営業務を補佐した経験

（１）個人事業主の経営業務を補佐した経験とは

個人事業主に次ぐ地位（事業専従者）にあって、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者の配置、契約締結等の経営業務に従事した経験です

（２）認定のために必要な書類

認定を受けるには、当該業種の建設業を営む個人事業主の確定申告書の表紙及び事業専従者欄があるページの写しが６年分必要です。

※経験を証明する個人事業主が、当該業種の建設業許可を受けていない場合には、当該建設業を営んでいたことを確認するため、P48 の法人の役員経験の確認資料 b①又は②いずれかが併せて必要です。

④建設業法第７条ロ　該当

※土木事務所への申請又は届出の前に、あらかじめ建設・不動産業課に相談し、認定の可否について確認を受けることを推奨します。

（1）該当

常勤役員等については建設業に関し役員経験がある事をＰ48 記載の方法で証明、3 年以上をＰ49 記載の方法で証明したうえで、常勤役員等を直接に補佐する者を下記のとおり証明する。

（2）該当

常勤役員等については建設業に関し役員経験がある事をＰ48 記載の方法で証明、その他業種に関し役員経験がある事を①登記簿謄本、②法人税の確定申告書の表紙（写し）で証明したうえで、常勤役員等を直接に補佐する者を以下の通り証明する。

常勤役員等を直接に補佐する者の経験

財務管理の業務経験

（１－１）財務管理の業務経験とは、
建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいう。

労務管理の業務経験

（１－２）労務管理の業務経験とは、
社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいう。

業務運営の経験

（１－３）業務運営の経験とは
会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいう。

これらの経験は、常勤役員等を直接に補佐する者になろうとする建設業を営む者の経験に限られる
「直接に補佐する」とは、常勤役員等との間に他の者を介入させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うことをいう。
（２）当該常勤役員を直接に補佐する者の認定のために必要な書類
認定を受けるには、下記の①～③の書類の全てが必要です。

① 組織図その他これに準ずる書類で、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け、業務を常勤で行っている事が確認できる資料

②業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類で、被認定者における経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認できる資料

③人事発令書その他これらに準ずる書類で、「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験の期間を確認するための書類

（２）常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料

以下の場合に表中ａ～ｊのいずれかを提出してください。

・許可（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）の申請を行うとき

・常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の交代・追加の届出を行うとき

※役員報酬額及び給与が年間２００万円未満の場合は、市町村が発行する「所得証明書」または「市民税決定額証明書」と、本人による現況の申立書（役員報酬及び給与が低額である理由及び生計の維持方法が別にあり常勤（常勤）に相違無い旨の説明等）が、追加で必要です。

※他社の代表取締役等は、常勤性の観点から経営業務の管理責任者等及び営業所技術者等にはなれません（他社に複数の代表取締役がいて、その者が他社で非常勤であることが確認できる場合を除く。）。

※他社の役員を兼務している場合、他社の代表者による非常勤証明が必要です。

※住所が勤務を要する営業所から遠距離にある場合、追加で資料を求めることがあります。

※営業所技術者等及び建設業法施行令第３条に規定する使用人も同じ確認資料を提出していただきます。

<table>
<tr><td rowspan="9">常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性</td><td>a</td><td>健康保険被保険者証（全国健康保険協会（協会けんぽ）や、組合管掌健保が発行した被保険者証などのことで、市町村の「国民健康保険」とは異なる）※申請日時点で有効期限内のものに限る</td></tr>
<tr><td>b</td><td>年金事務所発行の被保険者記録照会回答票</td></tr>
<tr><td>c</td><td>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（雇用から１年以内の場合のみ）</td></tr>
<tr><td>d</td><td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td></tr>
<tr><td>e</td><td>法人税の確定申告書の表紙及び「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」</td></tr>
<tr><td>f</td><td>住民税特別徴収額の通知書（特別徴収義務者用、申請時直前のもの）</td></tr>
<tr><td>g</td><td>市町村発行の所得証明書（申請時直前のもの）及びそれに対応する源泉徴収票</td></tr>
<tr><td>h</td><td>労働者災害補償保険特別加入申請書（中小事業者等）（加入初年度のみの確認資料）</td></tr>
<tr><td>i</td><td>所属企業の雇用証明書（従業員の場合）※証明者は代表者としたうえで、作成日、作成者及び連絡先電話番号を明記してください。（任意様式）</td></tr>
<tr><td>個人事業主の常勤性</td><td colspan="2">ｊ　所得税の確定申告書の表紙
（注）常勤性を認定するにあたり、「給与」欄に金額の記載がないことを前提としています。</td></tr>
</table>

※市町村発行の「所得証明書」又は「市県民税決定額証明書」を除き、いずれも写しで可。

※全国建設工事業国民健康保険組合等の国の認可を受けた国保組合に加入し、全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険について適用除外の承認を年金事務所から受けていることが確認できる場合は、当該国保組合が発行した被保険者証（保険証で会社名が確認できる場合に限る）は、協会けんぽの被保険者証と同様の扱いとする。

※出向等により他社の名称が記載された資料を提出する場合は、出向協定書等の追加資料が必要。

上記記載の常勤性の確認資料が揃えられない場合は手引Ｐ106 Q&A41 を参照してください。

◎注意

・健康保険被保険者証(国健康保険協会（協会けんぽ）や、組合管掌健保が発行した被保険者証など)
・全国建設工事業国民健康保険組合等の国の認可を受けた国保組合に加入の被保険者証

以上を常勤性の確認資料として使用する場合は、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施してください。

※医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、
　求められる事項です。　　　　（令和元年法律第９号）

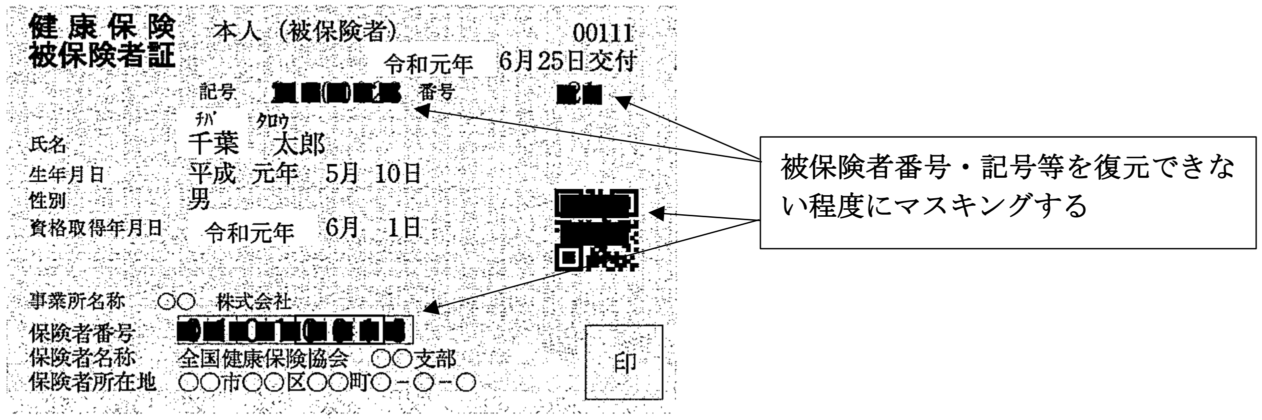

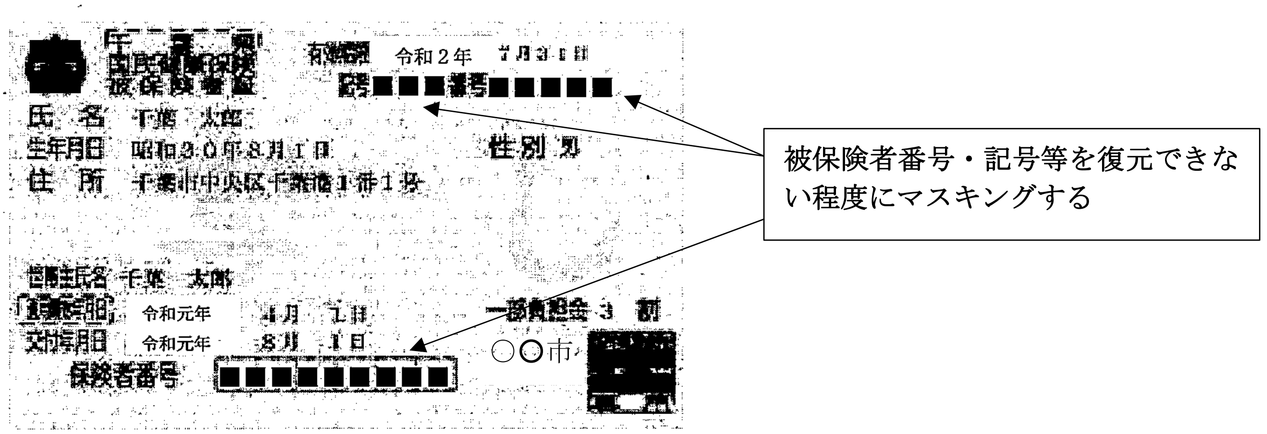

（３）健康保険等の加入状況の確認資料

令和２年 10 月 1 日から、建設業法施行規則の一部改正に伴い、健康保険に加入していることが許可（新規、許可替え新規、般・特新規、業種追加、更新）の要件となりました。

健康保険等の加入状況の確認資料として、以下ア及びイについて、それぞれいずれかを提出してください。

ア　健康保険及び厚生年金について

（ア）健康保険（全国健康保険協会）及び厚生年金保険、双方とも年金事務所で加入の場合

a　保険料の支払いが確認できる領収証書等の写し（直近のもの）
【窓口納付の場合】領収日付印がある領収証書の写し
【口座振替納付の場合】保険料納入告知額・領収済額通知書の写し

b　厚生労働省が発行する社会保険料納入証明（申請）書（3 か月以内）又は
年金事務所長が発行する社会保険料納入確認書（3 か月以内）の原本

c　「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し
（加入して間がなく、支払期限が未到来のときに限る）

（a、b、c のいずれか）

（イ）組合管掌健康保険に加入の場合

a　組合管掌健康保険の保険料の領収証書の写し及び
厚生年金保険について上記（ア）a～c のいずれか

※様式二十号の三の事業所整理記号等の欄には、加入している健康保険組合の名称を記載してください。

（ウ）建設業に係る国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）に加入の場合

a　建設業に係る国民健康保険組合が発行した加入証明書の原本（3 か月以内）及び
厚生年金保険について上記（ア）a～c のいずれか

b　建設業に係る国民健康保険組合の健康保険料の領収証書の写し及び
厚生年金保険について上記（ア）a～c のいずれか

※様式二十号の三の保険加入の有無の欄については、適用除外の「2」と記載し、事業所整理記号等の欄には、加入している建設業に係る国民健康保険組合の名称を記載してください。

※建設業に係る国民健康保険組合とは、建設業に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者のことです。常時５人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められていますが、年金事務所（平成２２年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業に係る国民健康保険組合に加入していれば、適法に加入していることになります。

（建設業に係る国民健康保険組合の例）

全国建設工事業国民健康保険組合、建設連合国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、東京建設職能国民健康保険組合、東京建設業国民健康保険組合、東京土建国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合　等

イ　雇用保険について

※いずれも労働保険番号がわかる書類の添付が必要です。

（ア）自社で申告納付の場合

a「労働保険概算・確定保険料申告書」（受付印があるもの）の写し及び
　領収済通知書の写し（領収日付印があるもの・直近のもの）

（イ）口座振替を利用している場合

a「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し及び
　労働保険料等振替納付のお知らせ（ハガキ）の写し（直近のもの）

（ウ）労働保険事務組合に委託している場合

a 事務組合発行の雇用保険の領収書の写し（直近のもの）

（エ）その他

a　労働局が発行している労働保険料納付証明書の写し（直近のもの）
b　雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

→ a、b のいずれか

（参考）加入手続き・相談窓口等

その他事例については　P107 Q44～を参照

○社会保険未加入に対する取り組みへのお問合せ窓口
一般財団法人　建設業振興基金 経営基盤整備センター
電　話　０３－５４７３－４５７２
ウェブサイト　http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanyu/
受付時間　９：００～１２：００（土日・祝日を除く）　／　１３：００～１７：００

○社会保険関係　管轄の年金事務所

年金事務所名	管轄区域
千葉年金事務所 TEL043-242-6320	中央区、若葉区、緑区、茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡、長生郡、夷隅郡
幕張年金事務所 TEL043-212-8621	花見川区、稲毛区、美浜区、佐倉市、習志野市、四街道市、八街市、富里市、印旛郡のうち酒々井町
船橋年金事務所 TEL047-424-8811	船橋市、八千代市、印西市、白井市、印旛郡(幕張年金事務所管内の地域を除く。)
市川年金事務所 TEL047-704-1177	市川市、鎌ケ谷市、浦安市
松戸年金事務所 TEL047-345-5517	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
木更津年金事務所 TEL0438-23-7616	木更津市、館山市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、安房郡
佐原年金事務所 TEL0478-54-1442	香取市、銚子市、成田市、旭市、匝瑳市、香取郡

○労働保険関係　千葉労働局

名称	管轄区域
ﾊﾛｰﾜｰｸ千葉 TEL043-242-1181	千葉市のうち中央区(千葉南所の管轄区域を除く)、美浜区、花見川区、稲毛区、若葉区、四街道市、八街市、山武市、山武郡横芝光町

※ﾊﾛｰﾜｰｸ千葉南の千葉市中央区における管轄区域
赤井町、今井、今井町、鵜の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗、蘇我町、蘇我、大巌寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町、宮崎、宮崎町、村田町、若草

○労働保険関係　千葉労働局

名称	管轄区域
ﾊﾛｰﾜｰｸ千葉南 TEL043-300-8609	千葉市のうち中央区(※)、千葉市緑区、市原市、東金市、大網白里市、九十九里町
ﾊﾛｰﾜｰｸ市川 TEL047-370-8609	市川市、浦安市
ﾊﾛｰﾜｰｸ銚子 TEL0479-22-7406	銚子市、匝瑳市、旭市
ﾊﾛｰﾜｰｸ館山 TEL0470-22-2236	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
ﾊﾛｰﾜｰｸ木更津 TEL0438-25-8609	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
ﾊﾛｰﾜｰｸ佐原 TEL0478-55-1132	香取市、香取郡
ﾊﾛｰﾜｰｸ茂原 TEL0475-25-8609	茂原市、長生郡
ﾊﾛｰﾜｰｸいすみ TEL0470-62-3551	勝浦市、いすみ市、夷隅郡
ﾊﾛｰﾜｰｸ松戸 TEL047-367-8609	松戸市、柏市、流山市、我孫子市
ﾊﾛｰﾜｰｸ野田 TEL04-7124-4181	野田市
ﾊﾛｰﾜｰｸ船橋 TEL047-431-8287	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市
ﾊﾛｰﾜｰｸ成田 TEL0476-27-8609	成田市、佐倉市、印西市、富里市、印旛郡、山武郡のうち芝山町

<参考>

●確認書類における事業所整理番号の記載箇所（例）

【健康保険・厚生年金】

①「保険料納入告知額・領収済額通知書」の場合

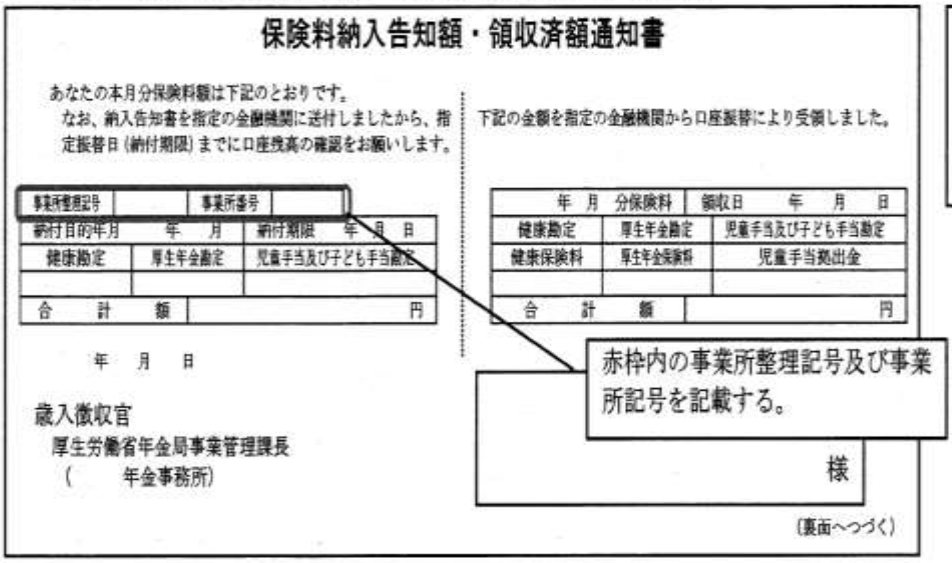

※確認書類のサンプルは一部省略箇所等があります。

【雇用保険】

①「労働保険概算・確定保険料申告書」+②「領収済通知書」の場合

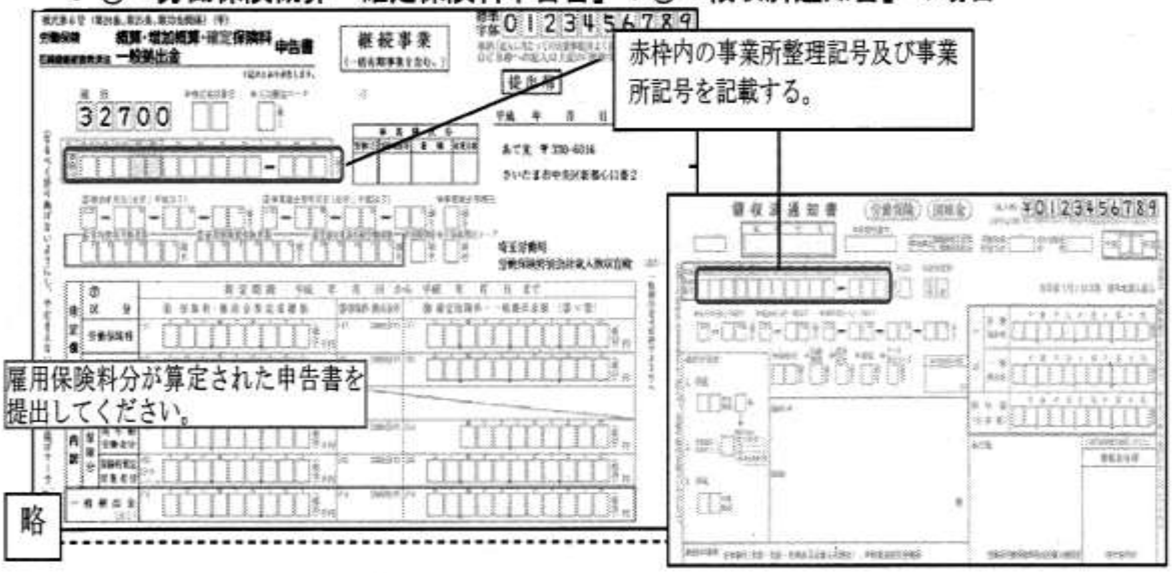

（４）営業所技術者等としての資格を有することを証明する資料

①営業所技術者等として資格を有することを証明する資料は、以下のとおりです。

ア　一般建設業の営業所技術者(a～d のいずれか)

a　所定学科卒業(P121 参照)で実務経験を有する場合(法第七条第二号イ該当)

・　卒業証明書（卒業証書の写しは不可）

・　実務経験証明書(株式第九号)及びその確認資料(P35、P60 参照)

b　実務経験(10 年以上)を有する場合(法第七条第二号ロ該当)

・　実務経験証明書(様式第九号)及びその確認資料(P35、P60 参照)

c　国家資格等又は大臣特別認定を有する場合(法第七条第二号ハ該当)

・資格証明書等の写し又は大臣特別認定書等の写し
（実務経験を要する資格の場合は実務経験証明書(様式第九号)及びその確認資料も必要)

d　監理技術者資格を有する場合

・監理技術者資格者証の写し

イ　特定建設業の特定営業所技術者(a～d のいずれか。なお指定建設業については、a、c 又は d のいずれか)

a　国家資格を有する場合(法第十五条第二号イ該当)

・　資格証明書等の写し

b　一般建設業の営業所技術者の要件(上記アの a～d のいずれか)を満たし、さらに､元請として 4,500 万円以上の工事について 2 年以上の指導監督的実務経験を有する場合(法第十五条第二号ロ該当)

・　一般建設業の営業所技術者の資格を有することを証明する資料

・　指導監督的実務経験証明書(様式第十号)及びその確認資料(P36、P60 参照)

c　大臣特別認定を有する場合（法第十五条第二号ハ該当）

・大臣特別認定書の写し及び監理技術者講習修了履歴がわかるもの（現在交付されている大臣特別認定書が有効期限内である場合を除く）

d　監理技術者資格を有する場合

・監理技術者資格者証の写し

※各国家資格等に対応する建設業の種類及びコード番号については、P115～120 の有資格コード表を参照。

※特定建設業、一般建設業を問わず、他の法令（電気工事士法、消防法等）により無資格者による施工が認められていない場合は、資格を有しない者の実務経験を認定することはできません。

確認資料の添付について、 アの a,b,c、イの b に該当する場合は実務経験証明書又は指導監督的実務経験証明書を「閲覧に供さないもの」、対応する確認資料を「確認資料」に綴ってください。 上記以外の有資格者については**資格証等のコピーを「閲覧に供さないもの」**に綴ってください。 P14 参照

＜参考＞

学歴		技士 技士補	
高等学校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	２級第１次検定合格（指定学科に対応する種目）	指定学科卒業、又は指定学科に対応する技術検定の第１次検定合格※ ＋ 実務経験５年
中等教育学校	平成 10 年学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校		
専修学校（専門学校）	専門課程		
大学 短期大学	学部、専攻科、別科	１級第１次検定合格（指定学科に対応する種目）	指定学科卒業、又は指定学科に対応する技術検定の第１次検定合格※ ＋ 実務経験３年
高等専門学校	学科、専攻科		
専修学校（専門学校）	専門士・高度専門士		

※指定学科及び指定学科に対応する技術検定の種目についてはP121 参照。

（注）実務経験で２業種以上申請する場合は、業種ごとに 10 年以上の経験が必要です。また、期間を重複することはできません（原則として２業種を申請する場合は 20 年を要する）。例外的に実務経験の緩和措置があります（P59 の「実務経験の緩和措置」参照）。

（注）平成２８年５月３１日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務経験の期間については、平成２８年６月１日以降、とび・土工工事業および解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できます。

（注）建設業法施行規則により、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（１級１次合格者を大学指定学科卒業者と同等、２級１次合格者を高校指定学科卒業者と同等）とみなし、第一次検定合格**後**に一定期間（指定学科卒と同等）の実務経験を有する者は当該営業所技術者等として認められます。**（指定建設業と電気通信工事業を除く）**

指定建設業とは

特定建設業のうち、総合的な施工技術を要するものとして下記の 7 業種が「指定建設業」と定められています。

指定建設業の許可を受けるためには、一級の国家資格等を持つ者を特定営業所技術者として営業所に配置しなければなりません。

指定建設業：土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、
舗装工事業、造園工事業

＜参考＞　解体工事業の技術者要件について

（１）　監理技術者（特定営業所技術者）は次のいずれかの資格等を有する者です。

・１級土木施工管理技士 ※1
・１級建築施工管理技士 ※1
・技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））※2
・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し２年以上の指導監督的な実務経験を有する者

（２）　主任技術者（営業所技術者）は次のいずれかの資格等を有する者です。

・監理技術者の資格のいずれか
・２級土木施工管理技士（土木）※1
・２級建築施工管理技士（建築又は躯体）※1
・とび技能士（１級）
・とび技能士（２級）合格後、解体工事に関し３年以上の実務経験を有する者
・建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士
・大卒（指定学科）又は１級第１次検定（対応種目）合格後３年以上、高卒（指定学科）又は２級第１次検定（対応種目）合格後５年以上、その他１０年以上の実務の経験を有する者
・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し１２年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し８年を超える実務の経験を有する者
・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し１２年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し８年を超える実務の経験を有する者
・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し１２年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し８年を超える実務の経験を有する者

※１　<u>平成２７年度</u>までの合格者については、解体工事に関する実務経験１年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。
※２　解体工事に関する実務経験１年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

（３）　解体工事業新設前後のとび・土工工事業及び解体工事の実務経験年数の取扱い

平成２８年６月１日施行の建設業法改正により、解体工事業が新設されました。これにより、とび・土工工事業の許可を取得する際に申請できる経験年数は、旧とび・土工工事（平成２８年５月３１日以前に請け負ったもの）の全ての実務経験年数となります。

<u>解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数となります。したがって、平成２８年５月３１日以前に請け負った解体工事の実務経験を証明するには、契約書等の提出が必要です。</u>

１つの契約で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約に係る経験が解体工事の実務経験年数となります。

原則同一の者が複数業種を実務経験で証明する場合、実務経験期間の重複は認められません。しかし、平成２８年５月３１日までに請け負った旧とび・土工工事の実績での実務経験に限り、同期間の中に解体工事の実績があれば、実務経験期間が重複していても計上が可能です。

なお、旧とび・土工工事許可を受けている期間に提出している事業年度終了届における工事経歴書等にて明らかに解体工事を行っていることが確認できる場合は、契約書等と同等扱いとします。

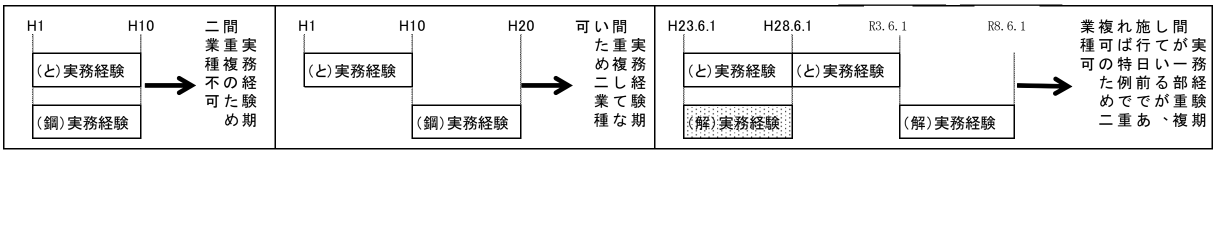

実務経験の緩和措置

営業所技術者等の実務経験は、下表の要件に該当するときは、Ａ欄の業種の経験の振替えにより、Ｂ欄の業種の期間が最大２年間短縮されます。
※AとＢの期間は重複できません。

	A	B	要件及び緩和措置
一式工事の振替	土木工事業	とび･土工、しゅんせつ、水道施設及び解体工事業	Ａ欄の業種と、それに対応するＢ欄のいずれかの業種の経験が併せて 12 年以上あり、そのうちＢ欄の工事業の経験が８年を超える場合 ⇒Ｂ欄の当該工事業の実務経験が認められる （有資格コード 99）
	建築工事業	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水・熱絶縁、及び解体工事業	
大工と内装仕上工事の振替え	大工工事業	内装仕上工事業	
	内装仕上工事業	大工工事業	
とび・土工工事の振替え	とび・土工工事業	解体工事業	

(一式工事の振替えの例＜最大２年短縮＞)

・Ｂ業種の実務経験が８年で認定される　（Ａ＋Ｂ≧12 年　Ｂ＞8 年）

とび・土工工事業（Ｂ）	土木工事業（Ａ）
8 年超	4 年

12 年以上

・Ａ業種・Ｂ業種の実務経験が 18 年で認定される　（Ａ＋Ｂ≧12 年　Ａ＞10 年　Ｂ＞8 年）

大工工事業	建築工事業
8 年超	10 年

18 年以上

(大工と内装仕上工事の振替えの例＜最大４年短縮＞)

・大工と内装の場合のみ、Ａ業種・Ｂ業種の実務経験が 16 年で認定される　（Ａ＞8 年　Ｂ＞8 年）

大工工事業	内装仕上工事業
8 年超	8 年超

16 年超

※建設業許可における営業所技術者等は、営業所に常勤して専らその業務に従事することが求められており、原則として主任技術者・監理技術者になることはできません。

但し、一定の要件を満たすことで、例外的に兼任が認められる場合があります。
詳細については、P82 及び国土交通省ホームページ掲載の「監理技術者制度運用マニュアル」を参照してください。

（５）実務経験証明書の確認資料

・更新を除く許可（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加）の申請に実務経験証明書を使用する場合

・営業所技術者等（又は国家資格者）の変更・追加の届出に実務経験証明書を使用する場合

→P48「常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の確認資料」の法人の役員経験ｂに同じ

他者での経験を証明する場合は、上記に加えて年金加入記録等、実務経験期間中の常勤を確認できる資料の提出が必要です。なお、実務経験証明書に証明者の押印がある場合は、実務経験期間中の常勤に疑義が生じた場合のみ提出を求めます。

（６）指導監督的実務経験証明書の確認資料

・特定建設業について更新を除く許可（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加）の申請を行うときで、指導監督的実務経験証明書を使用する場合

・特定建設業許可を持つ建設業者が特定営業所技術者又は国家資格者の変更・追加を行うときで、指導監督的実務経験証明書を使用する場合

→指導監督的実務経験証明書の実務経験の内容欄に記載したすべての工事についての契約書の写し（工期の確認できるものに限る。）。

（７）営業所技術者等の常勤性の確認資料

・許可（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）の申請を行うとき

※当該申請にかかわらない営業所技術者等についても提出が必要です。

・営業所技術者等の交替・追加の届出をするとき

→発行後３ヶ月以内の住民票＋P52「常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料」と同じもの

※住民票上の住所と現住所が異なる場合は、P101 の Q21 を参照してください。

※営業所技術者等が役員以外の場合で、営業所の営業時間中は勤務しているものとして計算した場合に、最低賃金法の賃金を下回る所得しかない場合は、原則として常勤性は認められません。

※営業所技術者等の有資格区分及び業種の変更のみの場合は不要です。

（８）建設業法施行令第３条に規定する使用人の確認資料

・許可(新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新)の申請を行うときで、主たる営業所以外に建設業の営業を行う営業所（従たる営業所）がある場合

・建設業許可を受けた建設業者が、従たる営業所を新設する届出を行うとき

・建設業許可を受けた建設業者が、建設業法施行令第３条に規定する使用人を新任する届出を行うとき

→下記ア～ウのすべて

ア　住民票（発行後３カ月以内、マイナンバーの記載のないものに限る）

イ　常勤性の確認資料（P52 の常勤役員等の常勤性の確認資料に同じ）

ウ　委任状(代表者が発行したもので見積・入札・契約等の締結権限を有していることが確認できるもの。)

※ウの委任状は、新任の場合のみ提出

（９）財産的基礎要件の確認資料

・P7 下段に記載の「自己資本」の額が 500 万円未満の者又は最初の決算期が到来していない者が一般建設業許可（新規、許可換え新規）の申請を行うとき。ただし、最初の決算期未到来の法人で、商業登記簿の資本金額が**創業時点で** 500 万円以上の場合を除く。

・千葉県の建設業許可を持つ建設業者が、許可を受けてから 5 年未満で許可（般・特新規（特→般）、業種追加）の申請を行う場合で、直近の決算の自己資本が 500 万円未満であるとき

→金融機関発行の 500 万円以上の預金残高証明書又は融資証明書**（通帳の写しは不可。）**

※申請時点で証明基準日から 1 月以内のものに限る。証明書が 2 枚以上になる場合には、証明基準日が同日のものに限る。

※融資証明書は、現在の融資残高を示すものではなく、証明基準日において 500 万円以上の融資を受けられる状態であることを金融機関が証明したもの。

（１０）事業主（支配人を含む）・役員等の確認資料

・許可（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）の申請を行うとき→全員の分

・建設業法施行令第３条使用人の新任の届出を行うとき
・法人が役員の新任の届出を行うとき
・個人事業主の支配人の新任の届出を行うとき
（以上3項目）→新任の者の分

・個人事業主が営業所名称、所在地の変更を行うとき→事業主（支配人）の分

→申請又は届出日前 3 月以内に発行された住民票を提出してください。　<u>外国籍の場合は、国籍が記載された</u>住民票を提出してください。

※株主、出資者、相談役、顧問については住民票の提出は不要です。

※<u>住民票は、マイナンバーの表記のないものとしてください。</u>

（１１－１）営業所の実態の確認資料

・許可（新規、許可換え新規）の申請を行うとき
・営業所の新設又は所在地変更の届出を行うとき

→P63 の作成例を参照し、営業所等の写真について下記 a～d を提出してください。

営業所等の写真（明瞭なもので下記の全て）

ａ. 営業所の外部…建物の全景及び営業所の案内板を写したもの

ｂ. 営業所の内部…営業所内部の状況が確認できるもの

ｃ. 建設業の許可票…店舗に掲げる標識（P76（５）①）の設置箇所、周辺状況を含み、標識の判読が可能なもの（営業所の新設又は所在地変更の場合）

ｄ. その他…営業所の名称を明記した営業所の入口部分を写したもの又は営業所がビル内に所在する場合は建物の入口等にある案内板を写したもの

※建設業の営業所として、以後機能しうる状態にあることが確認できる必要があります。
なお、営業所の実態に疑義が生じた場合は現地調査を行う場合もあります。

※営業所は独立性を保つ必要があります。以下の点にご留意ください。

・事務スペースが明確に区分されていること
・電話、コピー機、パソコン等の事務機器が共有されていないこと
・出入口が別会社等と混在せず、外部から判断可能であること

（１１－２）営業所の所有状況の確認資料

主たる営業所の所在地が登記上の本店所在地（個人事業主は住民票の住所）と異なる場合、従たる営業所の所在地が登記上の支店所在地と異なる場合及び個人事業主で従たる営業所がある場合で以下の場合

・許可（新規、許可換え新規）の申請を行うとき
・営業所の新設又は所在地変更の届出を行うとき

→下記ア、イ又はウの資料を提出してください。

ア　自社所有の場合は、次のいずれか

・当該建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し（発行後 3 月以内のもの）
・当該建物の固定資産物件証明書又は固定資産評価額証明書の写し

※登記事項証明書記載の地番と住居表示が異なる場合は住宅地図及び公図等で同一の住所である事を示してください。

イ　貸借している場合は、当該営業所の賃貸借契約書

※記載されている賃貸借期間が自動継続等で終了している場合は、直近 3 月分の賃借料の支払を確認できるもの（領収書、振込明細等）が必要です。

ウ　建物の登記がない場合は、公共料金の領収書の写しと当該土地に係る上記ア又はイ

■営業所の確認資料記載様式例

営業所写真

Ａ４で作成

<table>
<tr><td>営業所名称　　　　　　　　　　年　　月撮影</td><td rowspan="2">営業所の入口（受付、案内板を含む）</td></tr>
<tr><td>建物の全景（看板、表札等を含む）</td></tr>
<tr><td>営業所の内部
（全景がわかるもの）</td><td>建設業の許可票
（掲示場所と掲示内容がわかるもの）
（所在地変更及び営業所の新設等の場合）</td></tr>
</table>

＊1 ページに収まらない場合は、複数ページで提出すること

＊個人住宅、共同事務所等の場合は、**必ず見取り図（略図）を添付してください**。必要に応じて現地調査する場合があります。

７　許可取得後の届出事項等

提出方法等（紙による届出の場合）

【千葉県知事許可】提出場所　管轄の土木事務所(出張所)：手引の裏表紙参照

提出部数　届出様式・添付書類　正本１部、写し１部、申請者控え１部

確認資料　正本１部、写し１部（届出様式・添付書類とは別とじ）

※変更届については、受付後に新たに通知書等を発送することはありません。

必要に応じて、建設業許可証明書(P75)を御利用ください。

※法定の提出期限に遅れた届出については、理由を付記した始末書（任意様式）を届出者が作成し、正本・副本・控えのそれぞれに添付したうえで提出してください。

なお、法定の期限内に届出がない場合や、虚偽の記載をしたときは、**罰則の適用**や**監督処分**の対象となりますので、遅滞・遺漏のないよう十分注意してください。

Ｐ64　（１）事業年度終了届

Ｐ66　（２）変更届等

Ｐ73　（３）廃業届

Ｐ75　（４）建設業許可証明書

Ｐ76　（５）建設業者として守るべき主な事項

Ｐ83　（６）建設業法に違反すると

（１）事業年度終了届（決算終了届）　※毎年度提出

事業年度の終了届は下表により事業年度終了後４月以内に提出しなければなりません。

郵送する場合は、必ず返信用の封筒（送付先記載・受け付け後の届出者控えを送付するために要する金額の切手を貼付）を同封し、送り状等に日中連絡が取れる連絡先と担当者名を記載してください。

<table>
<tr><th>様式</th><th>添付書類</th><th>備考</th><th>期限</th></tr>
<tr><td rowspan="7">変更届出書（事業年度終了届）</td><td>①工事経歴書（様式第二号）P21</td><td></td><td rowspan="7">事業年度終了後４月以内</td></tr>
<tr><td>②直前３年の各事業年度における工事
施工金額（様式第三号）P25</td><td></td></tr>
<tr><td>③財務諸表 P40
法人　貸借対照表（様式第十五号）
損益計算書（様式第十六号）
株主資本等変動計算書（様式第十七号）
注記表（様式第十七号の二）
附属明細表（様式第十七号の三）
個人　貸借対照表（様式第十八号）
損益計算書（様式第十九号）</td><td>※建設業法施行規則に定める
様式（株主総会や税務署に
提出した決算報告書は不可）
※附属明細表は資本金１億円超又は
貸借対照表の負債の部に計上した
金額の合計額が 200 億円以上の株式
会社のみ提出
※注１参照</td></tr>
<tr><td>④事業報告書
（様式は任意。P65（「参考」を参照）</td><td>株式会社のみ添付。特例有限会社等は
提出不要。</td></tr>
<tr><td>⑤納税証明書 P47</td><td>※注２参照
個人事業主は P113 の Q63 参照</td></tr>
<tr><td>⑥使用人数（様式第四号）P26
⑦建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）P37
⑧定款
⑨※健康保険等の加入状況（様式第七号の三）
P32</td><td>これまでの届出事項に変更があった
場合のみ添付

※様式第七号の三は従業員数に変更が生じた場合に添付（加入状況に変更が生じた場合は変更届を提出、P68）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※法人については、法人番号の記載が必要</td></tr>
</table>

注１　有価証券報告書提出会社は、その写しの提出をもって附属明細書表の提出に代えることができます。

注２　納税証明書は次により提出してください。

【千葉県知事許可】法人：法人事業税（県税事務所(支所)で発行）　個人：個人事業税（　同左　）

※「千葉県県税条例施行規則第 40 号様式(その 1)」(事業税の納付すべき額及び納付済額が記入されたもの)により提出してください。県税事務所の窓口で納税証明書を請求する際には、運転免許証やパスポート等の本人確認書類の原本の提示が必要です。従業員や代理人が請求する場合は、社員証等や委任状と従業員や代理人の本人確認書類の原本の提示が必要です。詳しくは、下記の県ホームページをご覧ください。

ＵＲＬ：　http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/syoumei.html

注３　新規申請時において前々事業年度の財務諸表を提出した場合は、許可取得後に前事業年度の事業年度終了届を提出してください。また、新規申請の審査期間中に決算日が到来した事業年度についても、許可取得後に事業年度終了届の提出を要します。

記載例については、許可の手引Ｐ18～を参照してください。

変更届出書（事業年度終了届）

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入

変　更　届　出　書

（事業年度終了届）

令和　2年　4月　1日

法人番号を記載する（個人事業主は不要）

許可年月日　　　　　　　　　令和　元年　5月３０日

許可番号　千葉県知事許可（般・~~特~~－　1）第　99999号

法人番号　１２３４５６７８９０１２３

千葉市中央区市場町１番１号
届出者　なのはな建設株式会社
代表取締役　　千葉　一朗

千葉県知事　　　　　　　　様

事業年度（第 40 期　平成３１年　1月　1日から令和　元年１２月３１日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

提出対象は大会社のみ

記

(1) 工事経歴書　(2) 工事施工金額　(3) 貸借対照表及び損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表　(5) 事業報告書　(6) 附属明細表
(7) 法人税納付済額証明書　(8) 所得税納付済額証明書　(9) 使用人数
(10) 令第３条に規定する使用人の一覧表
(11) 定款　(12) 健康保険等の加入状況　(13) 事業税納付済額証明書

株式会社のみ添付（特例有限会社は不要）

記載要領
１．(1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

（参考）事業報告書について

1　事業報告書は、会社法第 435 条の規定により、すべての株式会社に作成が義務付けられているものです。建設業法では特段の様式を定めておりませんので、会社法に従って作成し、定時株主総会で使用したものを提出してください。
　なお、記載内容や添付書類はその株式会社の形態等（公開会社か否かなど）によって異なりますので、詳しくは会社法施行規則第 118 条から 128 条を参照してください。

2　定時株主総会招集の通知の際、計算書類や事業報告書等をまとめた資料を作成している場合には、事業報告書に代えてそれらの資料を添付しても構いません。

（２）変更届等（申請書類と同様に公衆の閲覧に供されます）

①変更事項の届出について

許可取得後、P67～68 の表に記載の変更事項が生じた場合は、同表に記載のとおり所定の届出様式に必要書類を添付の上、期限までに変更事項を届け出てください。なお、紙による届出の場合は、正本・副本・控合計３部の提出が必要です。また、入札参加資格者名簿の記載事項に変更があった場合には、届出期限に係らず、直ちに届出が必要です。

②紙による届出における変更届のとじる順番は、P13～P15 の「建設業許可申請書類・確認資料一覧表」に準じてください

③紙による届出の場合の様式の入手方法

P16 を参照し、千葉県ホームページの「建設業許可に係る様式」のページから届出様式をダウンロードしてください。

※新たに追加する技術者（経管等、営業所技術者等）については、**他の建設業許可業者での登録が**されていないかご確認ください。また、登録されている場合は**申請前に削除を依頼**してください。

※紙による届出について、提出は郵送でも受け付けます。郵送の場合は、**必ず返信用の封筒（送付先記載・受け付け後の届出者控えを送付するために要する金額の切手を貼付）を同封し、送り状等に、日中連絡が取れる連絡先と担当者名を記載してください。**

※委任をされた行政書士は、委任状を添付すること（紙による届出の場合は、正本・副本・控えのそれぞれに添付が必要）。

(注) 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)は、届出に係る変更事項が確認できるものが必要です。
必要に応じ履歴事項全部証明に加え閉鎖事項証明書も添付してください。

※各様式の記載方法については記載例Ｐ18～参照

※閲覧に供するもの、閲覧に供さないもの、確認資料はそれぞれ別とじにしてください。

<table>
<tr><th>No</th><th colspan="2">変更事項</th><th>届出様式・添付書類
（閲覧に供するもの）</th><th>届出様式・添付書類
（閲覧に供さないもの）</th><th>確認資料</th><th>期限</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">商　　号</td><td>様式第二十二号の二（第一面）</td><td>登記事項証明書（登記簿謄本）（注）</td><td></td><td rowspan="15">変更後30日以内</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">営業所の
名称・所在地</td><td>様式第二十二号の二
（第一面、第二面）
※第二面は従たる営業所がある場合のみ添付。
以下同じ</td><td>登記事項証明書（登記簿謄本）（注）</td><td>①住民票（個人事業主の場合）
②営業所の確認資料（P62～）</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">営業所の新設</td><td>様式第二十二号の二
（第一面、第二面）</td><td>①No. 11 の届出書、添付書類及び確認資料
②No. 13 の届出書、添付書類及び確認資料</td><td>営業所の確認資料（P62～）</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">営業所の廃止</td><td>①様式第二十二号の二
（第一面、第二面）
②使用人の一覧表
（様式第十一号）</td><td>No. 13 の届出書</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="2">営業所の業種追加</td><td>様式第二十二号の二
（第一面、第二面）</td><td>No. 13 の届出書、添付書類及び確認資料</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">営業所の業種廃止</td><td>様式第二十二号の二
（第一面、第二面）</td><td>No. 13 の届出書</td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td colspan="2">資　本　金　額
（又は出資総額）</td><td>様式第二十二号の二（第一面）</td><td>①登記事項証明書（登記簿謄本）（注）
②株主調書（様式第十四号）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">8
(1)</td><td rowspan="4">役員等（法人の役員）</td><td>新　　任</td><td>①様式第二十二号の二
（第一面）
②役員等の一覧表
（様式第一号別紙一）
③誓約書（様式第六号）</td><td>①許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
（様式第十二号）
②登記事項証明書（登記簿謄本）（注）
③身分証明書（本籍地の市町村が発行したもの）
④成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
⑤医師の診断書
※④・⑤はP44 参照し必要に応じ提出</td><td>住民票
左記（閲覧に供さない書類欄記載のもの）
①、③、④、⑤は新任の役員等のみ</td></tr>
<tr><td>退　　任</td><td>様式第二十二号の二（第一面）</td><td>登記事項証明書（登記簿謄本）（注）</td><td></td></tr>
<tr><td>代　表　者
（申請人）
の　交　替</td><td>①様式第二十二号の二
（第一面）
②役員等の一覧表
（様式第一号別紙一）
③誓約書（様式第六号）</td><td>①許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
（様式第十二号）
（新代表者のもの。旧代表者が役員として残る　場合、旧代表者のものも添付）
②登記事項証明書（登記簿謄本）（注）</td><td></td></tr>
<tr><td>役員等の氏名
（改姓・改名）</td><td>様式第二十二号の二
（第一面）</td><td>登記事項証明書（登記簿謄本）（注）
（法人の役員等又は支配人の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">8
(2)</td><td rowspan="3">役員等（法人の役員以外の者）</td><td>新　　任</td><td>①様式第二十二号の二
（第一面）
②役員等の一覧表
（様式第一号別紙一）
③誓約書（様式第六号）</td><td>①許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
（様式第十二号）
②株主（出資者）調書
（様式第十四号）
※これまでの内容に変更が生じた場合に提出</td><td></td></tr>
<tr><td>退　　任</td><td>様式第二十二号の二
（第一面）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>役員等の氏名
（改姓・改名）</td><td>様式第二十二号の二
（第一面）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

No	変更事項		届出様式・添付書類 （閲覧に供するもの）	届出様式・添付書類 （閲覧に供さないもの）	確認資料	期限
9	個人事業主又は支配人の改姓・改名		様式第二十二号の二（第一面）		戸籍抄本又は住民票	変更後30日以内
10	個人の支配人	新　　任	①様式第二十二号の二（第一面） ②誓約書（様式第六号）	①許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号） ②登記事項証明書(登記簿謄本)　(注) ③身分証明書(本籍地の市町村が発行したもの) ④成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ⑤医師の診断書 ※④・⑤は P44 を参照し必要に応じ提出	住民票	
		退　　任	様式第二十二号の二（第一面）	登記事項証明書(登記簿謄本)（注）		
11	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人		①様式第二十二号の二（第一面） ②誓約書（様式第六号） ③使用人の一覧表（様式第十一号）	①使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号） ②身分証明書(本籍地の市町村が発行したもの) ③成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ④医師の診断書 ※③・④は P44 を参照し必要に応じ提出	①住民票 ②常勤性の確認資料(P60) ③委任状	変更後2週間以内
12 (1)	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）	交替・追加	様式第二十二号の二（第一面）	①常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(様式第七号) ②常勤役員等略歴書　(様式第七号別紙)	①住民票 ②常勤性の確認資料(P52) ③経営経験の確認資料(P48～)	
		改姓・改名	様式第二十二号の二（第一面）	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(様式第七号)	戸籍抄本又は住民票	
		削　除	様式第二十二号の二（第一面）	届出書(様式第二十二号の三)		
12 (2)	常勤役員等及び常勤役員を直接に補佐する者	交替・追加	様式第二十二号の二（第一面）	常勤役員等変更の場合 ①常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書　第一面(様式第七号の二) ②常勤役員等略歴書（様式第七号の二別紙一） 補佐人変更の場合 ①常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書　第二面～第四面(様式第七号の二) ②常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第七号の二別紙二)	①住民票 ②常勤性の確認資料(P52) ③経営経験の確認資料(P48～)	
		改姓・改名	様式第二十二号の二（第一面）	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の証明書　第一面～第四面(様式第七号の二)	戸籍抄本又は住民票	
		削　除	様式第二十二号の二（第一面）	届出書(様式第二十二号の三)		
13	営業所技術者等	追　加（交替に伴うものを含む） 変　更（業種・資格・営業所）	様式第二十二号の二（第一面） ※担当業種や資格区分の変更のみの届出の場合、様式第二十二号の二は不要です。	①営業所技術者等証明書(様式第八号) ②実務経験証明書(様式第九号) ③指導監督的実務経験証明書(様式第十号) ④卒業証明書 ⑤資格証明書(写) ⑥監理技術者資格者証(写) ※②～⑥は必要に応じ提出	①住民票 ②常勤性の確認資料(P60) ③実務経験又は指導監督的実務経験の確認資料(P60) ※担当業種や資格区分の変更のみの場合は①②は提出不要	
		改姓・改名	様式第二十二号の二（第一面）	営業所技術者等証明書(様式第八号)	戸籍抄本又は住民票	
		交替に伴う削除	様式第二十二号の二（第一面）	営業所技術者等証明書(様式第八号)		
		削　除	様式第二十二号の二（第一面）	届出書(様式第二十二号の三) ※一部廃業等に伴う削除の場合等		
14	健康保険等の加入状況 ※従業員数の変更を除く		健康保険等の加入状況（様式第七号の三）		P53、P54 参照	

③変更届の記載例

ア　様式第二十二号の二 変更届出書（第一面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）　（用紙Ａ４）　0006

> 事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する

> 該当するものに〇を付す

変　更　届　出　書

（第一面）

下記のとおり、
（1）商号又は名称　(2)営業所の名称，所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)｛建設業法第7条第2号　に規定する営業所技術者／建設業法第15条第2号　に規定する特定営業所技術者｝

> 不要な項目を取消線で削除する

> 13 桁の法人番号を記載する（個人事業主は不要）

令和　〇〇　年　〇　月　〇　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
千葉県　知事　　殿

届出者　千葉市中央区１番１号
なのはな建設株式会社
代表取締役　千葉　一郎

> 変更事項がわかるように記載する

> 事実上の変更日を記載する（法人の場合、登記した日としないこと）

項番	許可番号	大臣・知事コード	許可（般・特）	許可番号	許可年月日
35	12	~~国土交通大臣~~ 千葉県　知事	般－07	第098765号	令和07年04月01日

法人番号　36　1234567898765

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号の変更	(有)菜の花建設	なのはな建設(株)	令和〇年〇月〇日	
資本金額の変更	３，０００千円	２０，０００千円	令和〇年〇月〇日	
代表者の変更	千葉　花子	千葉　一郎	令和〇年〇月〇日	
経営業務の管理責任者の変更	佐倉　正	市原　工事	令和〇年〇月〇日	
営業所技術者等の交代	安　房雄	浦安　栄	令和〇年〇月〇日	
営業所の業種廃止（船橋営業所）	土木、建築	建築	令和〇年〇月〇日	
営業所の廃止	館山営業所	－	令和〇年〇月〇日	
役員の就任	―	一宮　大助	令和〇年〇月〇日	
役員の退任	船橋　進	―	令和〇年〇月〇日	
役員の就退任	東　金太郎	松戸　町子	令和〇年〇月〇日	

> 就退任は、変更日が完全に同日の場合のみ 1 行でまとめても可。

> 営業所の業種追加や業種廃止、従たる営業所の所在地の変更など、第二面記載事項の変更があった場合には第二面に記載する。

…する建設業、従たる営業所の所在地の変更，新設，廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

> 37～44のカラムには変更のあった事項のみ記入

> 両方に記入

項番	項目	記入内容
37	商号又は名称のフリガナ	ナノハナケンセツ
38	商号又は名称	なのはな建設（株）
39	代表者又は個人の氏名のフリガナ	チバ　イチロウ
40	代表者又は個人の氏名	千葉　一郎
41	主たる営業所の所在地市区町村コード	都道府県名　市区町村名
42	主たる営業所の所在地	
43	郵便番号	－　電話番号
44	資本金額又は出資総額	（千円）

> 両方に記入

> 両方に記入

> 補正がある場合等の連絡先として使用するため、届出書類の記載内容に係る質問等に応答できる者について必ず記載する

連絡先
所属等　総務課　氏名　香取　市子　電話番号　０４３－２２３－３１０８
ファックス番号　０４３－２２３－３１１０

イ　様式第二十二号の二 変更届出書（第二面）

従たる営業所の新設・廃止、営業所の業種追加や業種廃止、従たる営業所の所在地

（第二面）

項番

区　　分　[8 1]　[2]　（ 2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更　3．従たる営業所の新設　4．従たる営業所の廃止 ）

大臣 知事 コード

項番

許可番号　[8 2]　[1 2]　国土交通大臣 知事　許可（般－特－[0 2]）第[0 5 4 2 1 8]号　許可年月日 [0 2]年[0 4]月[2 5]日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

（主たる営業所）

営業しようとする建設業	8 3	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゅ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）
変更前		

変更事項がある営業所について記載する。

（従たる営業所）

従たる営業所の名称	8 4	フリガナ　フナバシエイギョウショ 船 橋 営 業 所
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5	都道府県名　　市区町村名
従たる営業所の所在地	8 6	
郵便番号	8 7	［　］－［　］　電話番号
営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゅ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 1　（1．一般 2．特定）
変更前		1　　　　1

変更事項がある部分について記載する。

（従たる営業所）

従たる営業所の名称	8 4	フリガナ
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5	都道府県名　　市区町村名
従たる営業所の所在地	8 6	
郵便番号	8 7	［　］－［　］　電話番号
営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゅ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）
変更前		

（従たる営業所）

従たる営業所の名称	8 4	フリガナ
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5	都道府県名　　市区町村名
従たる営業所の所在地	8 6	
郵便番号	8 7	［　］－［　］　電話番号
営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゅ板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）
変更前		

④営業所技術者等の変更（様式第八号、様式第二十二号の三）等

営業所技術者等の変更等については、「様式第八号」（P34 参照）により下表の例に従い提出してください。

例 6 については、「届出書（様式第二十二号の三）」（P72 参照）により提出してください。

具　体　例			項番 61 の該当区分
現在の営業所技術者等に代えて新たな者を営業所技術者等にする場合	例 1	A さん(建)⇒B さん(建)	A さん「4」交代に伴う削除 B さん「3」営業所技術者等の追加
	例 2	A さん(建)(大) ⇒B さん(建)、C さん(大)	A さん「4」交代に伴う削除 B さん「3」営業所技術者等の追加 C さん「3」営業所技術者等の追加
営業所技術者等の有資格区分に変更があった場合	例 3	A さん(建)　⇒　A さん(建) (2 級建築士)　(1 級建築士)	A さん「2」有資格区分の変更
営業所技術者等の担当業種に変更があった場合	例 4	A さん(建)、B さん(大) ⇒A さん(建)(大)	A さん「2」有資格区分の変更 B さん「4」交代に伴う削除
営業所技術者等の改姓・改名	例 5	A さん　⇒　A´さん	A さん「4」交代に伴う削除 A´さん「3」営業所技術者等の追加
一部廃業の場合	例 6	大工工事業を廃業する場合 A さん(建)、B さん(大) ⇒　A さん(建)	B さん　届出書(様式第二十二号の三)で削除 A さん　届出不要 ＊併せて廃業届（様式第二十二号の四）の提出が必要

《作成上の留意事項》

1　営業所技術者等証明書（様式第八号）は、項番 61 欄の区分ごとに別葉で作成してください。

2　営業所技術者等の交替に伴う削除（項番 61 が「4」）をする場合は、担当業種又は有資格区分の変更（項番 61 が「2」）又は営業所技術者等の追加（項番 61 が「3」）の届出を同時に提出してください。（例 1、2、4）

3　すでに営業所技術者等になっている者の担当業種を追加する場合、これまでの担当業種に関する資格についても項番 65 欄（有資格区分）に記載してください。（例 4：A さんについて「建」と「大」の有資格コードを記入する）

4　営業所の業種廃止もしくは一部廃業に伴い、営業所技術者等を削除する場合又は法第 7 条第 2 号もしくは法第 15 条第 2 号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（様式第二十二号の三）を提出してください。（例 6）

但し、削除する営業所技術者等が担当していた業種の一部を廃業し、他の業種を別の者に担当させて許可を継続する場合は、廃業する業種については廃業届（様式第二十二号の四）、継続する業種については営業所技術者等証明書（様式第八号）により届出てください。

注意　一部の業種の廃止の際に、廃業しない業種について引き続き営業所技術者等となる者及び営業所の廃止等に伴い所属営業所を変更し引き続き営業所技術者等となる者については、「営業所技術者等証明書（様式第八号）」の該当区分（「2」又は「5」）で届け出ることになります。

⑤届出書（様式第二十二号の三）

交替を伴わない営業所技術者等の削除の場合に使用する。
（許可業種の一部を担当していた営業所技術者等の退職にともない、当該業種を廃業する場合、１つの業種に２人の営業所技術者等が置かれており、その内の１人を削除する場合等）

様式第二十二号の三（第

該当するものに〇を付す

下記のとおり、
（１）　建設業法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなった
（２）　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準を満たさなくなった
（３）　営業所技術者等を削除した（○で囲む）
（４）　欠格要件に該当するに至った
ので届出をします。

令和　○ 年 ○ 月 ○ 日

不要な項目を取消線で消す

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
千葉県　知事 殿

届出者　千葉市中央区市場町１－１
代表取締役　千葉　一郎

許可番号　項番　大臣/知事コード　5 1　1 2　~~国土交通大臣~~ 千葉県 知事 許可（般/特－0 7）第 0 9 8 7 6 5 号　許可年月日　令和 0 7 年 0 4 月 0 1 日

記

(1)　建設業法第７条第１号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

5 2　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕　生年月日　年　月　日

一部廃業、営業所の廃止等により営業所技術者等を削除しようとする場合

(2)　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなった場合
(3)　営業所技術者等を削除した場合

氏名　5 3　安　房 雄　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕　生年月日 S 6 0 年 0 3 月 1 0 日

営業所の名称　館山営業所　建設工事の種類　土、と

氏名　5 3　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕　生年月日　年　月　日

営業所の名称　建設工事の種類

氏名　5 3　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕　生年月日　年　月　日

営業所の名称　建設工事の種類

(4)　建設業法第８条第１号及び第７号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

（３）廃業届

廃業等の理由により建設業を営業しなくなった場合には、30 日以内に廃業届を提出しなければなりません（法第 12 条）。

廃業届の提出に当たっては、様式の届出者の欄に記載された者が下記の届出義務者であることが確認できるよう、届出者の欄の下に廃業の原因について付記していただくとともに、個人事業主の住民票や戸籍や、解散した法人の登記事項証明等の資料を添付してください。

届出にあたっては、手引 P130 を参照のうえ、提出してください。

届出様式２２号の４（P74 参照）

<table>
<tr><th>廃業の区分</th><th>廃業の原因</th><th>届出義務者</th><th>確認資料</th></tr>
<tr><td rowspan="5">全部廃業</td><td>許可を受けた事業主が死亡したとき
（法第 17 条の 3 第 1 項に規定する相続人が同項の認可の申請をしなかったときに限る）</td><td>その相続人</td><td>戸籍謄本等</td></tr>
<tr><td>法人が合併により消滅したとき
（当該消滅までに、合併後存続し、又は合併により設立される法人について法第 17 条の 2 第 2 項の認可がされなかったときに限る）</td><td>その役員であった者</td><td>登記事項証明書（商業登記簿）等</td></tr>
<tr><td>法人が破産手続開始の決定により解散したとき</td><td>原則として破産管財人</td><td>破産手続決定通知書等</td></tr>
<tr><td>法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき</td><td>その清算人</td><td>登記事項証明書（商業登記簿）等</td></tr>
<tr><td>許可を受けた建設業をすべて廃止したとき
（特定建設業から一般建設業にする場合も含む）
（法第 17 条の 2 第 1 項又は第 3 項の認可を受けたときを除く）</td><td>法人･･･その役員
個人･･･本人</td><td rowspan="2">(原則不要)</td></tr>
<tr><td>一部廃業</td><td>許可を受けた建設業のうち、一部を廃止したとき</td><td>法人･･･その役員
個人･･･本人</td></tr>
</table>

＊営業所技術者等の削除に伴い、一部廃業の届出を行う場合、併せて、当該営業所技術者等に係る必要な届出書類（営業所技術者等証明書（様式第八号）又は届出書（様式第 22 号の 3））を提出してください。

＊特定建設業許可に必要な資格要件を満たす特定営業所技術者がいなくなったことが原因で、同じ業種について一般建設業許可の申請をするときも、廃業届が必要です。

但し、特定建設業許可の更新に当たって必要な財産的基礎要件を満たさないことが原因で一般建設業許可の申請をするときは廃業届は不要です。

廃業届（様式第二十二号の四）

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 9

廃　　業　　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
千葉県知事　殿

届出者　千葉市中央区市場町１番１号
なのはな建設株式会社　代表取締役　千葉　一郎

		項番		
届出の区分		5 4	2	（１．全部の業種の廃業　２．一部の業種の廃業）
許可番号		5 5	1 2（大臣・知事コード）	~~国土交通大臣~~ 千葉県知事 許可（般・特－　　）第 0 9 8 7 6 5 号　許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

記

廃止した建設業		5 6	1（土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解）
届出時に許可を受けている建設業		5 7	1 1（１．一般　２．特定）

行政庁側記入欄　整理区分		5 8	
決裁年月日		5 9	平成　　年　　月　　日

枠の中は記入しないこと

【備考】

廃業等の年月日　令和　〇〇年〇〇月〇〇日

廃業した年月日を必ず記入する

廃業等の理由
（１）　許可に係る建設業者が死亡したため
（２）　法人が合併により消滅したため
（３）　法人が破産手続開始の決定により解散したため
（４）　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
（５）　許可を受けた建設業を廃止したため（〇印）

※廃業の原因、届出義務者等についてはP73 参照

理由（１）は個人事業主が死亡した場合に限る。
（１）から（４）の理由に該当しない場合は、
（５）を選択すること（例：自主廃業の場合）。

（4）建設業許可証明書

①申請窓口

千葉県知事許可‥‥‥管轄の各土木事務所（出張所）又は県土整備部建設・不動産業課で発行

国土交通大臣許可（千葉県内に主たる営業所がある大臣許可）

‥‥‥県土整備部建設・不動産業課のみで発行

②証明手数料

1通につき、400円の県収入証紙を貼付してください。

※郵送での交付を希望する場合は、証明願を作成の上で４００円の収入証紙を添付し、１１０円切手を貼付した返信用封筒を添えて申請窓口宛て送付してください。

※「建設業許可証明願」は千葉県ホームページからダウンロードしてください。

申請枚数	枚

千建不許証第　　　号

証明書１通につき４００円の千葉県収入証紙貼付

建　設　業　許　可　証　明　願

令和○○年○○月○○日

千葉県知事　（知　事　名）　様

主たる営業所所在地　千葉県千葉市中央区市場町１－１

商号又は名称　(株)なのはな建設

代表者氏名　代表取締役　千葉　一郎

下記のとおり、建設業法第３条による許可がされていることを、証明願います。

記

主たる営業所所在地　千葉県千葉市中央区市場町１－１

商号又は名称　(株)なのはな建設

代表者氏名　代表取締役　千葉　一郎

許可年月日及び許可番号	許可を受けた建設業の種類
令和　7　年　4月　2日 ~~国土交通大臣許可~~　~~特__~~ 千葉県知事許可　般 02　第　６５３２１号	土木工事業 とび・土工工事業
令和　年　月　日 国土交通大臣許可　特__ 千葉県知事許可　般　第　号	
令和　年　月　日 国土交通大臣許可　特__ 千葉県知事許可　般　第　号	
令和　年　月　日 国土交通大臣許可　特__ 千葉県知事許可　般　第　号	

不要なものを消す

複数の許可を受けている場合は許可日ごとに続けて記入

許可業種が多数ある場合は略号で可　例:土、と

（５）建設業者として守るべき主な事項

①標識の掲示

建設業者は、その店舗及び現場（発注者から直接請け負ったものに限る）ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲げなければなりません（建設業法第 40 条）。
※標識の材質は問いません。また、県が指定する標識作成業者はありません。

ア　店舗に掲げる標識（様式第二十八号）

<table>
<tr><td colspan="5">建　設　業　の　許　可　票</td></tr>
<tr><td>商号又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>代表者の氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>一般建設業又は特定建設業の別</td><td>許可を受けた建設業</td><td colspan="2">許　可　番　号</td><td>許可年月日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>国土交通大臣
千葉県知事</td><td>許可（）第　　号</td><td></td></tr>
<tr><td>この店舗で営業している建設業</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

35cm 以上

40ｃｍ以上

イ　建設工事現場に掲げる標識（様式第二十九号）

様式第二十九号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

<table>
<tr><td colspan="5">建　設　業　の　許　可　票</td></tr>
<tr><td colspan="2">商　号　又　は　名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">代　表　者　の　氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>主任技術者の氏名</td><td>専　任　の　有　無</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>資格名</td><td>資格者証交付番号</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般建設業又は特定建設業の別</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">許　可　を　受　け　た　建　設　業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">許　可　番　号</td><td colspan="3">国土交通大臣
知事　許可（　　　）第　　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">許　可　年　月　日</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

25㎝以上

35cm以上

記載要領

1　「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。

2　「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。

3　「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。

4　「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

5　「許可を受けた建設業の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

「国土交通大臣
知事」　については不要のものを消すこと。

②建設工事の請負契約に関する義務

ア　書面による契約

　請負契約は、民法の規定によれば両当事者の合意によって成立する諾成契約とされており、口頭でも有効に成立します。しかし、それでは内容が不明確、不正確であり、紛争の原因ともなりかねないので、建設業法では、建設工事の請負契約を締結する際には、以下の①から⑯までの事項を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならないと規定しています。（法第 19 条第 1 項）また、契約については、工事施工前に結ぶ必要があります。

① 工事内容
② 請負代金の額
③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
⑧ 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定め
⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑮ 契約に関する紛争の解決方法
⑯ その他国交省令で定める事項

　なお、相手方の承諾があれば、書面の交付に代えて、電子メール等の電子的な手段により契約することができます

イ　契約の内容

　中央建設業審議会で「公共工事標準請負約款」や「民間工事標準請負約款」を定めていますので、できる限りこれに従って公正な契約を締結してください。国土交通省のホームページからダウンロードすることができます。

ウ　注文者の義務

(ｱ)　不当に低い請負代金の禁止

注文者がその取引上の地位を不当に利用し、その工事に通常必要と認められる原価に満たない額で請け負わせてはなりません。

受注者が従業員の法定福利費を含む必要経費を適正に考慮して作成した工事代金の見積額に対して、注文者が、その法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結させることは、「不当に低い請負代金」となるおそれがあります。

（法第 19 条の 3）

(ｲ)　不当な使用資材などの購入強制の禁止

注文者が、請負契約の締結後にその取引上の地位を不当に利用して、受注者が使用する資材、機械器具などやその購入先を指定して、受注者の利益を害することも禁止しています。

（法第 19 条の 4）

(ｳ)　見積期間の設定

注文者は、入札や随意契約の前に、工事内容、工期などをできるだけ具体的に示して、一定の見積期間を設けなければなりません。（建設業法第 20 条第 3 項）

見積期間は、工事の予定金額により定められており、

a　予定金額が 500 万円未満.......................... 中 1 日以上
b　予定金額が 500 万円以上 5,000 万円未満........... 中 10 日以上
c　予定金額が 5,000 万円以上...................... 中 15 日以上

となっています。

なお、やむを得ない事情があるときは、b については中 5 日、c については中 10 日に短縮できます。

エ　受注者の義務

(ｱ)　見積書の作成と提示

建設工事の請負契約を締結する際には、工事内容に応じて、工事の種類ごとに材料費、労務費その他経費の内訳を明らかにして見積を行うよう、努力義務が定められています。

また、注文者から請求があったときには、契約成立前に見積書を提示しなければなりません。

（法第 20 条第 1 項、第 2 項）

(ｲ)　前金払の際の保証

前金払をするときに、注文者から保証人の請求があれば、受注者は、500 万円未満の軽微な工事を除き、金銭保証人又は工事完成保証人を立てたり、東日本建設業保証(株)のような前払金保証会社による前金払いの保証を受けたりする必要があります。

（法第 21 条）

(ｳ)　現場代理人の選定

受注者が、工事現場に現場代理人を置くときは、その現場代理人の権限、注文者の現場代理人の行為について注文者に意見を申し出る方法を書面により通知しなければなりません。

（法第 19 条の 2）

オ　一括下請（丸投げ）の禁止

建設業者は、その請け負った建設工事を一括して、他人に請け負わせてはなりません。下請業者が孫請け業者に一括して丸投げをすることも同様です。　（法第 22 条第 1 項）

一括下請は、法第 22 条第 3 項の規定により、元請が発注者からのあらかじめ書面による承諾を得た場合は例外的に許容されています。しかし、公共工事の場合、いかなる場合があっても一括下請はできません。（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条）

なお、平成 20 年 11 月 28 日以降に請け負う民間の共同住宅の新築に関する工事についても、全面的に禁止となりました。

③　特定建設業者の義務

ア　施工体制台帳等の作成

(ｱ)　施工体制台帳

特定建設業者が発注者から直接請け負う元請となって5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上を下請に出すときは、下請、孫請けなど当該工事に係るすべての業者名（無許可業者を含む）、それぞれの工事の内容、工期などを記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備え付けなければなりません。また、下請に対して再下請通知をしなければならない旨を通知し、かつ、工事現場の見やすい場所に、元請である特定建設業者の名称と再下請通知書の提出先を掲示しなければなりません。(法24条の8第1項、第2項)

その特定建設業者は、発注者からの請求があれば工事現場ごとに備えた施工体制台帳を閲覧させなければならないほか、公共工事ではその写しを発注者に提出しなければなりません。（法24条の8第3項)

(ｲ)　施工体系図

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、当該台帳や下請業者からの再下請の通知をもとに、各下請の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所（公共工事の場合はこれに加えて公衆の見やすい場所）に掲示しなければなりません。

（建設業法第24条の8第4項)

(ｳ)　公共工事の特例

公共工事では、元請業者は、請負金額にかかわらず、施工体制台帳を作成しなければなりません。（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１５条)

この場合、一般建設業者であっても、施工体制台帳等を作成します。

イ　下請代金の支払い

下請代金については、元請負人と下請負人の合意により交わされた下請契約に基づいて適正に支払われなければなりません。

元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、支払を受けた日から１月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければなりません。

(建設業法第24条の3)

元請負人が特定建設業者であり下請負人が一般建設業者である（資本金額が４０００万円以上の法人を除く。）である場合、発注者から工事代金の支払いがあるか否かにかかわらず、下請負人が引渡しの申出を行った日から起算して５０日以内で、かつ、できる限り短い期間内において期日を定め下請代金を支払わなければなりません。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から出来高払い又は竣工払を受けた日から１月を経過する日か、下請負人が引渡しの申出を行った日から起算して５０日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となります。

(建設業法第24条の6)

ウ　下請負人の指導

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その建設工事の下請負人が、その下請負人に係る建設工事の施工に関し、下記（ア）～（ウ）の規定に違反しないよう下請負人の指導に努め、また、違反を認めたときには、その事実を指摘し是正を求めるように努めなければなりません。（建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び第 2 項）

(ｱ)　建設業法の規定

(ｲ)　建設工事の施工に関する法令（建築基準法、宅地造成規制法）

(ｳ)　建設工事に従事する労働者の使用に関する法令（労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等）

エ　違反の通報

上記ウの特定建設業者が是正を求めたにもかかわらず、下請負人が違反している事実を是正しないときには、その特定建設業者は、下請負人が建設業者（許可業者）であるときは、許可行政庁又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者（無許可業者）であるときには、その建設工事の現場を管轄する都道府県知事に速やかにその旨を通知しなければなりません。

（建設業法第 24 条の 7 第 3 項）

※　国土交通省では、建設業者が守るべき下請取引上のルールについて「建設業法令遵守ガイドライン」を定めています。次のホームページをご参照ください。 （http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html）

※ 建設業法令順守推進本部「駆け込みホットライン」　－建設業法違反通報窓口－

TEL 0570-018-240　（受付時 10:00～12:00、13:30～17:00　土日・祝祭日・閉庁日除く）

③　工事現場への技術者の配置

建設業の許可業者は、施工する工事現場に主任技術者又は監理技術者を配置し、建設工事の管理・監督をしなければなりません。　　　　　　　　　　　　　　　（建設業法第 26 条）

ア　主任技術者・監理技術者とは

主任技術者

工事現場の施工上の管理を担当する技術者で、工事の施工の際には、**請負金額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず**主任技術者を配置しなければなりません。

※元請の主任技術者が、下請の主任技術者の行うべき職務を合わせて行い、次の要件を全て満たす場合は、下請の主任技術者の配置を要しない。（建設業法第 26 条の 3）

【要件】

① 特定専門工事（コンクリート打設に用いる型枠組立工事又は鉄筋工事で、下請の請負代金が 4,500 万円未満の工事（※））であること
② 注文者の承諾と下請業者の合意を書面により得ること
③ 元請の主任技術者は、指導監督的実務経験が 1 年以上あり、現場に専任していること
④ 更なる下請契約の禁止

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い、下請業者に施工させる金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の場合（※）には主任技術者の代わりに監理技術者を置かなければなりません。

※金額は、いずれも消費税込です。

イ　主任技術者・監理技術者及び監理技術者補佐の要件

(ｱ) 雇用関係

工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

※在籍出向者や短期雇用の方は原則として主任技術者・監理技術者になれません。

(ｲ) 必要な資格等

担当する建設工事の業種について、以下に記載の資格要件を満たしている必要があります。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>資　格　要　件</th></tr>
<tr><td colspan="2">主任技術者</td><td>次のいずれかに該当する者
(1)高校等（※2）の指定学科（※3）卒業後（若しくは指定学科に対応する技術検定種目の２級第１次検定合格後※４）５年以上、又は大学等（※5）の指定学科卒業後（若しくは指定学科に対応する技術検定種目の１級第１次検定合格後※４）３年以上の実務経験を有する者
(2)10 年以上の実務経験を有する者
(3)国家資格者（1 級、2 級の施工管理技士など）、国土交通大臣特別認定者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">監理技術者</td><td>指定建設業（※1）</td><td>次のいずれかに該当する者
(1)国家資格者（１級の施工管理技士など）
(2)国土交通大臣特別認定者</td></tr>
<tr><td>指定建設業以外</td><td>次のいずれかに該当する者
(1)国家資格者（1 級の施工管理技士など）
(2)主任技術者の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、元請として 4,500 万円以上（※6）について 2 年以上指導監督的な実務経験を有する者
(3)国土交通大臣特別認定者</td></tr>
<tr><td colspan="2">監理技術者補佐</td><td>次のいずれかに該当する者
⑴主任技術者の資格要件を満たす者のうち、国家資格者（技師補など）
⑵国土交通大臣特別認定者</td></tr>
</table>

※1　指定建設業：土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園　の 7 業種
※2　高等学校のほか、旧実業高校、１年制の専修学校を含む
※3　指定学科の詳細は P121 参照
※4　技術検定の第一次検定合格＋実務経験により主任技術者になれる業種は、**指定建設業と電気通信工事業を除く業種とする。**
※5　大学のほか、高等専門学校（高専）、旧制専門学校、２年制以上の専修学校を含む
※6　昭和 59 年 10 月 1 日以前の経験は 1500 万円以上、平成 6 年 12 月 28 日以前の経験は 3,00 万円以上

ウ　主任技術者及び監理技術者（以下、「主任技術者等」という）の現場専任制度

公共性のある建設工事※1で、**工事１件の請負金額が税込4,500万円（建築一式工事は税込9,000万円）以上の工事を施工する場合、元請・下請にかかわらず、主任技術者等は原則としてその工事現場に専任でなければなりません。　（建設業法第26条第3項）**

なお、現場専任を要する工事の監理技術者については、公共工事、民間工事を問わず監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を受講していることが必要です。

（建設業法第26条第5項）

※1　公共性のある建設工事とは…

・国・地方公共団体が発注する工事
・鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共工作物の工事
・学校、デパート、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事

→ 個人住宅を除くほとんどの施設又は工作物に関する工事

エ　主任技術者等の専任配置の特例

１件の建設工事の請負金額が税込1億円（建築一式工事は税込2億円）未満の工事については、建設業法施行規則に掲げられた要件を満たすことで、２現場の主任技術者等を兼任することが認められます。（専任特例1号※2）　　（建設業法第26条第3項）

また、監理技術者にあっては、監理技術者補佐を専任で置くときは、請負金額に関わらず合計２現場まで担当できます。（専任特例2号※2）　　（建設業法第26条第3項）

オ　営業所技術者等と主任技術者等の兼任

営業所技術者等は、原則として主任技術者等になれません。

（例外）

○請負金額が税込4,500万円（建築一式工事は税込9,000万円）未満の工事

→下記の⑴又は⑵のいずれかを全て満たすことで１現場に限り兼任可能

⑴
・営業所において請負契約が締結された建設工事であること
・工事現場と営業所が近接していること
・営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること

⑵
・営業所において請負契約が締結された建設工事であること
・上記「専任特例1号」の要件を満たすこと※2（一部読み替えあり）

○請負金額が税込4,500万円（建築一式工事は税込9,000万円）以上税込1億円（建築一式工事は税込2億円）未満の建設工事

→上記⑵を全て満たすことで１現場に限り兼任可能

※2 詳細は国土交通省ホームページ掲載の「監理技術者制度運用マニュアル」を参照

△…要件を満たせば兼任可　×…兼任不可

請負金額（税込）	4,500万円未満 ※建築一式工事は9,000万円未満		4,500万円以上1億円未満 ※建築一式工事は9,000万円以上2億円未満		1億円以上 ※建築一式工事は2億円以上	
現場／営業所	主任技術者等	現場代理人	主任技術者等	現場代理人	主任技術者等	現場代理人
営業所技術者等	△	×	△	×	×	×

（注）現場代理人については、現場常駐義務がある場合を想定しています。

（６）建設業法に違反すると

建設業者が建設業法や公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律等に違反すると、建設業法の監督処分の対象となります。

処分には、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の三種類があります。

詳しくは、千葉県ホームページに掲載している「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」を参照してください。

①　指示処分

建設業者が建設業法やその他の法令に違反すると、監督行政庁※による指示処分の対象となります。指示処分とは、法令違反や不適正な事実を是正するために、企業がどのようなことをしなければならないか、監督処分庁が命令するものです。（法第 28 条第 1 項）

②　営業停止処分

建設業者が指示処分に従わない場合、監督行政庁による営業停止処分の対象となります。一括再下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などのその他の法令に違反した場合などには、指示処分なしで、直接営業停止処分がかけられることがあります。営業の停止期間は 1 年以内で監督行政庁が判断して決定します。（法第 28 条第 3 項）

③　許可の取消処分

不正な手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したほか、役員などが P8 の欠格要件に該当したり、また、営業所の所在が分からない場合においては許可取消となります。なお、一括再下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などのその他の法令に違反し、情状が特に重いと判断されると、指示処分、営業停止処分なしで、許可取消となります。（法第 29 条、第 29 条の 2）

④　処分の基準

指示処分や営業停止処分を行う場合の基準は各監督行政庁で定められており、千葉県の場合は、建設･不動産業課のホームページから閲覧できます。

⑤　監督処分の公表

監督処分を行った場合、監督行政庁で備え付けてある「建設業者監督処分簿」でその内容を閲覧できます（千葉県では建設・不動産業課にあります）。また、営業停止や許可の取消については千葉県報でその都度公告しています。

また、全国の建設業者の処分状況については、国土交通省のホームページ「ネガティブ情報等検索サイト」から閲覧できます。

⑥　指名停止

指示処分や営業停止処分を受けた建設業者に対しては、指名停止を行うことがあります。

※　監督処分の処分権者（監督行政庁）は、原則としてその建設業者を許可した国土交通大臣又は都道府県知事です。

８　付表

Ｐ84　（１）建設工事の区分に関する資料

Ｐ87　（２）類似した建設工事の区分と考え方

Ｐ94　（３）建設業許可に関するよくある質問と回答

ア. 建設業許可に関する一般的事項

イ. 建設工事区分に関する事項

ウ. 許可申請の手続きに関する事項

エ. 身分証明書・登記されてないことの証明書・登記事項証明書に関する事項

オ. 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）及び営業所技術者等に関する事項

カ. 健康保険等の加入状況に関する事項

キ. その他

Ｐ115　（４）建設業の有資格コード一覧表

Ｐ121　（５）指定学科一覧表

Ｐ122　（６）市町村コード表

Ｐ123　（７）勘定科目の分類

Ｐ130　（８）廃業届を提出する際の本人確認について

Ｐ131　（９）各種問い合わせ先

（1）　建設工事の区分に関する資料

建設工事の区分については、以下（1）～（3）を参照し、不明な点があれば建設・不動産業課に問い合わせてください。

（1）建設工事と建設業の種類

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内　　　容	例　　　示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ)	
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ　足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ　くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ　土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ　コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ　その他基礎的ないしは準備的工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事

電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所　設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

（２）類似した建設工事の区分の考え方

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりです。

（建設業許可事務ガイドライン　最終改正　令和7年2月1日国不建第161号）

（1）土木一式工事

① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。

② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

（2）建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

（3）左官工事

① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

（4）とび・土工・コンクリート工事

① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。

・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。

・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。

・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。

④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。

⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。

⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。

⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。

⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

（5）石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。

・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。

・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。

・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

（6）屋根工事

① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。

③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

（7）電気工事

① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

（8）管工事

① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。

② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。

⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は、『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

（9）タイル・れんが・ブロツク工事

① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。

② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。

③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。

・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。

・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。

・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

(11) 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 舗装工事

① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事

① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。

② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

② 防水モルタルを用いた防水工事は、左官工事業と防水工事業のどちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事

① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。

② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。

③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事

① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

②「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。

③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。

④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(18) 電気通信工事

① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。

② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(19) 造園工事

① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。

② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。

③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。

④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。

⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

(20) 水道施設工事

① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(21) 消防施設工事

① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

（３）建設業許可に関するよくある質問と回答

ア．建設業許可に関する一般的事項（Ｐ９５～）

イ．建設工事区分に関する事項（Ｐ９７～）

ウ．許可申請の手続きに関する事項（Ｐ９９～）

エ．身分証明書・登記されていないことの証明書・登記事項証明（商業登記簿）等に関する事項（Ｐ１００～）

オ．常勤役員等（経営業務の管理責任者等）及び営業所技術者等に関する事項
（１）常勤役員等（経営業務の管理責任者等）に関する事項（Ｐ１０１～）
（２）営業所技術者等に関する事項（Ｐ１０４～）
（３）常勤役員等（経営業務の管理責任者等）及び営業所技術者等の常勤性に関する事項（Ｐ１０６～）

カ．健康保険等の加入状況に関する事項
（１）健康保険等の加入状況の記載要領（Ｐ１０７～）
（２）健康保険等の加入状況の確認資料に関する事項（Ｐ１１１～）

キ．その他
（１）財産的基礎・財務諸表について（Ｐ１１２）
（２）納税証明書について（Ｐ１１３）
（３）その他（Ｐ１１４）

ア．建設業許可に関する一般的事項

Ｑ１．建設業許可とは何ですか。
Ａ１．軽微な建設工事（Ｑ３を参照）以外の建設工事を請け負う場合は、建設業の許可が必要になります。 なお、許可の対象は「建設工事の請負」ですので、工事現場に人を派遣する場合（Ｑ５を参照）や、建設工事とはいえない業務を行っている場合（Ｑ２を参照）は、許可は不要です。

Ｑ２．建設業許可が必要な業務とは、どのようなものですか。
Ａ２．建設業法でいう建設業とは、建設工事の完成を請け負う営業を指します。 建設業法上の「建設工事」は土木一式工事や建築一式工事など 29 の業種に分かれていますが、すべての業種の定義において、建築物や土木工作物を作る又は解体する、あるいは加工・取り付けなどの作業を通じてそれらに機能を付加するなどの要素を含んだものが工事とされています。 宅地建物取引業の営業や物品の販売など建設業と異なる営業や、建設業に近い営業であっても下記の例の業務はこうした要素を含まず、建設工事にはあたりません。 また、経営業務の管理責任者の経営経験や営業所技術者等の実務の経験として認めることもできませんので注意してください。 【建設工事とは認められない（建設業許可を必要としない）場合の例】 ・自社で施工する建売用住宅の建築 ・建設現場への労働者派遣（Ｑ５を参照） ・樹木の伐採・剪定、草刈り ・道路清掃 ・設備や機器の運転管理や保守点検業務 ・測量や調査（土壌試験、ボーリング調査を伴う土壌分析、家屋調査等） ・建設機械や土砂などの運搬業務 ・船舶や航空機など土地に定着しない工作物の建造 ・建設資材（生コン、ブロック等）の納入 ・工事現場の養生（換気扇にビニールをかぶせる、窓にシートを張るなど。はつり工事はとび・土工工事） ・トラッククレーンやコンクリートポンプ車リース （ただし、オペレータ付きリースは工事に該当する）

Ｑ３．軽微な建設工事とはどのような工事ですか。

Ａ３．Ｐ1 表 1 に記載のとおり、建築一式工事以外の 28 業種では請負金額が 500 万円未満（消費税込）の工事が、建築一式工事の場合は請負金額が 1500 万円未満（消費税込）又は延べ面積が 150 ㎡未満の木造住宅工事が「軽微な建設工事」です。

【「請負金額」の考え方】

・同一の者が工事の完成を２つ以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の合計額を請負金額とします。

・注文者が材料を提供する場合は、請負契約の代金の額に、その材料の市場価格と運送賃を加えた額を請負金額とします。

・元請工期が長期間にわたる工事で、長期間の間をおいて複数の下請契約により、工種が異なる工事を請け負った場合でも、それらの合計額を請負金額とします。

・単価契約で工事を行った場合は、単価×数量の合計額を請負金額とします。また、小口、断続的な契約であっても、それらの合計額を請負金額とします。たとえ年をまたいだり、工種が異なっていた場合であってもそれらすべての合計額を請負金額とします。

【「150 ㎡未満の木造住宅工事」の考え方】

・「住宅」とは

「住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するもの」（建設業許可事務ガイドライン）

・「150 ㎡未満」の考え方

建築基準法上の延べ面積の定義に準拠し、「建築物の各階の床面積の合計」を指します。（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号）。

なお、建築基準法に基づく容積率積算では、共同住宅の共用廊下・階段等を延べ面積に不算入とする例外（建築基準法第 52 条 1 項 5 号、同 6 項）がありますが、あくまで容積率積算における例外であって、建築基準法上の延べ面積全般に適用される規定ではありません。

したがって、建設業法上の軽微な工事に当たるかどうかの判断においても、この容積率積算上の例外は適用しません。

Ｑ４．県外で仕事をするためには、大臣許可が必要でしょうか。

Ａ４．知事許可と大臣許可は、施工する場所に関わらず、建設業を営む営業所が県内のみか、県外にも置くかによる区分です。したがって、営業所が千葉県内のみの場合は、千葉県知事許可があれば必要な技術者（P81～を参照）を配置して県外の現場で施工できます。

Ｑ５．工事現場に人を派遣すること（人工出し）は建設工事として認められますか。

Ａ５．建設工事の請負契約とはみなされません。

単に職人を貸すような人工出しは請負ではなく「労働者派遣」に当たります。しかも、建設工事に労働者を派遣することは違法ですので注意してください。

例えば、A 社という建設業者が自社の従業員を発注者 B 社の建設現場に送り込み、B 社の現場監督者の指揮命令のもとに労働力を提供させることは、「労働者派遣」とみなされます。建設工事への労働者派遣は法律で禁止されていて、労働者派遣法又は職業安定法違反として罰則（1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金）が適用されますので注意してください。

なお、1 人工につきいくら、といったいわゆる常傭（常用）の契約であっても、建設工事の請負に当たる場合がありますが、具体的には労働局等の監督官庁に御相談ください。

Ｑ６．特定建設業の許可が必要な場合はどのような場合ですか。

Ａ６．発注者から直接請け負った（元請として請け負った）1 件の建設工事につき、下請業者との下請契約の合計（複数の下請業者と下請契約を締結する場合は、その合計が 5,000 万円以上、建築一式工事は 8,000 万円以上）となる下請契約を締結して施工する場合は、特定建設業の許可が必要です。

下請契約の合計が上記未満の建設工事については、発注者と締結する請負契約金額にかかわらず、一般建設業の許可を持っていれば施工できます。

また、自社が一次下請やそれ以下の下請業者である場合には、下請に発注する金額にかかわらず一般建設業の許可をもって施工することが可能です。

イ．建設工事区分に関する事項

Ｑ７．土木一式工事とはどのようなものですか。

Ａ７．土木一式工事は、複数の専門工事を組み合わせて土木工作物を作る（解体する）工事や、工事の規模や複雑さなどにより、専門工事では施工できないような工事を指します。

例えば、宅地造成工事は工事内容によって土木一式工事に該当する場合と、とび・土工工事に該当する場合に分かれます。

単に盛土や切土、掘削や締め固めのみの場合はとび・土工工事に該当します。しかし、これらに加え、舗装や擁壁、道路や上下水道などの整備を含めて請け負い、総合的にこれらの工事を施工した場合は土木一式工事に該当することになります。

【土木一式工事に該当する工事の例】（作業内容等によって各専門工事に該当する場合があります）

道路工事、河川工事、砂防工事、海岸工事、港湾工事、橋梁工事、トンネル工事、ダム工事、水路工事、管渠工事、地下工作物工事、鉄道軌道工事、干拓工事、上水道（公道下本管）配水管工事

上記の土木工作物の解体工事

Ｑ８．建築一式工事とはどのようなものですか。

Ａ８．建築一式工事は、複数の専門工事を組み合わせて建築物を作る（解体する）工事で、工事の規模や複雑さなどにより、専門工事では施工できないような工事を指します。

例えば、一般に「リフォーム工事」といわれる工事の多くは専門工事（内装仕上工事など）に区分されます。

建築確認を要する増改築など、大規模なリフォーム工事では、建築一式工事に区分される場合もあります。

【建築一式工事に該当する工事の例】

住宅新築工事、建築確認を要する規模の増改築工事、大規模建築物（ビル・ショッピングモール等）の解体工事

Ｑ９．一式工事の許可を持っていれば、関係する工事は何でも施工できますか。

Ａ９．できません。

土木・建築一式工事の許可のみを有する建設業者が 500 万円以上の専門工事を請け負うことはできません。個別の専門工事の許可が必要です。

例えば土木工事業許可のみを有する建設業者は、500 万円に満たない軽微な建設工事を除くとび・土工工事や舗装工事などの専門工事を請け負うことはできません。

同様に、建築工事業許可のみを有する建設業者は軽微な建設工事を除く大工工事や内装仕上工事、屋根工事などの専門工事を請け負うことはできませんのでご注意ください。

Q10．土木や建築の一式工事を請け負い、その一部又は全部の専門工事を下請に施工させず、自社で施工することはできますか。

A10．一式工事のなかに含まれる専門工事が、500 万円に満たない規模（軽微な建設工事）である場合は可能です。

また、専門工事部分が 500 万円以上となった場合でも、専門技術者を配置すれば自社施工が可能です。専門技術者とは、その工事について主任技術者となることができる資格を持つ者です。主任技術者の資格については P81～を参照してください。

なお、専門工事のなかに含まれる附帯工事部分についても、同様に、自社施工する場合は専門技術者の配置が必要です。

Q11．土木一式工事や建築一式工事を下請で施工することはできますか。

A11．公共工事については一切できません。

民間工事については、発注者の書面による承諾を受け、元請から一括して工事を請け負った場合には可能です。ただし、民間工事であっても共同住宅の新築工事では禁じられています。

【考え方】

土木一式工事、建築一式工事の要素である「総合的な企画、指導、調整」は原則として元請で施工する業者が行うものです。

建設業法上、こうした一括しての下請負は、発注者から書面による承諾を得た場合以外は禁じられています。また公共工事に関する一括下請負、および民間工事であっても共同住宅の新築に関する工事（平成 20 年 11 月 28 日以降に請け負うもの）に関する一括下請負については全面的に禁じられています。

Q12. 手引に例示のない専門工事のため、どの建設工事にあたるのかわかりません。	
A12. 建設・不動産業課にご相談ください。 主なものをあげると次のとおりです。	
工事の内容	業種
リフォーム工事	・増築や改築を伴う工事は建築一式工事（原則元請） ・内壁の設置や撤去、床・天井・壁紙の張り替え等がメインであれば内装工事 ・その他の専門工事が主であればその専門工事（大工工事、屋根工事、管工事など）
ソーラーパネル設置工事	・温水器利用目的の場合は管工事 ・発電目的の場合は電気工事
電気使用量モニタリング機器取付工事	・電気使用量を計測しその情報を表示・記録する機器を配線に設置する場合は電気工事 ・計測した電気使用量の情報を送信し遠隔地等で表示・記録する機器を設置する場合は電気通信工事
サイディング取付工事	・エコタイル、窯業系サイディングの場合はタイル・れんが・ブロック工事 ・金属系サイディングの場合は板金工事
スプリンクラー設置工事	・スプリンクラー全体の設置を請け負った場合は消防施設工事 ・管路のみを請け負った場合は管工事
工事現場の土砂の撤去	・土砂を運搬するのみであれば工事ではない。 ・撤去後、土砂のあった場所を造成のために地ならしする作業を請け負っている場合はとび・土工工事
アスベスト撤去工事	・構造躯体の撤去等まで及ぶものは建築一式工事 ・吹き付けアスベストの撤去で、除去剤や飛散防止剤を塗布する工事であれば塗装工事 ※アスベスト撤去工事でも、このほか内装工事、左官工事などに該当する場合もあるので、建設・不動産業課にご相談ください。

ウ．許可申請の手続きに関する事項

Q13. 同時に２種類の業種で許可を申請すると、手数料も２倍の 10 万円かかりますか。

A13. 手数料の金額は、業種の数ではなく、追加しようとする建設業が一般と特定の両方か、それともいずれか一方かということで変わります。

２業種とも一般または特定であれば 5 万円、一方が一般、一方が特定であれば 10 万円になります。

※業種追加、般･特新規、およびこれらと同時に更新を申請する場合（申請区分 3、4、6～9）は、手数料の計算を間違えやすいので、事前によく確認してください。

Q14. 更新の許可申請を忘れていて、有効期間が満了してしまいました。
今からでも更新の申請はできますか。

A14. 原則として更新の許可申請は、有効期間が満了する **30 日前**までです。この期日を過ぎた場合、理由を付記した始末書（任意様式）の添付が必要です。

また、有効期間を１日でも過ぎてしまった場合は、更新の許可申請をすることはできません。許可が必要な場合は、あらためて新規で許可を申請してください。

新たに許可を取りなおすことになるため、許可番号も変わってしまいます。

Q15．更新＋業種追加（般・特新規）の許可申請が、許可の有効期間満了の 60 日前までに間に合わないのですが。
A15．有効期間満了の 60 日前までなければ申請できません。 60 日前までに申請できない場合は、業種追加（般・特新規）の申請書と更新の申請書を別々にして申請していただきます。

Q16．許可は申請してからどれくらいで受けられますか。
A16．千葉県知事許可に関する標準処理期間は 45 日です。 ただし、申請に対する審査の中で、申請書類等の補正や技術者の在籍状況確認等により 45 日以上の期間がかかることがあります。 なお、更新申請についても上記によりますので、更新前の許可の満了日前に審査が終わるとは限りませんが、審査中の場合は、法律上、従前の許可（更新前の許可）が引き続き有効となる取扱です。

Q17．建設業許可の通知書を失くしてしまいました。再発行できますか。
A17．再発行できません。 代表者や商号に変更があっても、許可通知書はあらためて発行しません。許可があることの証明がほしい場合や、変更を反映した文書が必要な場合には、P75 を参照し、許可証明書を請求してください。

Q18．　同一業種について、一般建設業から特定建設業（又は特定建設業から一般建設業）許可に変更するのに伴い営業所技術者等がＡ氏からＢ氏となる場合、営業所技術者等の変更届は必要でしょうか。
A18．　必要です。 このような場合、Ａ氏の当該業種の営業所技術者等としての登録を予め削除する必要がありますが、営業所技術者等が不在となる期間が生じるのを避けるため、Ａ氏の削除と同時にＢ氏を営業所技術者等とすることとなります。 （例）一般建設業許可を有する業者が、同一業種について営業所技術者等の変更（Ａ氏→Ｂ氏）を伴う般・特新規申請を行う場合 ①営業所技術者の変更届：Ａ氏（営業所技術者）→Ｂ氏（営業所技術者） ②般・特新規申請：Ｂ氏（営業所技術者）→Ｂ氏（特定営業所技術者） **但し、同一業種について特定建設業許可から一般建設業許可に変更する場合において、Ｂ氏が一般建設業の営業所技術者としての資格しか有しないときは、特定建設業について廃業届を提出し、新たに一般建設業の許可を取得する必要があります。（P9 参照）**

エ．身分証明書・登記されていないことの証明書・登記事項証明書（商業登記簿）等に関する事項

Q19．取締役が外国籍のため、身分証明書を取得することができません。
A19．身分証明書については、外国籍の方は提出不要です。 なお、住民票については、平成 24 年 7 月 9 日から、外国籍の方も取ることができるようになりましたので、日本国籍の方と同じく、提出していただくこととなります。

Q20．非常勤取締役が外国に居住しているため、住民票を取得することができません。
A20．住民票に代えて戸籍抄本及び戸籍の附票を提出してください。

Q21．千葉県内に実際に居住していますが、住民票を前住所地の他県から異動していません。
A21．法律上の届出義務を履行してください。 特に住所は、経管、営業所技術者の常勤性を認定する資料となります。なお、住民票の異動が間に合わないなどの場合は、居住の実態が確認できる資料の提出があれば常勤を確認できる場合がありますが、次回以降の申請では認められません。 一方、異動しない正当な理由がある場合は、居住の実態が確認できる資料に加え、①異動しない正当な理由、及び②この理由が正当であることを実際に居住している場所の市区役所（町村役場）に確認した旨の申立書を提出してください。 また、当該人物に関する必要書類（経営業務の管理責任者又は営業所技術者等、令 3 条に規定する使用人に該当する場合は、それに関する書類も含む）の住所の記載欄については、居所を記載してください。

オ．常勤役員等（経営業務の管理責任者等）及び営業所技術者等に関する事項

（１）「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）」（以下経管とする）に関する事項

①経営経験に関する事項

Q22．経管の経営経験とは、どのような経験ですか。
A22．建設業を営む法人の役員、個人の事業主又は支配人、あるいは許可業者における令第 3 条の使用人等、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等について総合的に管理してきた経験をいいます。 なお、ここでの「役員」には、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。

Q23．個人事業主として許可を受けた親族のもとで働いていた経験は、経管の経営経験として認められますか。
A23．法務局で支配人の登記（商法第 22 条）をしていた場合は認定できます。支配人として登記していない場合であっても、確定申告での事業専従者になっていた期間が 6 年以上あれば、「経営業務の補佐経験」として、該当する業種での 5 年間の経営経験として認定することができます。 なお、事業の経営補佐に専従していたものの、確定申告書で事業専従者になっていなかった場合は、源泉徴収票と所得証明書により、従業員として営業所技術者等の実務経験は認められる可能性がありますが、経営経験を客観的に証明することができないため、「経営業務の補佐経験」としては認められません。

Q24．建設業を営む株式会社において非常勤取締役としての経験がありますが、経管の経験として認められますか。
A24．千葉県では認めています。 ただし、経管となる場合には、経営経験のほか、当該事業者での常勤性が求められるのでご注意ください。

Q25．不動産業を営み、建売住宅の建築を自社で施工してきましたが、その経験は経管の経験として認められますか。
A25．認められません。 経管の経験とは、建設工事の請負契約を結び、施工に必要な資金の調達や技術者の配置等に従事することを指すものです。 建売住宅の自社施工は不動産業の範囲内であるため、建設業における経営業務の経験とはいえません。

②常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書に関する事項

Q26. 解散や清算結了、吸収合併によりすでに消滅している法人での経験、既に死亡した個人事業主の下での経験や、事情により本来の証明者に証明いただけない場合の経験を証明したいのですが、どのように証明すればよいですか。

A26. 消滅した法人等、本来の証明者からの証明を得られない場合、様式の備考欄にその旨記載し、証明者欄に当時の商号、住所、被証明者の役職名（元取締役等）、被証明者の氏名を記載し証明書を作成してください。但し、手引 P48 記載の経験確認資料が提出され、経験期間中に役員であった事が確認できる場合に限ります。

死亡した個人事業主の下での経験については、様式の備考欄にその旨記載し、証明者欄に当時の商号、住所、元専従者○○（被証明者名）を記載し証明書を作成してください。但し、手引 P48 及び P50 記載の経験確認資料が提出され、経験期間中に当該個人事業主の専従者であった事が確認できる場合に限ります。

Q27. 役員としての経験年数は数十年ありますが、常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書の「経験年数」欄にはそのすべての期間を記入するのですか。

A27. 確認資料を提出した期間や、建設業許可を受けていた期間など、経験を証明できる期間のみを記入してください。

Q28. 既に証明している経営業務の管理責任者としての経験と同一内容を再度証明する場合、再度証明者から証明をもらう必要がありますか。

A28. 申請者が同一の場合に限り、既に証明済みの経験について、過去提出した許可申請書又は変更届出書（受付印のあるものに限る）及び常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書の写しを提出したうえで、常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書を証明者欄を除き全て同じ記載をする事で再度の証明は不要となります。

③常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書の経営経験の確認資料に関する事項

Q29. 以前に経営業務管理責任者に就任するにあたり、提出した**常勤役員等（経営業務の管理責任者等）**証明書と同一の証明内容で、他者の経管になるときは確認資料を省略してもいいですか。

A29. 原則としてあらためて確認資料を提出していただきます。ただし、

（1）以前に取得していた許可が千葉県知事許可の場合

許可申請又は変更届出の際に経管の経験が認定されていた場合は、その当時に提出していた許可申請書又は変更届出書（受付印のあるものに限る）

及び**常勤役員等（経営業務の管理責任者等）**証明書の写し

が提出されれば、契約書等の確認資料は省略できることとしています。

（2）以前に取得していた許可が千葉県知事許可以外の場合

ただちに経管の経験を認定することはできませんので、建設・不動産業課にご相談ください。

Q30. 所得税の確定申告書を紛失してしまった場合はどうすればいいですか。

A30. 紛失した年の市町村の所得証明を取得できるか確認してください。

取得できない場合でも、該当年に施工した相手方の異なる契約書等を2件以上提出できれば、それで可とします。

Q31. 複数の工事について一括して入金があり、一見したところ証明しようとする工事の入金かどうか判明しない場合には、どうすればいいですか。

A31. その入金の内訳について確認でき、証明しようとする工事の金額がその内数であることが分かる場合には、入金が確認できたものとします。

（２）営業所技術者等に関する事項

① 営業所技術者等の資格に関する事項

Q32．民間資格は営業所技術者等の資格として認められますか。

A32．P115～120 に記載されている資格のみ認められます。このうち、民間資格は資格コード 61～63 のみです。

Q33．建設業許可申請の手引の有資格コードの一覧に記載されている資格であれば、実務経験は不要ということですか。

A33．一般建設業における一部の資格については、資格と実務経験の両方が求められています（2 級技能士、第 2 種電気工事士など）。

また、P115～120 の有資格コードが「5」又は「8」の資格については、資格又は実務経験証明書に加えて指導監督的実務経験証明書が必要です。

Q34．職業能力開発促進法に定める技能検定である鋼橋塗装技能検定の 1 級、2 級の合格者は、営業所技術者等の有資格者として認められますか。

A34．認められます。

有資格コード 88 の「塗装・木工塗装・木工塗装工」のうちの「塗装」に該当します。

② 営業所技術者等の実務経験証明書に関する事項

Q35．事情により本来の証明者に証明してもらえない場合の経験を証明したいのですが、どのように証明すればよいですか。

A35．**①自己による証明の場合**

Q26 と同様の方法で証明書を作成してください。但し、手引 P60 記載の確認資料に加え、年金の加入記録等、経験期間中の常勤性を確認できる書類を添付してください。

なお、登記簿謄本に記載がある事のみをもって常勤性を確認することはできません。

②すでに消滅した法人の代表者だった者に証明してもらう場合

証明者欄に消滅した法人の商号、所在地、元代表取締役〇〇等と記載し、証明書を作成してください。但し、上記①の確認資料に加えて、証明者が代表者であったことを確認できる登記簿謄本が必要です。なお、証明者欄に元代表者の実印が押印されている場合は、経験期間中の常勤性を確認する資料については省略できることとします。

Q36．実務経験は、直近の連続した 10 年間の経験が必要なのでしょうか。

A36．直近ではなく、過去の経験でもかまいません。

また、連続した 10 年の経験ではなく、実務経験の期間が不連続であっても、合計 10 年間あれば要件を満たしたものとします。

（例：平成元年～5 年、平成 10 年～14 年で合計 10 年間の経験を証明すれば認められる）

なお、特定建設業許可で指導監督的実務経験が必要な場合は、契約書等に記載された工期の期間しか認められません。

Q37. 職業訓練学校でP121にある指定学科を卒業しましたが、営業所技術者等になるための実務経験は3年で足りますか。

A37. 卒業後3年の実務経験で営業所技術者等の資格を得ることができるのは、学校教育法に定める大学、高等専門学校（及び旧制の学校でそれらの前身のもの）、専修学校（専門士・高度専門士）に限られます。

職業訓練学校は、これらに当たらないため、10年の実務経験が必要です。

Q38. 指導監督的実務経験証明書については、1年に1件の確認資料（契約書等）の提出で1年間の経験が認められますか。

A38. P36に記載のとおり、契約書等に記載された工期の期間しか認められません。

Q39. 以前に実務経験証明書を提出し、営業所技術者等として登録していました。その後、同じ業種で他者の営業所技術者等になるときは確認資料を省略してもいいですか。

A39. 原則としてあらためて確認資料を提出していただきます。ただし、

（１）以前に取得していた許可が千葉県知事許可の場合

許可申請又は変更届出の際に実務経験が認定されていた場合は、その当時に提出していた①許可申請書又は変更届出書（受付印のあるものに限る）、②営業所技術者等証明書、③実務経験証明書の写しが提出されれば、契約書等の確認資料は省略できることとしています。

（２）以前に取得していた許可が千葉県知事許可以外の場合

ただちに実務経験を認定することはできませんので、建設・不動産業課にご相談ください。

（3）常勤役員等（経営業務の管理責任者等）及び営業所技術者等の常勤性に関する事項

① 常勤性の一般的事項

Q40. **常勤役員等（経営業務の管理責任者等）**（営業所技術者等）が他の会社の代表取締役を兼ねている場合には常勤性が認められますか。

A40.
（1）他の会社が現在も事業を継続中の場合
他の会社において複数の代表取締役がおり、次の証明書類によりその会社に非常勤であることが証明できる場合で、申請会社での常勤性が確認できれば**常勤役員等（経営業務の管理責任者等）**（営業所技術者等）に就任できることとしています。
①他の代表取締役による非常勤証明書
②その会社の登記事項証明書
非常勤であることが証明できない場合（代表取締役が一人の場合など）は申請会社での常勤性を認めることはできません。
（2）他の会社が倒産し、破産宣告を受けている場合
破産宣告の決定があった時点で事実上代表取締役を含む取締役の権限は消滅したと考え、申請会社での常勤性が確認できれば、**常勤役員等（経営業務の管理責任者等）**（営業所技術者等）に就任できることとしています（登記事項証明書等で破産宣告の事実を確認できた場合）。
（3）他の会社が休業中の場合
申請会社での常勤性の確認資料のほか、以下の証明資料が提出された場合には、申請会社での**常勤役員等（経営業務の管理責任者等）**（営業所技術者等）に就任できることとしています。
①他社の直近の履歴事項全部証明書
②税務官署（税務署、県税事務所、市町村）に提出した廃業届、法人の設立等報告書、休業届等の写し
③他社の現況について説明する申立書（他社の代表者が作成）
④申請会社の**常勤役員等（経営業務の管理責任者等）**（営業所技術者等）である期間中は、下記について了解し違背しない旨を記載した誓約書（経管個人が作成）
・申請会社の許可取得後、他社の常勤の取締役として事業を再開することはないこと
・また、他社の清算を行う場合は、清算人に就任にすることはないこと

Q41. 入社してまだ数ヶ月であるため、P52 の書類が提出できません。国民健康保険証の写しで常勤性を証明できますか。

A41. 会社との関係がわかる客観的な書類（P52 参照）の提出が原則必要です。当該法人で健康保険の加入手続き、住民税の特別徴収手続きがされていれば、それが確認できる書類を併せて添付してください。

② 法人税の確定申告書・役員報酬欄に関する取扱い

Q42. 取締役の報酬が 200 万円未満ですが、常勤性を認めてもらうことはできますか。

A42. 200 万円未満の場合には、所得証明により、他に給与所得や営業所得がない場合には、常勤性を認めることとしています。
なお、他に所得があっても、年金所得、農業所得、不動産所得等に関しては、特段の事情がない限り常勤性を阻害しないものと考えています。

④　保険証等について

Q43. マイナンバーカードではない、会社名が記載された従来の保険証を常勤性の確認資料として使用することはできますか。
A43. 当該保険証が申請日において有効期限内であれば使用できます。 なお、有効期限を過ぎた場合は使用できませんので、P52 記載のいずれかの資料を提出してください。

カ．健康保険等の加入状況に関する事項

（1）健康保険等の加入状況（様式第七号の三）の記載要領

①　営業所の名称欄について

Q44. 営業所の名称欄の記載方法について
A44. 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二（営業所一覧）に記載した順に記載してください。（建設業の営業を行わない支店等は不要。）

②　従業員数について

Q45. 従業員数について
A45. 法人にあってはその役員（非常勤役員含む）、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載してください。 そのため、建設業に従事している使用人数を記載する様式第四号の使用人数と異なる場合があります。 また、従業員数には、非常勤役員（他社の健康保険加入を含む）やパート従業員等も含め記載してください。 非常勤役員やパート従業員等について、保険加入が必要かどうかは、年金事務所及びハローワークにお問い合わせください。 参　考 （1）短時間労働者等について ①健康保険、厚生年金の場合 所定労働時間及び所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事する就労者と比べて概ね 4 分の 3 以上の場合、加入の対象となります。 ※下記のいずれかに該当する者は除く。 ア：臨時に日々雇用される人で 1 ヶ月を超えない人 イ：臨時に 2 ヶ月以内の期間を定めて使用され、その期間を超えない人 ウ：季節的業務に 4 ヶ月を超えない期間使用される予定の人 エ：臨時的事業の事業所に 6 ヶ月を超えない期間使用される予定の人 ②雇用保険の場合 雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、以下のいずれかにも該当する場合には、原則として被保険者となります。 ○　1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること ○　31 日以上の雇用見込みがあること

③　保険加入の有無及び事業所整理記号等について

Q46.　健康保険の適用事業所及び様式第７号の３の記載方法について

A46.　法人または家族従事者以外に常時 5 人以上の者を使用する個人事業所については、健康保険の適用事業所となり加入が必要です。

適用事業所に該当する建設業者で、保険加入している場合は健康保険の欄に「1」を、適用が除外される場合は「2」を、本店一括適用の承認に係る営業所は「3」を記載してください。

事業所整理記号等には、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している場合は、事業所整理記号及び事業所番号を記載してください。

組合管掌健康保険に加入している場合、健康保険組合名を記載してください。

また、建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合は、健康保険欄に適用除外の「2」を記載してください。

保険加入の有無及び事業所整理記号等の記載方法（健康保険部分抜粋）

①全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入の場合

<table>
<tr><td colspan="3">保険加入の有無</td><td colspan="2" rowspan="2">事業所整理記号</td></tr>
<tr><td>健康保険</td><td>厚生年金保険</td><td>雇用保険</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>健康保険</td><td>00ーチバ　１２３４５</td></tr>
<tr><td>厚生年金保険</td><td></td></tr>
<tr><td>雇用保険</td><td></td></tr>
</table>

②組合管掌健康保険に加入の場合

<table>
<tr><td colspan="3">保険加入の有無</td><td colspan="2" rowspan="2">事業所整理記号</td></tr>
<tr><td>健康保険</td><td>厚生年金保険</td><td>雇用保険</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>健康保険</td><td>○○健康保険組合</td></tr>
<tr><td>厚生年金保険</td><td></td></tr>
<tr><td>雇用保険</td><td></td></tr>
</table>

③適用除外の場合

<table>
<tr><td colspan="3">保険加入の有無</td><td colspan="2" rowspan="2">事業所整理記号</td></tr>
<tr><td>健康保険</td><td>厚生年金保険</td><td>雇用保険</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>健康保険</td><td></td></tr>
<tr><td>厚生年金保険</td><td></td></tr>
<tr><td>雇用保険</td><td></td></tr>
</table>

⑤建設業に係る国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）に加入の場合

<table>
<tr><td colspan="3">保険加入の有無</td><td colspan="2" rowspan="2">事業所整理記号</td></tr>
<tr><td>健康保険</td><td>厚生年金保険</td><td>雇用保険</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>健康保険</td><td>○○建設国民健康保険組合</td></tr>
<tr><td>厚生年金保険</td><td></td></tr>
<tr><td>雇用保険</td><td></td></tr>
</table>

※国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）と全国健康保険協会の
両方に加入している事業所の場合

<table>
<tr><td colspan="3">保険加入の有無</td><td colspan="2" rowspan="2">事業所整理記号</td></tr>
<tr><td>健康保険</td><td>厚生年金保険</td><td>雇用保険</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>健康保険</td><td>00ーチバ　１２３４５</td></tr>
<tr><td>厚生年金保険</td><td></td></tr>
<tr><td>雇用保険</td><td></td></tr>
</table>

Q47. 厚生年金保険の適用事業所及び様式第 7 号の 3 の記載方法について

A47. 法人または家族従事者以外に常時 5 人以上の者を使用する個人事業所については、厚生年金保険の適用事業所となり加入が必要です。

適用事業所に該当する建設業者は、「厚生年金保険」の加入が必要となり、加入している場合は、厚生年金保険の欄に「1」を、適用が除外される場合には「2」を、一括適用の承認に係る営業所については「3」を記載してください。

保険加入の有無及び事業所整理記号等の記載方法（厚生年金保険部分抜粋）

①厚生年金保険に加入の場合

<table>
<tr><td colspan="3">保険加入の有無</td><td colspan="2" rowspan="2">事業所整理記号</td></tr>
<tr><td>健康保険</td><td>厚生年金保険</td><td>雇用保険</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3"></td><td>健康保険</td><td></td></tr>
<tr><td>厚生年金保険</td><td>00ーチバ　１２３４５</td></tr>
<tr><td>雇用保険</td><td></td></tr>
</table>

②適用除外の場合

<table>
<tr><td colspan="3">保険加入の有無</td><td colspan="2" rowspan="2">事業所整理記号</td></tr>
<tr><td>健康保険</td><td>厚生年金保険</td><td>雇用保険</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3"></td><td>健康保険</td><td></td></tr>
<tr><td>厚生年金保険</td><td></td></tr>
<tr><td>雇用保険</td><td></td></tr>
</table>

Q48. 雇用保険の適用事業所及び様式第7号の3の記載方法について

A48. 雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、次に該当する場合には、原則として被保険者となります。

○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

○ 31日以上の雇用見込みがあること

雇用保険に加入している場合は、雇用保険の欄に「1」を、適用が除外される場合には「2」を、本店一括適用の承認に係る事業所は「3」を記載してください。

保険加入の有無及び事業所整理記号等の記載方法（雇用保険部分抜粋）

①雇用保険に加入の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		1	健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	1234567890101

②適用除外の場合

保険加入の有無			事業所整理記号	
健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		2	健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	

参　考

雇用保険の適用除外について

○法人の役員（取締役）について

株式会社の取締役は原則として被保険者となりません。

ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有し、服務態様、賃金等の面から労働者的性格の強いものであって、雇用関係が認められる者に限り被保険者となります。

①代表取締役は被保険者になりません。

②監査役は原則として被保険者になりません。

○合名会社、合資会社、合同会社の社員について

株式会社の取締役と同様に取り扱い、原則として被保険者となりません。

○有限会社の取締役について

有限会社の取締役は、株式会社の取締役と同様に取り扱います。

○事業主と同居している親族について

原則として被保険者となりません。

ただし、次の条件を満たしていれば被保険者となりますが、公共職業安定所へ雇用の実態を確認できる書類等の提出が必要となります。

①業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること

②就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること

③事業主と利益を一にする地位（役員等）にないこと

※詳細については、ハローワークにお問い合わせ下さい。

Q49. 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料について、全てまたは一部が未納です。
様式７号の３の保険加入の有無の欄は、どのように記載すればいいですか。

A49. 保険加入の有無の欄には、「1」と記載してください。

（２）健康保険等の加入状況の確認資料に関する事項

Q50. 健康保険、厚生年金の保険料について、口座振替で引き落とししています。
確認資料は、どのような書類になりますか。

A50. 口座振替の場合、許可申請時直前の「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写しを添付してください。

Q51. 健康保険について、適用除外となる建設業に係る国民健康保険組合に加入しています。
この場合、建設業に係る国民健康保険組合に加入していることがわかる確認資料は、必要ですか。

A51. 必要です。
確認資料については、P53 を参照してください。

Q52. 雇用保険について、役員のみ（又は同居の親族である従業員や短時間労働者にあたる従業員のみ雇用）の事業所のため、雇用保険の加入義務がありません。
この場合、様式７号の３の保険加入の有無の欄には、どのように記載すればいいですか。

A52. 保険加入の有無の欄には、「2」と記載してください。
雇用保険の適用除外については、Q48 を参照してください。
記載方法について、役員のみ、又は　役員+同居の親族である従業員、短時間労働者にあたる従業員のみ雇用している場合は従業員数と（　）内人数が同数となるよう以下の通り記載してください。

営業所の名称	従業員数
本店	６人 （６人）

６人 ← 非常勤役員等も含めた全ての従業員数を記載。

（６人） ← 役員に加え同居の親族である従業員、短時間労働者にあたる従業員を含めた従業員数を記載。

Q53. 雇用保険について、保険料を口座振替しています。
労働局から送られてくる「労働保険料等の口座振替納付のお知らせ」のハガキしかありません。確認資料は何が必要ですか。

A53. 「労働保険料等の口座振替納付のお知らせのハガキ」の写しを添付してください。

Q54. 雇用保険について、労働保険事務組合に事務処理を委託しています。
この場合、確認資料は何が必要ですか。

A54. 労働保険事務組合が発行している雇用保険の領収書の写しを添付してください。

Q55. 労働保険の手続きを郵送又は銀行や郵便局から行ったため、申告書（労働保険概算・確定保険料申告書）の事業所控えに労働局の受付印がありません。
この場合、確認資料は何が必要ですか。

A55. 申告した保険料の領収書の写しを添付してください。

Q56. 労働保険の手続きを郵送で行った際に、申告書（労働保険概算・確定保険料申告書）の事業所控えも一緒に送ってしまい申告書の控えがありません。
確認資料はどうすればいいですか。

A56. 申告した保険料の領収書の写しを添付してください。

Q57. 労働保険の申告した保険料の領収書を紛失してしまいました。
確認資料はどうすればいいですか。

A57. 労働局が発行している労働保険料納付証明書の写しを添付してください。

キ. その他

（1）財産的基礎・財務諸表

Q58. 個人事業主の財務諸表で自己資本が500万円以上あることが確認できる場合でも、残高証明書を提出する必要はありますか（一般建設業の申請）。

A58. 個人事業開始時の開始貸借対照表で確認した場合には提出する必要がありますが、所得税の確定申告に基づく財務諸表（事業開始後最初の決算期以降）で確認した場合には提出不要です。

Q59. 休業していた会社が事業を再開し、再開後最初の決算期が未到来の場合、財務諸表はどのようなものを添付しますか。また、財産的基礎の確認資料は必要ですか（一般建設業許可の申請の場合）。

A59. 財務諸表は開始貸借対照表でよいものとします。ただし、開始貸借対照表で純資産が500万円以上あっても残高証明書等の確認資料は必要です。

Q60. 許可の申請や事業年度終了届に添付する財務諸表は、税務署の確定申告の際に作成した財務諸表をそのまま添付してもいいですか。

A60. 添付できません。
建設業許可における財務諸表は、税務署に提出したものと勘定科目等が異なります。
所定の様式の財務諸表を添付してください。

（２）納税証明書について

Q61．法人で登記上の本店の所在地が他の都道府県にある場合で、主たる営業所が千葉県にあるため千葉県知事許可を取得したいのですが、納税証明書は本店の所在地の都道府県の法人事業税のものでよいのでしょうか。

A61．県内の営業所所在地を管轄する県税事務所の納税証明書を提出する必要があります。
営業所が複数の都道府県にある場合、法人事業税の申告をそれらの都道府県すべてで行う義務があります。
移転後最初の決算期が到来していない場合には、県税事務所に提出した、県内に事業所を開設した旨の『法人の設立等報告書』の写しを添付してください。

Q62．提出していなかった決算の終了届（事業年度終了届）を、更新にあたって 5 年分まとめて提出するのですが、事業税の納税証明書が 3 年分しか取れません。どうすればよいでしょうか。

A62．提出できない年度については、理由を付記した始末書（任意様式）を届出者が作成し、提出してください。なお、法定の期限内に届出がない場合や、虚偽の記載をしたときは、罰則の適用や監督処分の対象となります。遺漏・遅滞のないよう十分注意してください。

Q63．所得税の確定申告を終え、4 月末までに事業年度の終了届を提出しようとしましたが、個人事業税の納税証明書が前年度のものしか取得できません、どうすればよいでしょうか。

A63．事業年度終了届の提出期限が事業年度終了後 4 ヶ月以内（個人事業主の場合は 4 月末まで）とされているのに対し、個人事業税の課税が 8 月上旬、第 1 期の納付期限が 8 月末、第 2 期の納付期限が 11 月末となっているためにこのようなことが起こります。
したがって、個人事業税の課税が行われる前に事業年度終了届を提出する場合に添付する納税証明書は、前年度のものを添付すればよいとしています。

（３）その他

Q64. 取締役の退任に関する変更の届出の際添付する登記事項証明書は、現在事項証明書でよいか。
A64. 退任したことが分かる旨の登記事項証明書を求めているので、履歴全部証明書を添付してください。 なお、数年前の退任を届け出る場合や、退任と同時に有限会社から株式会社に組織変更を行っている場合などは、履歴事項証明書では取締役の退任が確認できませんので、退任が確認できる閉鎖事項証明書（閉鎖登記簿謄本）を添付していただくことになります。

Q65. 営業所の写真はどのようなものを提出すればいいですか。
A65. ・建設業の営業所として実態が備えられていることが確認できる必要があります。 ・写真の撮影日付に指定はありませんが、できるだけ最近撮影した営業所の現在の実態を確認できる写真を提出してください。 ・写真は、建物の全景、営業所の入口、営業所の内部（全体がわかるもの）、建設業の許可票（許可換え新規や営業所の移転の場合）が必要です。 ・鮮明であればデジタルカメラで撮影したものを印刷してもかまいません。 ・看板・表札がない場合には、新たにそれらを作って撮影する必要はありません。

Q66. 許可がいつ取得できるか知りたいのですが。
A66. 千葉県では、特に補正等が無い場合であれば、申請から許可まで標準的な事務処理期間を４５日間としています。 補正が無いのに上記期間を経過した場合等については、管轄の土木事務所又は建設・不動産業課にお問い合わせください。

Q67. 変更届や事業年度終了届の提出状況が確認したいのですが。
A67. 建設・不動産業課内に閲覧所を設けていますので、原則として来庁の上で確認してください。閲覧所についてはP131 を参照。

（4）建設業の有資格コード一覧表

（ア）一般建設業の有資格コード一覧表

別紙②　有資格コード一覧（一般建設業）１／３

「１」…法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
「４」…法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「７」…法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）　「７イ」…法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験３年）　「７ロ」…法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験５年）

区分	コード	資格区分	種別	建設業の種類																												
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	01	法第７条第２号　イ　該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	02	法第７条第２号　ロ　該当（１０年の実務経験）		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	11	１級建設機械施工管理技士		7				7								7																
	12	２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）		7				7								7																
	13	１級土木施工管理技士		7			7イ	7	7	7イ			7イ	7	7イ	7	7			7	7イ			7イ			7イ		7		7イ	7
	1H	１級土木施工管理技士補					7イ	7イ	7イ	7イ			7イ		7イ		7イ			7イ	7イ			7イ			7イ		7イ		7イ	7イ
	14	２級土木施工管理技士	種別　土木	7			7ロ	7	7	7ロ			7ロ	7	7ロ	7	7			7ロ	7ロ			7ロ			7ロ		7		7ロ	7
	1J	２級土木施工管理技士補	土木				7ロ	7ロ	7ロ	7ロ			7ロ		7ロ		7ロ			7ロ	7ロ			7ロ			7ロ		7ロ		7ロ	7ロ
	15	２級土木施工管理技士	鋼構造物塗装				7ロ	7ロ	7ロ	7ロ			7ロ		7ロ		7ロ			7	7ロ			7ロ			7ロ		7ロ		7ロ	7ロ
	1K	２級土木施工管理技士補	鋼構造物塗装				7ロ	7ロ	7ロ	7ロ			7ロ		7ロ		7ロ			7ロ	7ロ			7ロ			7ロ		7ロ		7ロ	7ロ
	16	２級土木施工管理技士	薬液注入				7ロ	7	7ロ	7ロ			7ロ		7ロ		7ロ			7ロ	7ロ			7ロ			7ロ		7ロ		7ロ	7ロ
	1L	２級土木施工管理技士補	薬液注入				7ロ	7ロ	7ロ	7ロ			7ロ		7ロ		7ロ			7ロ	7ロ			7ロ			7ロ		7ロ		7ロ	7ロ
	20	１級建築施工管理技士			7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7イ	7				7	7イ	7イ	7イ	7
	2C	１級建築施工管理技士補				7イ	7イ	7イ	7イ	7イ			7イ		7イ			7イ	7イ	7イ	7イ	7イ	7イ	7イ				7イ	7イ	7イ	7イ	7イ
	21	２級建築施工管理技士	種別　建築		7	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ			7ロ		7ロ			7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ				7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7
	22	２級建築施工管理技士	躯体			7	7ロ	7	7ロ	7ロ			7	7	7			7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ				7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7
	23	２級建築施工管理技士	仕上げ			7	7	7ロ	7	7			7		7ロ			7	7	7	7	7	7ロ	7				7	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ
	2D	２級建築施工管理技士補				7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ			7ロ		7ロ			7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ				7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ
	27	１級電気工事施工管理技士									7												7イ							7イ		
	2E	１級電気工事施工管理技士補																					7イ							7イ		
	28	２級電気工事施工管理技士									7												7ロ							7ロ		
	2F	２級電気工事施工管理技士補																					7ロ							7ロ		
	29	１級管工事施工管理技士										7			7イ		7イ	7イ					7イ	7イ			7イ	7イ	7イ	7イ	7イ	
	2G	１級管工事施工管理技士補													7イ		7イ	7イ					7イ	7イ			7イ	7イ	7イ	7イ	7イ	
	30	２級管工事施工管理技士										7			7ロ		7ロ	7ロ					7ロ	7ロ			7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	
	3A	２級管工事施工管理技士補													7ロ		7ロ	7ロ					7ロ	7ロ			7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	7ロ	
	31	１級電気通信工事施工管理技士																							7							
	32	２級電気通信工事施工管理技士																							7							
	33	１級造園施工管理技士					7イ	7イ	7イ	7イ			7イ		7イ		7イ			7イ	7イ			7イ		7	7イ		7イ		7イ	7イ
	3D	１級造園施工管理技士補					7イ	7イ	7イ	7イ			7イ		7イ		7イ			7イ	7イ			7イ			7イ		7イ		7イ	7イ
	34	２級造園施工管理技士					7ロ	7ロ	7ロ	7ロ			7ロ		7ロ		7ロ			7ロ	7ロ			7ロ		7	7ロ		7ロ		7ロ	7ロ
	3E	２級造園施工管理技士補					7ロ	7ロ	7ロ	7ロ			7ロ		7ロ		7ロ			7ロ	7ロ			7ロ			7ロ		7ロ		7ロ	7ロ
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	37	１級建築士			7	7				7			7	7								7										
	38	２級建築士			7	7				7			7									7										
	39	木造建築士				7																										
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）		7				7			7					7	7									7						7
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		7				7			7			7		7	7									7						7
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		7				7																								
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									7														7							
	45	機械・総合技術監理（機械）																					7									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										7											7									
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										7																	7			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										7															7		7			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		7				7									7															
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								7						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		7				7																		7						
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										7																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										7																	7			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										7																	7		7	
電気工事士法	55	第１種電気工事士									7																					
	56	第２種電気工事士	【３年】								7																					
電気事業法	58	電気主任技術者　（第１種～第３種）	【５年】								7																					
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者	【５年】																						7							
	35	工事担任者	【３年】																						7							
水道法	65	給水装置工事主任技術者	【１年】									7																				
消防法	68	甲種 消防設備士																												7		
	69	乙種 消防設備士																												7		
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

工事担任者は、令和３年４月１日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者で、「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の両方又は「総合通信」の資格者証の交付を受けた者に限る

別紙②　有資格コード一覧（一般建設業）2／3

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	71	建築大工			7																										
	64	型枠施工			7		7																								
	72	左官				7																									
	57	とび・とび工					7																								7
	73	コンクリート圧送施工					7																								
	66	ウェルポイント施工					7																								
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管									7																				
	75	給排水衛生設備配管									7																				
	76	配管（注1）・配管工									7																				
	70	建築板金「ダクト板金作業」							7		7						7														
	77	タイル張り・タイル張り工										7																			
	78	築炉・築炉工・れんが積み										7																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						7				7																			
	80	石工・石材施工・石積み						7																							
	81	鉄工（注2）・製罐											7																		
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）												7																	
	83	工場板金															7														
	84	板金・建築板金・板金工（注4）							7								7														
	85	板金・板金工・打出し板金															7														
	86	かわらぶき・スレート施工							7																						
	87	ガラス施工																7													
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7												
	89	建築塗装・建築塗装工																	7												
	90	金属塗装・金属塗装工																	7												
	91	噴霧塗装																	7												
	67	路面標示施工																	7												
	92	畳製作・畳工																			7										
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7										
	94	熱絶縁施工																					7								
	95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									7				
	96	造園																							7						
	97	防水施工																		7											
	98	さく井																								7					
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別紙② 有資格コード一覧（一般建設業）３／３

	コード	資格区分	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	６１	地すべり防止工事 【1年】					7																			7					
	４０	基礎ぐい工事					7																								
	６２	建築設備士 【1年】								7	7																				
	６３	計装 【1年】								7	7																				
	６０	解体工事																													7
	３６	基幹 登録電気工事基幹技能者								7														7							
		登録橋梁基幹技能者					7						7																		
		登録造園基幹技能者																							7						
		登録コンクリート圧送基幹技能者					7																								
		登録防水基幹技能者																		7											
		登録トンネル基幹技能者					7																								
		登録建設塗装基幹技能者																	7												
		登録左官基幹技能者				7																									
		登録機械土工基幹技能者					7																								
		登録海上起重基幹技能者														7															
		登録ＰＣ基幹技能者					7							7																	
		登録鉄筋基幹技能者												7																	
		登録圧接基幹技能者												7																	
		登録型枠基幹技能者			7																										
		登録配管基幹技能者									7																				
		登録鳶・土工基幹技能者					7																								
		登録切断穿孔基幹技能者					7																								
		登録内装仕上工事基幹技能者																			7										
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									7				
		登録エクステリア基幹技能者					7	7				7																			
		登録ＡＬＣ基幹技能者										7																			
		登録建築板金基幹技能者							7								7														
		登録外壁仕上基幹技能者				7													7	7											
		登録ダクト基幹技能者									7																				
		登録保温保冷基幹技能者																					7								
		登録ウレタン断熱基幹技能者																					7								
		登録グラウト基幹技能者					7																								
		登録冷凍空調基幹技能者									7																				
		登録運動施設基幹技能者					7								7										7						
		登録基礎工基幹技能者					7																								
		登録タイル張り基幹技能者										7																			
		登録標識・路面標示基幹技能者					7												7												
		登録土工基幹技能者					7																								
		登録発破・破砕基幹技能者					7																								
		登録圧入基幹技能者					7																								
		登録送電線工事基幹技能者					7			7																					
		登録消火設備基幹技能者																											7		
		登録建築大工基幹技能者			7																										
		登録建築測量基幹技能者			7																										
		登録硝子工事基幹技能者																7													
		登録さく井基幹技能者																								7					
		登録解体基幹技能者																													7
		登録あと施工アンカー基幹技能者					7																								
		登録計装基幹技能者								7	7											7		7							
		登録土質改良基幹技能者					7																								
		登録都市トンネル基幹技能者					7																								
		登録潜函基幹技能者					7																								
その他	９９	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

備考

・資格区分右端の【　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
（注２）　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
（注３）　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
（注４）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
（注５）　土木：昭和４８年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「鋼構造物作業」とするものに限られます。
（注６）　塗装：昭和４８年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
（注７）　令和３年４月１日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。

（イ）特定建設業の有資格コード一覧表

別紙②　有資格コード一覧（特定建設業）１／３

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）
「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）
「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督的実務経験）
「8a」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験3年＋2年以上の指導監督的実務経験）
「8c」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験5年＋2年以上の指導監督的実務経験）
「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

（網掛け）特定建設業指定7業種

区分	コード	資格区分	種目	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	01	法第7条第2号　イ　該当				2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
	02	法第7条第2号　ロ　該当				5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5
	03	法第15条第2号　ハ　該当（同号イと同等以上）		3	3						3	3		3		3										3						
	04	法第15条第2号　ハ　該当（同号ロと同等以上）				6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士		9				9								9																
	12	2級建設機械施工管理技士　（第1種～第6種）						8																								
	13	1級土木施工管理技士		9			8a	9	9	8a			8a	9	8a	9	9			9	8a			8a			8a		9		8a	9
	1H	1級土木施工管理技士補					8a	8a	8a	8a			8a		8a		8a			8a	8a			8a			8a		8a		8a	8a
	14	2級土木施工管理技士	土木				8c	8	8	8c			8c		8c		8			8c	8c			8c			8c		8		8c	8
	1J	2級土木施工管理技士補	土木				8c	8c	8c	8c			8c		8c		8c			8c	8c			8c			8c		8c		8c	8c
	15	2級土木施工管理技士	鋼構造物塗装				8c	8c	8c	8c			8c		8c		8c			8	8c			8c			8c		8c		8c	8c
	1K	2級土木施工管理技士補	鋼構造物塗装				8c	8c	8c	8c			8c		8c		8c			8c	8c			8c			8c		8c		8c	8c
	16	2級土木施工管理技士	薬液注入				8c	8	8c	8c			8c		8c		8c			8c	8c			8c			8c		8c		8c	8c
	1L	2級土木施工管理技士補	薬液注入				8c	8c	8c	8c			8c		8c		8c			8c	8c			8c			8c		8c		8c	8c
	20	1級建築施工管理技士			9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	8a	9				9	8a	8a	8a	9
	2C	1級建築施工管理技士補				8a	8a	8a	8a	8a			8a		8a			8a	8a	8a	8a	8a	8a	8a				8a	8a	8a	8a	8a
	21	2級建築施工管理技士	建築			8c	8c	8c	8c	8c			8c		8c			8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c				8c	8c	8c	8c	8
	22	2級建築施工管理技士	躯体			8	8c	8	8c	8c			8		8			8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c				8c	8c	8c	8c	8
	23	2級建築施工管理技士	仕上げ			8	8	8c	8	8			8		8c			8	8	8	8	8	8c	8				8	8c	8c	8c	8c
	2D	2級建築施工管理技士補				8c	8c	8c	8c	8c			8c		8c			8c	8c	8c	8c	8c	8c	8c				8c	8c	8c	8c	8c
	27	1級電気工事施工管理技士									9												8a							8a		
	2E	1級電気工事施工管理技士補																					8a							8a		
	28	2級電気工事施工管理技士																					8c							8c		
	2F	2級電気工事施工管理技士補																					8c							8c		
	29	1級管工事施工管理技士										9			8a		8a	8a					8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a	
	2G	1級管工事施工管理技士補													8a		8a	8a					8a	8a			8a	8a	8a	8a	8a	
	30	2級管工事施工管理技士													8c		8c	8c					8c	8c			8c	8c	8c	8c	8c	
	3A	2級管工事施工管理技士補													8c		8c	8c					8c	8c			8c	8c	8c	8c	8c	
	31	1級電気通信工事施工管理技士																							9							
	32	2級電気通信工事施工管理技士																							8							
	33	1級造園施工管理技士					8a	8a	8a	8a			8a		8a		8a			8a	8a			8a		9	8a		8a		8a	8a
	3D	1級造園施工管理技士補					8a	8a	8a	8a			8a		8a		8a			8a	8a			8a			8a		8a		8a	8a
	34	2級造園施工管理技士					8c	8c	8c	8c			8c		8c		8c			8c	8c			8c			8c		8c		8c	8c
	3E	2級造園施工管理技士補					8c	8c	8c	8c			8c		8c		8c			8c	8c			8c			8c		8c		8c	8c
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	37	1級建築士			9	9				9			9	9								9										
	38	2級建築士				8				8			8									8										
	39	木造建築士				8																										
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）		9				9			9					9	9									9						9
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		9				9			9			9		9	9									9						9
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		9				9																								
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									9														9							
	45	機械・総合技術監理（機械）																					9									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										9											9									
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										9																	9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										9															9		9			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		9				9									9															
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								9						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		9				9																		9						
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										8																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										9																	9			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										9																	9		9	
電気工事士法	55	第1種電気工事士																														
	56	第2種電気工事士　【3年】																														
電気事業法	58	電気主任技術者　（第1種～第3種）　【5年】																														
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者　【5年】																							8							
	35	工事担任者　【3年】																							8							
水道法	65	給水装置工事主任技術者　【1年】																														
消防法	68	甲種 消防設備士																												8		
	69	乙種 消防設備士																												8		
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

別紙② 有資格コード一覧（特定建設業）２／３

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法	７１	建築大工			8																										
	６４	型枠施工			8		8																								
	６８	型枠施工（附則第４条該当）			8		8																								
	７２	左官				8																									
	５７	とび・とび工					8																								8
	７３	コンクリート圧送施工					8																								
	６６	ウェルポイント施工					8																								
	７４	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管																													
	７５	給排水衛生設備配管																													
	７６	配管（注１）・配管工																													
	７０	建築板金「ダクト板金作業」							8								8														
	７７	タイル張り・タイル張り工										8																			
	７８	築炉・築炉工・ れんが積み										8																			
	７９	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8				8																			
	８０	石工・石材施工・石積み						8																							
	８１	鉄工（注２）・製罐																													
	８２	鉄筋組立て・鉄筋施工（注３）												8																	
	８３	工場板金															8														
	８４	板金・建築板金・板金工（注４）							8								8														
	８５	板金・板金工・打出し板金															8														
	８６	かわらぶき・スレート施工							8																						
	８７	ガラス施工																8													
	８８	塗装・木工塗装・木工塗装工																	8												
	８９	建築塗装・建築塗装工																	8												
	９０	金属塗装・金属塗装工																	8												
	９１	噴霧塗装																	8												
※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	６７	路面標示施工																	8												
	９２	畳製作 ・ 畳工																			8										
	９３	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			8										
	９４	熱絶縁施工																					8								
	９５	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8				
	９６	造園																													
	９７	防水施工																		8											
	９８	さく井																								8					
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

別紙②　有資格コード一覧（特定建設業）３／３

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	61	地すべり防止工事【1年】					8																			8					
	40	基礎ぐい工事					8																								
	62	建築設備士【1年】																													
	63	計装【1年】																													
	60	解体工事																													8
	36 種目	登録電気工事基幹技能者																						8							
		登録橋梁基幹技能者					8																								
		登録造園基幹技能者																													
		登録コンクリート圧送基幹技能者					8																								
		登録防水基幹技能者																		8											
		登録トンネル基幹技能者					8																								
		登録建設塗装基幹技能者																	8												
		登録左官基幹技能者				8																									
		登録機械土工基幹技能者					8																								
		登録海上起重基幹技能者														8															
		登録ＰＣ基幹技能者					8							8																	
		登録鉄筋基幹技能者												8																	
		登録圧接基幹技能者												8																	
		登録型枠基幹技能者			8																										
		登録配管基幹技能者																													
		登録鳶・土工基幹技能者					8																								
		登録切断穿孔基幹技能者					8																								
		登録内装仕上工事基幹技能者																			8										
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									8				
		登録エクステリア基幹技能者					8	8				8																			
		登録ＡＬＣ基幹技能者										8																			
		登録建築板金基幹技能者							8								8														
		登録外壁仕上基幹技能者				8													8	8											
		登録ダクト基幹技能者																													
		登録保温保冷基幹技能者																					8								
		登録ウレタン断熱基幹技能者																					8								
		登録グラウト基幹技能者					8																								
		登録冷凍空調基幹技能者																													
		登録運動施設基幹技能者					8																								
		登録基礎工基幹技能者					8																								
		登録タイル張り基幹技能者										8																			
		登録標識・路面標示基幹技能者					8												8												
		登録土工基幹技能者					8																								
		登録発破・破砕基幹技能者					8																								
		登録圧入基幹技能者					8																								
		登録送電線工事基幹技能者					8																								
		登録消火設備基幹技能者																											8		
		登録建築大工基幹技能者			8																										
		登録建築測量基幹技能者			8																										
		登録硝子工事基幹技能者																8													
		登録さく井基幹技能者																								8					
		登録解体基幹技能者																													8
		登録あと施工アンカー基幹技能者					8																								
		登録計装基幹技能者																				8		8							
		登録土質改良基幹技能者					8																								
		登録都市トンネル基幹技能者					8																								
		登録潜函基幹技能者					8																								
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）			8	8	8	8	8			8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

備考

・資格区分右端の【　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第９号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注２）　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注３）　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注４）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注５）　土木：昭和４８年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

（５）指定学科一覧表

法第７条第２号イ該当者

許可を受けようとする建設業	学　　　科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 ﾀｲﾙ･れんが･ﾌﾞﾛｯｸ工事業 塗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む)、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科

技術検定種目と対応する指定学科（法第７条第２号ハ該当者、**指定建設業と電気通信工事業は除く**）

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

（６）市町村コード表

市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード
千　葉　市		市　原　市	１２２１９	酒々井町	１２３２２
中　央　区	１２１０１	流　山　市	１２２２０	栄　　町	１２３２９
花見川区	１２１０２	八千代市	１２２２１	香　取　郡	
稲　毛　区	１２１０３	我孫子市	１２２２２	神　崎　町	１２３４２
若　葉　区	１２１０４	鴨　川　市	１２２２３	多　古　町	１２３４７
緑　　区	１２１０５	鎌ケ谷市	１２２２４	東　庄　町	１２３４９
美　浜　区	１２１０６	君　津　市	１２２２５	山　武　郡	
銚　子　市	１２２０２	富　津　市	１２２２６	九十九里町	１２４０３
市　川　市	１２２０３	浦　安　市	１２２２７	芝　山　町	１２４０９
船　橋　市	１２２０４	四街道市	１２２２８	横芝光町	１２４１０
館　山　市	１２２０５	袖ケ浦市	１２２２９	長　生　郡	
木更津市	１２２０６	八　街　市	１２２３０	一　宮　町	１２４２１
松　戸　市	１２２０７	印　西　市	１２２３１	睦　沢　町	１２４２２
野　田　市	１２２０８	白　井　市	１２２３２	長　生　村	１２４２３
茂　原　市	１２２１０	富　里　市	１２２３３	白　子　町	１２４２４
成　田　市	１２２１１	南房総市	１２２３４	長　柄　町	１２４２６
佐　倉　市	１２２１２	匝　瑳　市	１２２３５	長　南　町	１２４２７
東　金　市	１２２１３	香　取　市	１２２３６	夷　隅　郡	
旭　　市	１２２１５	山　武　市	１２２３７	大多喜町	１２４４１
習志野市	１２２１６	いすみ市	１２２３８	御　宿　町	１２４４３
柏　　市	１２２１７	大網白里市	１２２３９	安　房　郡	
勝　浦　市	１２２１８	印　旛　郡		鋸　南　町	１２４６３

（７）勘定科目の分類

○建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件（昭和57年建設省告示1660号）

最終改正　令和4年4月11日国土交通省告示第473号

貸　借　対　照　表

科　目	摘　要
〔資産の部〕	
Ⅰ 流動資産	
現金預金	現金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等 預金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後1年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債権（割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する。）。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
完成工事未収入金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金（税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後1年以内に満期の到来する有価証券
未成工事支出金	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等
材料貯蔵品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかつたもの
短期貸付金	決算期後1年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産（長期貸付金）に記載することができる。
前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後1年以内に費用となるもの。ただし、当初1年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産（長期前払費用）に記載することができる。
その他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によつて生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後1年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によつて生じたものについては、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸倒引当金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅱ 固定資産	
(1) 有形固定資産	
建物・構築物	次の建物及び構築物をいう。
〔建物	社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの附属設備〕
〔構築物	土地に定着する土木設備又は工作物〕

機械・運搬具	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。
機械装置	建設機械その他の各種機械及び装置
船舶	船舶及び水上運搬具
航空機	飛行機及びヘリコプター
車両運搬具	鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工具器具・備品	次の工具器具及び備品をいう。
工具器具	各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの(移動性仮設建物を含む。)
備品	各種の備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの
土地	自家用の土地
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。
建設仮勘定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出
その他	他の有形固定資産科目に属さないもの
(2) 無形固定資産	
特許権	有償取得又は有償創設したもの
借地権	有償取得したもの(地上権を含む。)
のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。
その他	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの
(3) 投資その他の資産	
投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関係会社株式・関係会社出資金	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。
関係会社株式	会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第23号に定める関係会社の株式
関係会社出資金	会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金
長期貸付金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
破産更生債権等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上されるもの
その他	長期保証金等1年を超える債権、出資金(関係会社に対するものを除く。)等他の投資その他の資産科目に属さないもの
貸倒引当金	長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ 繰延資産	
創立費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
開業費	土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用(新株予約権の発行等に係る費用を含む。)
開発費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用(ただし、経常費の性格をもつものは含まれない。)

〔負債の部〕	
Ⅰ 流動負債	
支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
工事未払金	工事費の未払額(工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。)。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
短期借入金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金(金融手形を含む。)
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払額
未成工事受入金	請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの
預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
前受収益	前受利息、前受賃貸料等
・・・引当金	修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)
(修繕引当金	完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金
完成工事補償引当金	引渡しを完了した工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除に対する引当金
工事損失引当金	工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金
役員賞与引当金	決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金(実質的に確定債務である場合を除く。))
その他	営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの
Ⅱ 固定負債	
社債	会社法(平成18年法律第86号)第2条第23号の規定によるもの(償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債に記載すること。)
長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上されるもの
・・・引当金	退職給付引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)
〔退職給付引当金	役員及び従業員の退職給付に対する引当金〕
負ののれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
その他	長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの
〔純資産の部〕	
Ⅰ 株主資本	
資本金	会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの
新株式申込証拠金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
資本剰余金	
資本準備金	会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの
その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによつて生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの

利　益　剰　余　金	
利　益　準　備　金	会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの
その他利益剰余金	
・・・積 立 金 （準　備　金）	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
繰越利益剰余金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金（準備金）以外のもの
自　己　株　式	会社が所有する自社の発行済株式
自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
Ⅱ 評価・換算差額	
その他有価証券評価差額金	時価のあるその他有価証券を期日末時価により評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき事業用土地の再評価を行つたことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
Ⅲ 新　株　予　約　権	会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額

損益計算書

科目	摘要
Ⅰ 売上高	
完成工事高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高(請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高。)又は会社が顧客との契約の義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における工事契約に係る収益。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
兼業事業売上高	建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合における当該事業の売上高
Ⅱ 売上原価	
完成工事原価	完成工事高として計上したものに対応する工事原価
兼業事業売上原価	兼業事業売上高として計上したものに対応する兼業事業の売上原価
売上総利益 (売上総損失)	売上高から売上原価を控除した額
完成工事総利益 (完成工事総損失)	完成工事高から完成工事原価を控除した額
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
Ⅲ 販売費及び一般管理費	
役員報酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬(役員賞与引当金繰入額を含む。)
従業員給料手当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	役員及び従業員に対する退職金(退職年金掛金を含む。)。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。
法定福利費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福利厚生費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸倒引当金繰入額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交際費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	減価償却資産に対する償却額
開発費償却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租税公課	事業税(利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。)、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
雑費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用

営業利益 （営業損失）	売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額
Ⅳ 営業外収益	
受取利息及び配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。
受取利息	預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。
有価証券利息	公社債等の利息及びこれに準ずるもの
受取配当金	株式利益配当金（投資信託収益分配金、みなし配当を含む。）
その他	受取利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう。
有価証券売却益	売買目的の株式、公社債等の売却による利益
雑収入	他の営業外収益科目に属さないもの
Ⅴ 営業外費用	
支払利息	次の支払利息及び社債利息をいう。
支払利息	借入金利息等
社債利息	社債及び新株予約権付社債の支払利息
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
その他	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう。
創立費償却	繰延資産に計上した創立費の償却額
開業費償却	繰延資産に計上した開業費の償却額
株式交付費償却	繰延資産に計上した株式交付費の償却額
社債発行費償却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額
有価証券売却損	売買目的の株式、公社債等の売却による損失
有価証券評価損	会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損
雑支出	他の営業外費用科目に属さないもの
経常利益 （経常損失）	営業利益（営業損失）に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
Ⅵ 特別利益	
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
その他	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
Ⅶ 特別損失	
前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
その他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
税引前当期純利益 （税引前当期純損失）	経常利益（経常損失）に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税及び事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等（法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
当期純利益 （当期純損失）	税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

科　　目	摘　　要
材　料　費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費(仮設材料の損耗額等を含む。)
労　務　費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
(うち労務外注費)	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外　注　費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経　　費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等
(うち人件費)	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

（８）廃業届を提出する際の本人確認について

廃業届が届出義務者（P73 参照）の意思によるものである事を確認するため、提出する方の本人確認を行いますので、下記のとおり本人確認資料の添付又は提示をしてください。

但し、廃業届に届出義務者の押印がある場合を除きます。

廃業届の提出方法	提出者	本人確認資料（以下のいずれかを添付又は提示）
郵送・電子（添付が必要）	届出義務者	・代表者の運転免許証のコピー※
		・法人の印鑑証明書(個人事業の場合は事業主のもの)
	行政書士	・行政書士証（顔写真付き）のコピー
		・運転免許証のコピー※
窓口（提示が必要）	届出義務者	・運転免許証※
		・法人の印鑑証明書(個人事業の場合は事業主のもの)
	届出義務者従業員	・運転免許証※及び委任状(代表者から当該従業員へ委任するもの)
		・法人の印鑑証明書(個人事業の場合は事業主のもの)
	委任された行政書士	・行政書士証（顔写真付き）
		・運転免許証※
	委任された行政書士の補助者	・行政書士補助者証（顔写真付き）
		・行政書士補助者証（顔写真無し）及び運転免許証※

※運転免許証の外、運転履歴証明書（平成２４年４月１日以降発行のもの）、マイナンバーカード(個人番号はマスキングのこと)、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、旅券（パスポート）、身体障碍者手帳、療育手帳も可とします。

（９）各種問い合わせ先

○千葉県収入証紙売さばき機関（一例）

各市町村	印旛土木事務所	長生土木事務所
各区役所	成田土木事務所	夷隅土木事務所
各地域振興事務所	香取土木事務所	安房土木事務所
千葉土木事務所	銚子土木事務所	君津土木事務所
葛南土木事務所	海匝土木事務所	市原土木事務所
東葛飾土木事務所	山武土木事務所	千葉県庁生活協同組合

※鴨川出張所の庁舎内では販売していません。事前に市役所等で購入の上、申請してください。

○建設業許可申請書類等の閲覧について

建設業許可申請書類等の閲覧について（令和７年３月現在）

建設業許可申請書や変更届等は、建設業法第 13 条の規定により、公衆の閲覧に供されます。

1　閲覧できる建設業許可業者

千葉県知事許可業者

2　閲覧場所等

260－8667　千葉市中央区市場町１－１　千葉県庁中庁舎７階

建設業許可書類閲覧室

（TEL）043－223－3560

（ホームページ）千葉県ホームページ「建設業許可申請書類等の閲覧について」

http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/tetsuzuki/kyoka-etsuran.html

3　閲覧可能日時

平日（水曜日を除く）９時～10 時、10 時 30 分～11 時 30 分、13 時～14 時

14 時 15 分～15 時 15 分、15 時 30 分～16 時 30 分

※　閲覧室を利用する場合は、事前に予約が必要です。予約方法等の詳細についてはホームページをご覧ください

※　毎週水曜日、祝日、年末年始等は閲覧室を閉鎖しています。また、それ以外に臨時に閉鎖する場合がありますので、事前にご確認ください。

4　その他

利用料金はかかりません。

○国家資格等についての問い合わせ先

	試験の実施機関等	所在地	電話番号
建設機械施工技士	(一社)日本建設機械施工協会 試験部	東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館内	03-3433-6141
土木施工管理技士	(一財)全国建設研修センター	東京都小平市喜平町 2-1-2	042-300-6860
管工事施工管理技士			042-300-6855
造園施工管理技士			042-300-6866
建築施工管理技士 電気工事施工管理技士	(一財)建設業振興基金	東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目 MT ﾋﾞﾙ 2 号館	03-5473-1581
一級建築士	(公財)建築技術教育普及ｾﾝﾀｰ	東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル	050-3033-3821
二級・木造建築士			050-3033-3822
技術士	(公社)日本技術士会	東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 4F	03-6432-4585
技能士	千葉県職業能力開発協会	千葉市美浜区幕張西 4-1-10	043-296-1150
電気工事士	(一財)電気技術者試験センター	東京都中央区八丁堀 2-9-1 RBM 東八重洲ビル 8F	03-3552-7651
電気通信主任技術者	(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター	東京都豊島区巣鴨 2-11-1 ホウライ巣鴨ビル 6F	03-5907-5139（代）
監理技術者資格者証	(一財)建設業技術者ｾﾝﾀｰ千葉県支部	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県建設業センター6F	043-241-6067
登録解体工事講習	(公社)全国解体工事業団体連合会	東京都中央区八丁堀 4-1-3 安和宝町ビル 6 階	03-3555-2196

（注）建設業法に規定する技術者に必要となる国家資格等は、上記以外の団体が実施する講習、試験等では取得することができませんのでご注意ください。

○建設業関連窓口一覧

【経営事項審査、入札参加資格】	建設･不動産業課 契約・審査班 ℡ ０４３－２２３－３１１３
【宅地建物取引業者の免許】	建設・不動産業課 不動産業班 ℡ ０４３－２２３－３２３８
【建築士の免許】	一般社団法人　千葉県建築士会 ℡ ０４３－２０２－２１００
【建築士事務所の登録】	公益社団法人　千葉県建築士事務所協会 ℡ ０４３－２２４－１６４０
【解体工事業者の登録】	技術管理課　建設リサイクル推進班 ℡ ０４３－２２３－３４４０
【産業廃棄物処理業、施設設置の許可】	環境生活部廃棄物指導課 ℡ ０４３－２２３－２６４７
【電気工事業者の登録・届出】	防災危機管理部産業保安課 ℡ ０４３－２２３－２７２２
【浄化槽工事業者の登録・届出】	建築指導課建築指導室 ℡ ０４３－２２３－３１８３
【浄化槽保守点検業者の登録・届出】	環境生活部水質保全課 ℡ ０４３－２２３－３８１３

国土交通大臣許可について

問い合わせ先　　国土交通省　関東地方整備局　建政部
建設産業第一課　建設業係
所在地　　〒３３０－９７２４
さいたま市中央区新都心２－１
さいたま新都心合同庁舎２号館
電話番号　　０４８－６０１－３１５１（代表）
内線　６１４５、６１４６、６１５６
ホームページ
http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/kensei/construction/allow/index.html

建　設　業　許　可　の　手　引

（令和７年４月発行）

発行者　　千葉県　県土整備部　建設・不動産業課　建設業班
所在地　　〒２６０－８６６７
千葉市中央区市場町１－１
電話番号　０４３－２２３－３１０８・３１１０
ＦＡＸ　　０４３－２２５－４０１２
ホームページ
http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/index.html

★建設現場で働く方々のために「建設業退職金共済制度」に加入しましょう★

この退職金制度は、建設現場で働く人々のために、法律によって設けられた制度で、全国どこの建設現場で働いても、働いた日数分の掛金となる証紙を貼り、建設業の仕事をやめたときに　全部通算され建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

建設業の事業主はすべてこの退職金制度に加入して、建設現場で働く人たちに手帳を交付し、労働者福祉の増進に努めましょう。

建設業退職金共済制度の５つの特徴

1　国の制度なので安全確実かつ簡単
2　退職金は企業間を通算して計算
3　国が掛金の一部を補助
4　掛金は損金扱い
5　国が運営費の一部を補助

【問合せ先】　独立行政法人　勤労者退職金共済機構　建退共千葉県支部
千葉市中央区中央港１－１３－１（千葉県建設業センター内）
電　話　０４３－２４６－７３７９　　ＦＡＸ　０４３－２０３－５０２０
http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/

○土木事務所一覧表

千葉県知事許可に関する申請・届出・相談窓口は、主たる営業所（事実上の住所地）を管轄する各土木事務所の総務課です。

令和７年３月現在

名　称	郵便番号	所　在　地	電　話	管　轄　市　町　村
千葉土木事務所	260-0023	千葉市中央区出洲港 11-1	043 242-6101	千葉市・習志野市・八千代市
葛南土木事務所	273-0012	船橋市浜町 2-5-1	047 433-2421	市川市・船橋市・浦安市
東葛飾土木事務所	271-0072	松戸市竹ヶ花 24	047 364-5136	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ケ谷市
印旛土木事務所	285-0026	佐倉市鏑木仲田町 8-1	043 483-1140	佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・酒々井町・栄町
成田土木事務所	286-0036	成田市加良部 3-3-2	0476 26-4831	成田市・富里市・多古町・芝山町
香取土木事務所	287-0003	香取市佐原イ 92-11	0478 52-5191	香取市・神崎町・東庄町
銚子土木事務所	288-0837	銚子市長塚町 2-44-9	0479 22-6500	銚子市
海匝土木事務所	289-2144	匝瑳市八日市場イ 1999	0479 72-1100	旭市・匝瑳市
山武土木事務所	283-0006	東金市東新宿 1-11	0475 54-1131	東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・横芝光町
長生土木事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475 24-4521	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町
夷隅土木事務所	298-0004	いすみ市大原 8513-1	0470 62-3311	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町
安房土木事務所	294-0045	館山市北条 402-1	0470 22-4341	館山市・南房総市・鋸南町
安房土木事務所 鴨川出張所	296-0044	鴨川市広場 820	04 7092-1107	鴨川市
君津土木事務所	292-0833	木更津市貝渕 3-13-34	0438 25-5131	木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市
市原土木事務所	290-0067	市原市八幡海岸通 1969	0436 41-1300	市原市